

平成 2 1 年第 4 回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成 2 1 年 1 2 月 8 日 開会

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成21年東吾妻町議会第4回定例会会議録目次

第1号（12月8日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	4
○町長あいさつ	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○議員派遣の件について	7
○議案第10号の上程、説明、議案調査	8
○議案第11号の上程、説明、議案調査	9
○議案第12号の上程、説明、議案調査	13
○議案第13号の上程、説明、議案調査	16
○議案第1号の上程、説明、議案調査	17
○議案第2号の上程、説明、議案調査	28
○議案第3号の上程、説明、議案調査	29
○議案第4号の上程、説明、議案調査	30
○議案第5号の上程、説明、議案調査	31
○議案第6号の上程、説明、議案調査	32
○議案第7号の上程、説明、議案調査	35
○議案第8号の上程、説明、議案調査	36
○議案第9号の上程、説明、議案調査	37

○議案第 14 号の上程、説明、議案調査	39
○議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○議案第 18 号の上程、説明、議案調査	62
○請願書・陳情書の処理について	64
○散会の宣告	64

第 2 号 （12月16日）

○議事日程	67
○本日の会議に付した事件	68
○出席議員	68
○欠席議員	68
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	68
○職務のため出席した者	68
○開議の宣告	70
○議事日程の報告	70
○議案第 10 号の質疑、討論、採決	70
○議案第 11 号の質疑、討論、採決	74
○議案第 12 号の質疑、討論、採決	75
○議案第 13 号の質疑、討論、採決	75
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	76
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	106
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	107
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	107
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	108
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	108
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	109
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	109
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	110

○議案第 14 号の質疑、討論、採決	111
○日程の追加	111
○議案第 18 号の撤回の件について	112
○請願書・陳情書の委員会審査報告	113
○発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
○発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○発委第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○発委第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○閉会中の継続審査（調査）事件について	126
○町政一般質問	134
須 崎 幸 一 君	134
青 柳 はるみ 君	145
○延会について	152
○延会の宣告	152

第 3 号 （12月17日）

○議事日程	153
○本日の会議に付した事件	153
○出席議員	153
○欠席議員	153
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	153
○職務のため出席した者	154
○開議の宣告	155
○議事日程の報告	155
○町政一般質問	155
日 野 近 吉 君	155
浦 野 政 衛 君	166
菅 谷 光 重 君	170
大 関 広 海 君	175
角 田 美 好 君	186

○発言の訂正について	198
加 部 浩 君	199
金 澤 敏 君	209
竹 渕 博 行 君	218
中 井 一 寿 君	226
上 田 智 君	231
○会議時間の延長	233
○町長あいさつ	242
○議長あいさつ	243
○閉会の宣告	244
○署名議員	245

平成21年12月 8 日(火曜日)

(第 1 号)

平成21年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第1号）

平成21年12月8日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 議案第10号 東吾妻町情報公開条例及び東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第13号 東吾妻町国民宿舎事業利用料条例を廃止する条例について
- 第 9 議案第 1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）案
- 第10 議案第 2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第11 議案第 3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第2号）案
- 第12 議案第 4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
- 第13 議案第 5号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第2号）案
- 第14 議案第 6号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第15 議案第 7号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）案
- 第16 議案第 8号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- 第17 議案第 9号 平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）案
- 第18 議案第14号 大石辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第19 議案第15号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更（農業共済事業の廃止）及び規約の変更に関する協議について
- 第20 議案第16号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 第21 議案第17号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更（消費生活セ

ンターの設置、管理）及び規約の変更に関する協議について

第22 議案第18号 工事委託契約の変更締結について

第23 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大岡広海君	10番	中井一寿君
12番	橋爪英夫君	14番	佐藤利一君
15番	加部浩君	16番	菅谷光重君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

欠席議員（2名）

11番	上田智君	13番	前村清君
-----	------	-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長・教育課長事務取扱	小林靖能君	総務課長	渡辺三司君
企画課長	蜂須賀正君	保健福祉課長	高橋啓一君
町民課長	猪野悦雄君	税務会計課長兼会計管理者	武藤賢一君
産業課長	角田輝明君	建設課長	市川忠君
上下水道課長	加辺光一君	事業課長	富沢美昭君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局係	田中康夫
--------	------	--------	------

議 会 事 務 局 主 任 角 田 光 代

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） おはようございます。

開会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

本日ここに平成21年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には年末で極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

本定例会には平成21年度補正予算案を初め、条例の改正等18件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。会期中、町長を初め執行部各位におかれましては、来年度予算の編成時期と重なり、大変だろうと思われませんが、会議の運営に一層のご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

なお、上田智議員からは欠席の届け出がありました。

なお、前村清議員につきましては、病気入院中につき、家族から欠席の申し出がありました。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） おはようございます。

平成21年第4回定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

2009年もいよいよ20日余りを残すのみとなり、町のあちらこちらでイルミネーションが飾られるなど、気ぜわしい年の暮れとなりました。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席を賜り、ここに開催できま

すことに對し、心より厚く御礼を申し上げます。

ことしの1年を振り返ってみますと、1月には米国史上初の黒人大統領バラク・オバマ氏が第44代大統領に就任し、経済危機克服の決意を述べ、新たなスタートを切りました。しかし、長引く不況のあおりを受け、米国自動車産業最大手のゼネラルモーターズが経営破綻するなど、厳しい状況が続いております。国内でも春ごろから新型インフルエンザの発生があり、管内の小・中学校にも学級閉鎖になるなど、感染者の拡大が心配をされております。国政では、9月に圧倒的多数で民主党連立政権が誕生いたしました。新政権の発足により、ハッ場ダム建設事業本体工事中止の表明がありましたが、生活関連事業につきましては、粛々と進めてまいり所存でございます。

日本国内の経済状況であります、デフレや円高にあえぐ日本経済を立て直すために2009年度第2次補正予算に反映させる経済対策の規模として、7兆円超とする方向で進んでおるようでございます。また、2010年度予算編成に向けた政務三役の政治折衝について、事業仕分けの結論を踏まえて決定していきたいとの考えを示しております。

これらの状況下で、町でも12月4日に予算編成会議を開催し、年内には各課からの概算要求書が提出される予定であります。主要事業の概要や必要性、費用対効果などを精査した歳出予算書の提出を指示し、財源の重点配分や効率化を図るとともに、町民の視点に立った行政サービスの向上を目指し、めり張りのある予算編成に取り組んでいきたいと考えております。

さて、本定例会では、東吾妻町情報公開条例及び東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例を初め、条例関係4件、平成21年度一般会計補正予算を初め、予算関係9件、その他大石辺地に係る総合整備計画の変更についてほか4件を提案させていただく予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、すべてを原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成21年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開

きます。

(午前 10 時 06 分)

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、12番、橋爪英夫議員、14番、佐藤利一議員、15番、加部浩議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月17日までの10日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は10日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は12月9日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（一場明夫君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後日ごらんいただきまして、議会活動、また議員活動に資していただければと思います。

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第 4、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第119条第 1 項の規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので報告いたします。

去る10月30日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の議員研修会及び11月 5 日に開催されました吾妻郡町村議会議長会主催の議員研修会について、12番、橋爪英夫議員より報告願います。

12番、橋爪英夫議員。

（1 2 番 橋爪英夫君 登壇）

○1 2 番（橋爪英夫君） それでは、ご報告いたします。

去る10月30日、吉岡町文化センターにおいて、群馬県町村議会議長会主催による議員研修会が開催されました。本議会からは16名が参加いたしました。

午後 1 時より開会となり、慶應義塾大学教授片山善博氏の「地方自治の展望と課題」と題し、1つ目として、民主党が標榜する地方主権では国の役割を限定、基礎的自治体中心主義と補完主義、国庫補助金の一括交付金化、草の根自治と住民によるガバナンス、2つ目として、自治体自体ないし地方 6 団体が取り組むべき課題では、団体自治の強化、住民自治の強化について講演。氏は、自治省歴任、鳥取県知事 2 期、国の制度、各委員会、審議会委員等の在職、今年10月からは内閣府の行政刷新会議構成員に就任する知識や経験豊かな経歴の方で、大変意義ある講話でありました。

次に、休息時間を挟んで、日本経済新聞客員コラムニスト多勢康弘氏に「政局展望」と題し、40年にわたる政治記者経験から、かつての自民党政権と政権交代後の民主党政権の行方について、スタートは順調であったが、外交問題等が重要な課題で建前だけ述べていたので

は日本の将来に大きな影響をもたらすのではないかと、沖縄基地問題、領土問題、拉致問題等、今後の行方は大変である等、中央の生の話が聞けたと思います。

続いて、11月5日ですが、中之条町ツインプラザで吾妻郡町村議会議員研修会が開催されました。今回の研修会は「新しいまちづくりに期待される議会の活動」と題して、全国町村議会議長会議事調査部長岡本光雄氏の講演でした。氏は、全国町村議会議長会事務局に勤務、この間、標準町村議会会議規則、同委員会条例の全面改正及び傍聴規則の制定を初め、議会関係著書や書式の改定等に携わり、地方議会に経験豊かな方です。新しい地方議会に取り組んでいる町村を事例に、議員活動と報酬を考える契機としての通年議会等、大変意義ある話を受講いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（一場明夫君） 橋爪英夫議員の報告を終わります。

以上で議員派遣の件についてを終わります。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第10号 東吾妻町情報公開条例及び東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第10号 東吾妻町情報公開条例及び東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、榛名吾妻荘の運営管理を指定管理者にゆだねることに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） それでは、議案第10号 東吾妻町情報公開条例及び東吾妻町個人

情報保護条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正前の第2条でございますけれども、水道事業及び国民宿舎事業の部分がございすけれども、企業会計の町長の権限の部分でございます。この「及び国民宿舎事業」を削除するものでございます。

続きまして、裏面の個人情報保護条例の改正でございますけれども、これにつきましても同様の内容で、国民宿舎事業を削除するという内容になっておりますのでよろしくお願いいたしますします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

国において平成21年3月31日公布、4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律が成立いたしました。この改正を受けて、平成22年1月1日施行等に係る東吾妻町税条例の一部改正であります。

改正の主なものは、個人町民税における住宅ローン減税の創設であります。

改正内容の詳細については担当課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） よろしくお願ひいたします。

先ほど町長が言いましたように、今回の改正というのが地方税法ですとか、租税特別措置法の改正によりますところの改正です。

4月1日で専決させていただいたものもあるんですけれども、施行日が平成22年1月1日、平成22年4月1日並びに平成23年1月1日の3つの施行日ということになります。これは条文のほうの改正附則のほうに書いてありますので、後ほど見ていただければというふうに思います。

条文で説明してもなかなかわかりづらいので、新旧対照表で説明していきたいと思います。

今回の改正のポイントは3つぐらいなんですけれども、先ほど言いましたように、住宅ローン減税と言われている、いわゆる住宅借入金税額の特別控除の創設ということになります。それと、いろいろな上位法の改正による項ずれですとか条項整備というものと、ちょっとうちの条例の形式上というか、字句の整理をさせていただきました。

それでは、新旧対照表の1ページになります。

まず、第54条第6項の関係ですけれども、3行目、4行目になります。これは竣工という「工」の字なんですけれども、これができた公有水面埋立法というのが大正10年にできている法律でして、このときにはこういう「功」を使っていました。ただ、状況によって、今はこの工業の「工」を使っているということで、字句の整理になります。

続いて、下から3行目の同項第2号が同項1号に改正されるものでありますけれども、これは農地法の改正による項ずれということです。条項整備です。

続きまして、80条の2と81条、この2つなんですけれども、これは上位法の改正ではなくて、改正前を見ていただければと思うんですけれども、下線部が入っているもので、次の各号に該当するというふうな表記になっています。両方ともそうなんですけれども、各号というのは1号しかありませんので、1号しかない場合には号を起こさないというのが条例の規定上の話なので、条文に溶け込ませておきました。そういうことで、救急用のものと商品であって使用しない軽自動車等というふうなことで、条文に溶け込ませたという改正です。

続きまして、2ページ、3ページにかかわる部分なんですけれども、これが今回の税制改正の一番のポイントになる住宅ローン控除に係るところの改正です。

7条の3については、税源移譲が19年に行われたときに改正をさせていただいた部分、その下の7条の3の2という、これが創設された条文になります。

住宅ローンのポイントというのが3点ほどあります。1点が、いわゆる所得税で控除し切

れない税額というものを住民税から控除しますよということ。その住民税から控除する2点目として、最大9万7,500円までを限度として控除しますよ。この9万7,500円という数字が何で出たかという、所得税法が平成18年に変わって5%から40%、いわゆる10%から5%ということで、税源移譲で住民税のほうに移譲された部分です。そのときに5%税率がかかる課税所得の最大が195万円未満ということですので、その5%を掛けると9万7,500円という、そういった数字になります。これが要するに住民税から控除できる限度ですよということです。それと、今までは、要するに町への申告書が住民税から引く場合は必要でした。それが必要なくなりますよという、この3点です。

7条の3がまだ生きていまして、右が改正前で括弧のところで削除する部分があります。この部分が今までも、税源移譲されて引けるはずだったのが引けなかったのを住民税から引いていました。これは平成18年までに住んでいた方、居住した方についての特例措置ということで、7条の3ができたわけですが、そういった中で申告書の取り扱いについて、猶予規定というか、見逃し規定的なものがあつたんですけれども、それが申告書が必要なくなったということで、ここで削除しますよということになります。

7条の3の2、では新設はどういうものなのかというのが問題なんですけれども、いわゆる住宅取得控除、住宅ローンというのは所得税法の控除、税額控除で平成11年から行われているものです。平成11年から18年までは何回かの改正はあつたんですけれども、ずっと11年から18年までは住宅を取得して居住する、いろんな要件を整えれば、ローンをしていればそのローンに対して、その年、年というか、改正のときに変わるんですけれども、1%とかそういったパーセントで税額から控除していましたよということです。18年までは、そういうことで所得税法で所得税から引けていたものが、10%の税率が5%に変わった段階で、平成19年にこの7条の3で引き切れなかった、実際には10%払うべき人だったのが、5%に所得税がなくなってしまったんだよ。そうすると5%だと、例えば今まで10万円税金払っていた人が5万円になってしまったと。この住宅ローンの控除が8万円あったとすると、今までだったら8万円引けたのが3万円引けなくなると、そういうことで3万円は住民税から返しますよ、それが19年に創設された7条の3です。

所得税法はどうなったかという、19年、20年に取得した住宅については、いわゆる住宅ローン控除、所得税のほうはそのまま創設されたんですけれども、それが選択制で10年選択と15年選択、だからそっちの有利なほうをとってカバーしてくださいよと、そのかわり住民税からの補てんはなくなりましたよと、その2年間は19年、20年です。

今度は21年からまた25年までの間、この所得税の住宅ローンが創設されました。そういった中で、これとあわせて7条の3の2ということで、要するに所得税で引き切れなかった部分があれば住民税から9万7,500円の限度で引けますよということです。18年までに住んでいた人も、例えば10年とか、この住宅ローンではありますから、そのスパンでこの7条の3は生きていて、この間の申請というのが申告書が必要だったんですけども、今度の改正で20年に要件を満たして居住した人で住宅ローンがある方は、確定申告が当然必要ですので、確定申告をすれば住民税のほうも申告書なしで住民税からのローン控除をしますよと。今までであった18年までに居住していて、まだ住宅ローンが残っている人についてもそういった措置、要するに申告書がなくてもやれますよという、そういうことです。そういった内容のものが7条の3と7条の3の2ということで、今回の改正のポイントになると思います。

以下は、先ほど言いましたように、いわゆる上位法の改正によるものです。

次の8条第2項については、いわゆる住宅ローンの関係、附則第7条の3の2第1項がこれに追加されていると思うんですけども、これはみんな住宅ローン関係です。

1枚はぐっていただいて、16条の3第3項第2号の關係の2行目と7行目、8行目にアンダーラインがあると思うんですけども、改正後をちょっと見ていただければと思うんですけども、これについては住宅ローン関係ですよ。中ほどののは、4月1日に寄附金控除というのを説明したと思うんですけども、その関係によるところの条項整備、字句の整理です。

続いて、16条の4です。これについても見ていただければわかると思うんですが、アンダーラインのところは附則の關係です。ですから、住宅ローン控除の關係で追加です。

続いて、第17条の第1項、5ページですけれども、この5行目の關係、これについては長期譲渡所得に係るところの特別控除ができましたよという、これも4月の話なんですけれども、取得して5年以上持っていた長期物件を21年、22年に譲渡した所得については、1,000万円の控除がありますよという、そういったものの条項整備による35条の2第1項というのが追加になっております。

続いて、その下の3項の第2号については、これは住宅ローン關係。

1枚めくっていただいて6ページですけれども、上から3行目は、これは住宅ローンの關係です。

続いて、第17条の2なんですけれども、これもさっき言いました35条の2の關係は長期譲渡の關係。4行目の37条の9の5とあるのが、これは長期譲渡のために先行取得した場合

の譲渡関係の特別措置法絡みの上位法の改正による条項整備になります。

続いて、第18条については、両方ともこれは住宅ローン控除関係。

第19条第2項第2号についても住宅ローン関係。

第19条の2なんですけれども、これは租税特別措置法の37条関係の改正による条項整備です。いわゆる株式の譲渡所得の損失の関係の規定になります。

続きまして、1枚めくっていただきまして、第20条、ページ8ですね。第20条の第2項の関係なんですけれども、これも特定中小会社、いわゆるエンジェル税制というのを聞いたことがあると思うんですけれども、その絡みの関係の特別措置法の改正による条項整備です。

その下の同条の第6項の3行目も同じです。

続いて、9ページの第20条の2の関係なんですけれども、これも租税特別措置法の改正によりますところですよ。先物取引、いわゆる証券会社等で行っている金融商品、カバードワラントという商品だそうです。ただ、これはいろいろ問い合わせして、群馬銀行等もこういう商品を取り扱っていないよということなんですけれども、そういったものの条項整備になります。

続いて、同条の第2項の関係は、アンダーラインでわかるように、これは住宅ローン絡みの改正です。

続いて、第20条の4第2項、1枚めくっていただいて第2号になります。これも附則7条の関係ですので、住宅ローン控除関係です。第5項についても、同じく住宅ローン関係ということになります。

ということで、今回の改正は住宅ローン控除の創設がメインでありますよという改正になります。よろしくお願いいたしますと思います。

以上、雑駁なんですけれども、説明にかえさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第7、議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長（茂木伸一君） 議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

地方税法の一部改正による条項整備であります。上位法の改正によるもので、保険税の内容改正ではございません。

なお、改正内容の詳細については担当課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） お世話になります。

引き続きなんですけれども、この国保税については、本当にもう町税よりも上位法が改正して、条項整備の部分がほとんどというかすべてなんですけれども、保険税については、この4月にお世話になりました介護分の9万円の限度額が10万円になったというのが税法的には最大のものです。基本は、税法の改正については減税が主な改正なんですけれども、この限度額については、これから今検討されている国保税なんかも限度額が上がってきますよというようなことで、いわゆる7割、5割、2割の軽減は使えるんだけれども、所得のある人からは多少負担をしていただいて、保険の事業をうまく回していきたいというような考え方だと思います。

もう1点、今回の改正で、合併の措置の経過措置等があったので、そういった整備をさせていただきました。

それでは、また新旧対照表のほうを見ていただければというふうに思います。

まず、1ページで、これは制定附則なんですけれども、保険税については条立てではなくて項立てになっています。ですから、第1項、第2項というようなことで制定附則がされおりますけれども、経過措置として、第1項の2からずっと2ページの第1項の11までが削除になります。これはどういうことかということ、合併のときの経過措置です。旧東地区については、例えば2つポイントなんですけれども、いわゆる徴収の関係の納期が12回、4月から3月までの12回に分かれていまして、旧吾妻町は7月から2月までの8回の納期になっています。そういった中で、4月から6月までというのが固定資産がはっきり決まらなかったり

とか、住民税がしっかり決まらなかったり、要するに所得がしっかり把握できなかったりするので、4月から6月までは、いわゆる仮徴収という徴収方法で徴収いたしまして、7月から本徴収で2月までが旧吾妻町、3月までが旧東村ということで、経過措置で20年3月31日までこの経過措置をとりながら、今やっています7月から2月までの8期、仮徴収なしというような今の保険の徴収方法に移行しました。

そうすることで、この部分はもう役目を果たしたので削ってしまおうと。これは残しておいてもいいじゃないかという話になるんですけども、いわゆるこういった法律改正のときに県等からいろいろな準則といいますか、こういうふうに改正になりますよというような例が来ます。そういう中で、うちも苦肉の策で、多分第1項の2から枝番をつけて11までということで、第2項をずらなさいようにしたんだと思います。そうすることで、今後混乱しないように、これは役目をもう果たしているの、削ってしまったほうがこれからの改正のときにスムーズにいくということで、削除させていただきます。

続いて、2ページの第3項です。これは3項の追加となります。これは地方税法の附則の第33条の2の第5項の改正、いわゆる上場株式の配当の関係です。春にご説明したので覚えている方がいると思うんですけども、20%に上がるやつをちょっと景気が悪かったので、また10%を少し23年度まで延長しますよというような説明をしたと思うんですけども、そういったところの追加になります。ここで1項追加されたので、以下1項ずつ項ずれが起きております。そうということでご理解いただければと思います。

第4項の、3ページになります、2行目なんですけれども、35条の2というところで、先ほど説明した長期譲渡関係の特別控除の関係で入ります。その第5項も下のところ、35条の2の関係ですので、譲渡関係の改正に伴うのものです。

それと、第7項の追加、これも附則第7項が追加されることなんですけれども、これは地方税法附則第35条の2の6第15項で、いわゆる上場株式の関係の損失の関係です。今までは繰越控除が1年できたんですけども、前の年の繰り越しはできたんですけども、損益通算ができなかったということで、3年間の損益通算ができるということの追加によるところの7項の追加になります。ここで7項が入ったので、以下2項ずつ項ずれを起こしておりますのでよろしくお願いします。

ということです。最後のページ、4ページの第10項の関係ですけども、この関係については、税条例で先ほど先物取引の関係の譲渡所得というような文言が入っていたと思うんですけども、その関係によるところの保険税も関係するので、条項整備ですよということに

なります。

この改正についても、先ほどの税法と同じように、後ほど条文のほうで改正附則を見ていただければと思うんですけども、平成22年1月1日施行と平成22年4月1日施行、それから平成23年1月1日施行という部分が全部入っていますよということになります。

以上、雑駁ですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第13号 東吾妻町国民宿舎事業利用料条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第13号 東吾妻町国民宿舎事業利用料条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

国民宿舎榛名吾妻荘の管理運営につきましては、過日の第8回臨時会におきまして指定管理者の議決をいただきました。

今回の利用料条例の廃止につきましては、来年2月1日以降は指定管理者の定める利用料金とするために利用料条例を廃止するものであります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億1,060万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を100億6,142万円とするものであります。また、繰越明許費補正として、原町中学校体育館耐震補強事業費を3,034万4,000円追加、地方債補正として、体育館耐震補強事業債を920万円追加し、辺地対策事業債を300万円追加、変更するものであります。

歳入については、国庫補助金として道路改良事業補助金を1,660万円追加するほか、国の1次補正予算で計上していた子育て応援特別手当交付金が執行停止になったことに伴い、1,188万円の減額、教育費国庫補助金を3,094万2,000円追加、県補助金として新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金を746万7,000円追加、老人保健特別会計繰入金で2,457万9,000円追加、町債で1,220万円の追加などが主な内容であります。

歳出については、過日の臨時議会でご議決いただいた職員等の給与改定及び人事異動に伴う人件費補正が主な内容ですが、このほかに財政調整基金積立金を6,839万7,000円、道路改良費を3,085万6,000円、防災費として、全国瞬時警報システム整備費を700万円、原町中学校体育館の耐震補強事業で3,034万4,000円と、それぞれ追加補正するものが主な内容であります。

詳細はそれぞれの担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） お世話になります。それでは、説明させていただきます。

ただいま町長が提案理由で申し上げたとおりでございまして、今回お願いいたします補正額につきましては、歳入歳出それぞれに1億1,060万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出予算それぞれ100億6,142万円とするものでございます。

まず、5ページをお願い申し上げます。

第2表でございます。繰越明許費追加補正です。

これにつきましては、原町中学校体育館耐震補強事業に係ります事業費といたしまして、3,034万4,000円のお願いということでございます。

6ページをお願い申し上げます。

第3表、地方債補正であります。

お願いいたしますのは1の地方債の追加で、体育館耐震補強事業といたしまして、限度額920万円のお願いでございまして、これにつきましては、原町中学校の体育館の耐震補強事業に係るものでございます。

次に、2の地方債の変更でございます。

辺地対策事業で補正後の限度額を2,800万円にするものでございます。これにつきましては、町道分去・オリジン線の事業量の増に係るものでございます。

次に、9ページの事項別明細をお願い申し上げます。

まず、歳入でございます。

12款分担金及び負担金、1項負担金、3目の農林水産業費負担金でございまして、17万3,000円の追加のお願いでございます。

次に、14款の国庫支出金、2項国庫支出金、1目の総務費補助金1,660万円でございますが、これにつきましては道路改良事業補助金でございまして、ダム関連事業の補助金の追加となります。

次に、2目の民生費国庫補助金です。1,188万円の減額をお願いでございます。ご存じのとおり、国の事業見直しによりまして、子育て応援特別手当の事業執行停止に伴うものでございます。

次に、3目の農林水産業費国庫補助金182万2,000円の減額をお願いでございます。

次は、4目の土木費国庫補助金495万円の追加のお願いでございまして、町道岩下・川中線に係るものでございます。

次に、5目の教育費国庫補助金3,094万2,000円追加のお願いでございます。説明欄に記載のとおりでございまして、新学習指導要領教材整備補助金につきましては、当初国庫補助金はございませんでしたが、今回国庫補助金がつきました関係でお願いするものでございます。その下にあります安全・安心学校事業補助金と地域活性化臨時交付金につきましては、原町中学校体育館耐震補強工事に係るものでございます。

次に、15款県支出金、2項の県補助金、1目総務費補助金641万6,000円の追加のお願いでございます。これは全国瞬時警報システム、J－A L E R Tというものでございまして、これの整備交付金でございます。これは、例えばの話ですけれども、テポドンが日本に向け発射された場合等に、瞬時に警戒警報等が伝達されるシステムということでございます。

次に、3目の農林水産業費補助金84万2,000円の追加のお願いでございます。備考欄記載のぐんまのこんにゃくW T O緊急対策事業補助金につきましては、今年度のみの補助金というふうに伺っております。

次に、5目衛生費補助金746万7,000円の追加のお願いで、説明欄記載のとおりでございます。新型インフルエンザワクチンの接種に係る補助金となっております。

6目の商工費補助金339万1,000円の追加のお願いであります。説明欄記載のとおりで、緊急雇用創出事業補助金の追加であります。

10ページをお願いいたします。

18款1項2目公共施設等整備基金繰入金756万8,000円の追加のお願いで、これにつきましては、ダム関連事業繰入金で町道5284号線、新井・横谷・松谷線に係るものでございます。

次に、18款2項特別会計繰入金、1目老人保健特別会計繰入金2,457万9,000円の追加のお願いであります。

次に、20款の5項7目雑入917万5,000円の追加のお願いであります。説明欄記載のとおりでございます。

次に、21款1項2目辺地債300万円の追加ですが、これは先ほど6ページのほうでちょっと説明申し上げましたけれども、分去・オリジン線道路改良工事に伴う辺地債の追加のお願いでございます。

次に、4目の教育費920万円の追加でございますが、これも6ページのほうで説明させていただきました原町中学校体育館耐震補強工事に伴うものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございますが、それぞれ担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 失礼いたします。

それでは、歳出につきまして説明させていただきます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目議会費でございます。これにつきましては、給与改定に伴います146万2,000円の減額でございます。

次に、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございますが、異動及び給与改定に伴います1,218万5,000円の減額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） 4 目会計管理費の3 節職員手当の関係です。これは会計部門の職員4 名分の、いわゆる年末調整とか、集中的な事務に対する時間外手当の追加でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） 続きまして、7 目財政調整基金費でございます。先ほど町長が提案理由のところで申し上げましたとおりでございます。財政調整基金の積み立て金の追加でございます。今回お願いいたします6,839万7,000円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 10 目支所費でございます。これにつきましては、機構改革により、東支所関係が総務課に統合されたことに伴います人件費を総務課のほうで支払うということで、1,828万9,000円の減額でございます。

次に、12 目交通対策費でございます。11 節の需用費19万7,000円の追加でございます。これにつきましては、交通事故が本年度非常に多くなっております。それに伴います事故防止ののぼり旗の購入でございます。

次に、20 目の諸費でございます。これにつきましては、定額給付金事業事務費の返還金400万円の追加でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） 続きまして、1 目の税務総務費の関係です。これは給与改定の関係で、12 名分の職員の関係です。マイナス252万3,000円です。

続きまして、2目の賦課徴収費の関係の、これは追加のお願いなんですけれども、231万6,000円。これは、e L T A Xというのをお聞きになったことがあると思うんですけれども、電子申告の関係で、昨年ちょっと補正でお世話になって、年金特徴についてはこの10月から年金特徴がなされております。それ以外で給与支払い報告書の報告ですとか、法人の町民税の申告書の申告ですとか、償却資産の申告というものが電子化していくと、いわゆる昨年からことしにかけて、かなりこの部分で動きがあったということで、郡内調査においても、長野原町を除いて全部この補正で各町村が導入していると。県内においても各市は全部、町村においても半数以上というところの動きがこの1年でばっと流れてきたので、ここでe L T A Xを導入して、そういった流れの中で、いわゆる申告の便宜を図っていきましようということの、いわゆるシステムの設定委託料ですとか、システムの使用料におきます追加になります。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） 3項1目の戸籍住民基本台帳費であります。職員の異動及び給与改定に伴います347万6,000円減額のお願いでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 続きまして、14ページ、2款7項1目ダム対策総務費につきましてご説明をさせていただきます。

今回、補正につきましては職員人件費、2節給料、3節職員手当、4節共済費、合計で5万1,000円の減額と25節積立金で756万9,000円追加のお願いでございます。積立金につきましては、ダム関連事業である町道5284号線、町道新井・横谷・松谷線の事業負担確定調整により、積立金へ積み立てるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（富沢美昭君） 8項岩櫃ふれあいの郷費のお願いでございます。

1項の岩櫃ふれあいの郷総務費は、人件費関係でございます。3目のコンベンションホール管理費の13節委託料ですが、こちらは保護ワックスの追加実施のお願いでございます。

続きまして、15ページになりますが、9項温泉事業費でのお願いでございます。

1目桔梗館管理費につきましては、人件費関係でございます。

2目温泉センター管理費の11節需用費につきましては、落雷被害に伴う修繕料追加のお願いでございます。なお、財源としましては、建物共済の対象となっております。

3目温泉センター食堂費につきましても人件費関係でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） 3款民生費、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費でございますが、職員9名分の異動及び給与改定所要額でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） 3目の国民年金費であります。職員の給与改定に伴います30万8,000円減額のお願いでございます。

以上であります。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） 4目の老人福祉費でございますが、老人福祉事業で介護保険の特別会計繰出金694万5,000円並びにいわびつ荘への繰出金67万5,000円の減額でございます。

続きまして、地域包括支援センター事業費の4万7,000円につきましては、職員給与改定に伴う部分でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） 6目国民健康保険費であります。人件費、職員の異動及び給与改定に伴います65万1,000円の減額であります。

続いて、8目の後期高齢者医療費であります。後期高齢者医療特別会計への繰出金30万5,000円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） 2項の児童福祉費、1目児童措置費でございますが、子育て応援特別手当交付金事業が政権交代によりまして廃止になりましたので、1,188万円の減額のお願いでございます。

2目の保育所費でございますが、879万6,000円の減額のお願いであります。職員の異動及び給与改定等の額でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、18ページの4款衛生費、1項保健衛生費の1目保健総務費でございますが、

職員の異動及び給与改定に伴う62万6,000円の減額のお願いでございます。

2目の予防費でございますが、1,017万7,000円の増額のお願いでございますが、主なものにつきましては、今大変流行しております新型インフルエンザのワクチン接種委託料といたしまして、998万4,000円の増額のお願いでございます。

続きまして、4目の健康事業増進事業費でございますが、特定健診の20年度分の請求が来ていまして、今回額が199万4,000円ほど確定いたしましたので、補正の増額のお願いでございます。

8目の保健センター管理費でございますが、18万8,000円の増額のお願いであります、印刷機のリース料の追加と備品購入費といたしまして、シュレッダーを購入したいということでのお願いであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（加辺光一君） それでは、4款3項1目の簡易水道費でございますが、総額で434万4,000円の減額のお願いでございます。

19節の負担金補助及び交付金150万7,000円の追加ですが、これは町営水道以外の簡易水道等の施設改修費に対する補助金でございます。事業費の2分の1、上限150万円までを補助する制度で、今現在4件の申請がありまして、不足する150万7,000円をお願いするものでございます。

28節の繰出金につきましては、簡易水道特別会計への繰出金585万1,000円の減額でございます。

なお、この内容につきましては、簡易水道特別会計補正予算のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 6款1項1目の農業委員会費でございますが、給与改定に伴います9万8,000円の減額でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、20ページをお願いいたします。

2目の農業総務費ですが、異動及び給与改定に伴う181万2,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、3目の農業振興費ですが、説明欄をごらんください。野生動物による農作物災害対策事業といたしまして、電牧さく等の補助金142万5,000円の追加と、ぐんまのこん

にゃくWTO緊急対策事業補助金として、91万5,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、7款1項1目の商工総務費ですが、異動及び給与改定に伴います335万円の減額のお願いでございます。

続きまして、2目の商工振興費ですが、信用保証協会補填金につきましては、平成21年上半期において2件の代位弁済がありましたので、201万1,000円の追加のお願いでございます。

次の3目の観光費ですが、スイセンの球根代といたしまして50万円の追加のお願いでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前11時00分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（市川 忠君） それでは、21ページをお開きいただきたいと思います。

8款1項1目道路橋りょう総務費につきましてご説明をさせていただきます。今回補正をお願いいたします額につきましては、総額で313万8,000円減額のお願いでございます。減額内容につきましては、2節給料、3節職員手当、4節共済費、それぞれが職員の人件費についての減額でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2目道路維持費であります。総額で669万1,000円の追加のお願いでございます。内訳であります。備考欄をごらんいただきたいと思います。まず、道路維持費で500万円の追加であります。町内各行政区での町道補修、原材料支給不足、それから町直接補修合材などの不足による追加のお願いでございます。

次に、道路維持管理事業169万1,000円追加であります、これは21年度から実施しております緊急雇用対策事業が当初の半年雇用からさらに半年延長され、そのことによる臨時職員費用169万1,000円の追加のお願いでございます。

次に、22ページをお願いしたいと思います。

3目道路改良費であります、今回お願いをいたしますのは、総額で3,085万6,000円追加のお願いでございます。備考欄をごらんいただきたいと思います。

まず、道路改良費600万円の追加であります、地域活力基盤創造交付金第3回交付がありまして、現在改良を進めております岩下・川中線の整備を行うための追加でございます。

次に、ダム関連道路費2,485万6,000円の追加であります、町道5284号線と町道新井・横谷・松谷線の事業負担確定調整によるものでございます。この追加につきましては、町道5284号工事に関するものであります、ダム基本協定に基づきまして、国庫補助事業と水特事業、並列で進めております事業であり、平成22年3月末、概成開通を目指す中での確定負担割合の調整によりまして、今回追加のお願いをするものでございます。

以上であります、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（加辺光一君） 8款2項5目の下水道費でございます、下水道事業特別会計への繰出金605万3,000円の追加のお願いでございます。これにつきましても、下水道事業特別会計のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 9款1項1目消防費でございます。消火栓敷設がえ負担金70万円の追加のお願いでございます。これにつきましては、松谷地内の水道石綿管布設がえ及び在下地内の消火栓敷設がえ工事に伴います工事費負担金の追加のお願いでございます。

続きまして、3目防災費でございます。15節工事請負費700万円の追加のお願いでございます。これにつきましては、歳入でも説明がありましたように、全国瞬時警報システム、J-ALERTの整備工事費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） それでは引き続きまして、10款教育費についてご説明申し上げます。

1項教育総務費、2目事務局費ですが、584万6,000円の減額でございます。これは事務

局職員の異動及び給与改定の所要額でございます。

5目給食調理場運営管理費169万円の減額であります。2節から4節及び19節は異動及び給与改定所要額に係るものであります。11節需用費の12万円につきましては、原町給食共同調理場の給食運搬車のスタッドレスタイヤ購入費でございます。18節備品購入費の6万円は、原町給食共同調理場が学校から離れてしまう関係で、プリンターとファクスを購入するものでございます。

24ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費89万3,000円の追加のお願いでございますが、2節から4節及び19節は、異動及び給与改定所要額に係るものであります。15節工事請負費の45万円につきましては、原町小学校ことばの教室のカーテン取り付け工事費でございます。18節備品購入費の53万3,000円は、同じく原町小学校ことばの教室の管理備品を購入するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費50万2,000円の追加のお願いですが、2節から4節及び19節は異動及び給与改定所要額に係るものであります。20節扶助費の60万6,000円につきましては、日本スポーツ振興センター災害給付見舞金の追加でございます。

25ページをお願いいたします。

3目中学校施設整備費3,034万4,000円の追加のお願いでございます。これは耐震診断の2次結果により、原町中学校体育館の耐震不足補強工事を行うもので、設計監理委託料として200万円、耐震補強工事請負費として2,834万4,000円をお願いするものでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費1,461万6,000円の減額であります。2節、3節及び19節は異動及び給与改定所要額に係るものであります。4節共済費につきましては、異動及び給与改定所要額に係るものが108万3,000円の減額、育休職員に係る臨時職員の社会保険料の追加が10万6,000円で、97万7,000円の減額でございます。9節旅費の17万円につきましては、15日間の幼稚園園長心得の中央研修の交通費と宿泊料でございます。15節工事請負費の38万4,000円につきましては、坂上幼稚園の預かり保育用のカーテン取り付け工事でございます。19節備品購入費の23万7,000円につきましては、坂上幼稚園の預かり保育管理備品の購入費でございます。

5項社会教育費、2目公民館費ですが、195万6,000円の追加補正のお願いでございます。備考欄をごらんください。7月から臨時雇用職員がかわったことから、通勤手当が必要になったことと、当初は週4日勤務の予算計上でございましたが、週5日の勤務でお願いいたし

ましたので、不足する額の補正をお願いするものです。もう1点は、公民館台帳整備事業でございますが、ご承知のとおり緊急雇用対策事業でございまして、今回2名の臨時職員、10カ月の賃金並びに必要な諸経費をお願いするものです。

ただ、費用弁償の15万4,000円については、賃金に組み替えのお願いでございます。合計いたしまして、図書台帳整備の事業関係では170万円の追加補正のお願いでございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費55万7,000円の追加のお願いでございます。新型インフルエンザ対策の消耗品としての手洗い消毒液等、ノロウィルス対策の汚物処理機等を購入し、管内の幼稚園及び小・中学校に配付するものでございます。

3目施設管理費でございしますが、組み替え補正のお願いでございます。ご承知のとおり、本年度町民プールの運営は休止いたしましたので、その予算額が不用となるわけですが、これを組み替えまして、当初予算化できなかった部分に活用させていただきたいものです。組み替えをお願いする額は404万円でございます。

減額する節は、11節需用費126万5,000円、13節委託料245万5,000円、14節使用料及び賃借料32万円をそれぞれ減額しまして、これを12節役務費に109万4,000円、15節工事請負費に294万6,000円を組み替えるものです。組み替えにて執行する内容でございますが、12節役務費につきましては、町民体育館のロータリーにございますケヤキ3本を1本にしたいなど、周辺の樹木で邪魔になる枝打ちや、建設以来27年経過しますが、ほとんど放置状態でありました植木の手入れなどの手数料でございます。

15節工事請負費の294万6,000円ですが、町民体育館関係で事務室環境整備としまして、グループウェア情報系の引き込み工事費及び冷暖房機器設置工事費並びに小体育室関係では、社交ダンス、フラダンス、踊り等の愛好会から要望がございまして、縦2メートル、横4.5メートルほどの鏡の設置工事費30万円と冷暖房機設置工事費65万円、スポーツ広場関係では、簡易トイレ及び洗い場の移設設置工事費52万5,000円。それと、岩井の親水公園内で平成2年ごろ施工いたしました親水ブロック破損の補修工事費60万円、以上のとおり組み替えをお願いするものですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） それでは、27ページをお願いいたします。

11款2項1目の農林水産施設災害復旧費ですが、さきの台風18号によります泉沢地区の災害復旧費41万円の追加のお願いでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

施設勘定、歳入歳出それぞれ57万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,079万4,000円とするものであります。

歳入では県支出金51万8,000円、繰入金6万1,000円の増額です。歳出は総務費59万6,000円の増額、医療費1万7,000円の減額です。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） お世話さまです。

今回お願いするのは、施設勘定のみでございます。それでは、3ページ以降、事項別明細書によって説明をさせていただきます。

まず、歳入ですが、緊急雇用創出事業補助金を予定させていただき、3款県支出金、1項2目の総務費補助金51万8,000円、4款の繰入金は、一般会計からの繰入金6万1,000円の追加のお願いでございます。

次に、歳出ですが、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費59万6,000円の追加をお願いします。給料、手当等の職員人件費については、本年の給与改定に伴うものでござい

ます。7節賃金ですが、3月末で看護師職員が1名退職をしますので、4月以降、臨時職員で対応を考えております。来月から緊急雇用の補助金を予定し、臨時職員をお願いするものでございます。

2款医療費、1項1目医療管理費1万7,000円の減額については、代診業務負担金の減額が主なものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第11、議案第3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ2,657万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,119万9,000円とするものです。

歳入では、繰入金1,321万1,000円の減額、繰越金3,855万8,000円の増額、諸収入123万2,000円の増額であります。次に、歳出ですが、医療諸費200万円の増額、諸支出金2,457万9,000円の増額でございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） それでは、3ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

きます。

まず、歳入ですが、4款の繰入金、一般会計繰入金1,321万1,000円の減額をお願いします。これは5款繰越金、前年度分3,855万8,000円の追加によるものであります。

6款諸収入、2目返納金ですが、国保分医療費返還金123万2,000円の追加をお願いします。

続いて、歳出ですが、2款医療諸費200万円の追加をお願いします。これは歳入の返還金に伴う月おくれ医療費請求分としてのものであります。

3款諸支出金、2項繰出金につきましては、歳入前年度分繰越金、一般会計繰出金2,457万9,000円の追加のお願いでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第12、議案第4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ60万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,683万3,000円とするものであります。

歳入ですが、繰入金30万5,000円、諸収入30万円の増額です。歳出は、総務費70万8,000円の増額、諸支出金10万3,000円の減額であります。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（猪野悦雄君） それでは、3ページ以降、事項別明細書等により説明させていただきます。

まず、歳入ですが、3款繰入金、1項1目事務費繰入金30万5,000円の追加をお願いします。

4款諸収入、2項1目保険料還付金30万円増額のお願いをいたします。

次に、歳出ですが、1款総務費70万8,000円の追加のお願いであります。これは役務費として、郵便料追加と歳入でお願いしております過年度分保険料還付金であります。

4款諸支出金、2項1目保険料還付金につきましては、過年度分特別徴収保険料還付金10万3,000円を減額して、1款の総務費に振りかえるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第13、議案第5号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第5号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ67万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億8,500万5,000円とするものであります。

歳入では繰入金67万5,000円の減額を、歳出では総務費67万5,000円の減額であります。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） それでは、事項別明細書等の４ページをごらんいただきたい
と思います。

４款１項１目の一般会計繰入金でございますが、67万5,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、歳出でございますが、１款１項１目の一般管理費でございますが、職員の異動及び給与改定に伴う所要額のそれぞれ変更で、説明の欄をごらんいただきたいと思いますが、下から２行目の臨時職員賃金追加につきましては、現在病気休職中というような方が１名ございますので、その分の臨時職員の追加と、修繕料の追加といたしまして、ボイラーの故障といいますか、調子がよくございませんので、修繕費として50万円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第６号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第６号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第２号）案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第６号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第２号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いする補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,722万円を増額し、歳入歳出予算の総額を11億8,513万8,000円とするものであります。

歳入では、保険料19万6,000円の減額、国庫支出金1,452万3,000円の増額、支払基金交付金1,666万9,000円の増額、県支出金732万6,000円の増額、財産収入21万6,000円の増額、繰入金629万7,000円の増額、繰越金1,238万5,000円の増額であります。

歳出では、総務費144万2,000円の増額、保険給付費5,066万2,000円の増額、基金積立金21万6,000円の増額、地域支援事業費490万円の増額でございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋啓一君） それでは、事項別明細書等の5ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目の1号被保険者の保険料でございますが、19万6,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、4款1項1目の介護給付費負担金につきましては、現年度分の介護給付費負担金の追加といたしまして、975万2,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、4款2項1目の調整交付金でございますが、現年度分の交付金の追加といたしまして354万6,000円の追加のお願いでございます。

2目の地域支援事業交付金でございますが、122万5,000円の追加のお願いでございます。

5款1項1目の介護給付費交付金につきましては、1,519万9,000円の追加のお願いでございます。

2目の地域支援事業支援交付金につきましては、147万円の増額のお願いでございます。

続きまして、6ページになりますが、6款1項1目の介護給付費負担金につきましては、671万3,000円の追加のお願いでございます。

6款2項1目の地域支援事業交付金の介護予防事業につきましては、61万3,000円の追加のお願いでございます。

7款1項1目の利子及び配当金につきましては、基金の積立金の利息追加といたしまして、21万6,000円の追加のお願いでございます。

8款1項1目の介護給付費繰入金につきましては、現年度介護給付費の繰入金追加といたしまして633万3,000円、2目の地域支援事業繰入金につきましては、61万2,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、８款２項１目の介護給付費準備基金繰入金につきましては、600万円ほどの減額のお願いでございます。

２目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、535万2,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、10款１項１目の繰越金につきましては、1,238万5,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、８ページをお願いしたいと思いますが、歳出に入らせていただきます。

１款１項１目の一般管理費につきましては、通信運搬費の追加といたしまして2万2,000円の追加のお願いでございます。

１款２項１目の認定調査費でございますが、認定調査費といたしまして、説明欄にあるとおりでございます、125万6,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、１款３項１目の趣旨普及費でございますが、印刷製本費の追加といたしまして16万4,000円ほどの追加のお願いでございます。

２款１項１目の居宅介護サービス給付費でございますが、4,552万円ほどの追加のお願いでございます。

続きまして、６目の居宅介護サービス計画給付費でございますが、506万6,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、２款３項１目の審査支払手数料でございますが、７万6,000円の追加のお願いでございます。

４款１項１目の介護給付費準備基金積立金といたしまして、20万2,000円の利息追加ということでのお願いでございます。

２目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金といたしまして、これも利息の１万4,000円ほどの追加のお願いでございます。

続きまして、５款１項１目の介護予防特定高齢者施策事業費といたしまして、生活機能評価委託料の追加といたしまして490万円の追加のお願いでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第15、議案第7号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第7号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ14万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,449万2,000円とするものであります。

歳入については、地域開発基金繰入金14万1,000円の追加、歳出については、施設管理費14万1,000円の追加であります。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） それでは、4ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入でございますが、地域開発基金から14万1,000円繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、施設管理費の委員報酬の1回分の追加7万7,000円と権利団体著作物使用料の6万4,000円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第 8 号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第16、議案第 8 号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第 8 号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1,769万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億4,708万1,000円とするものであります。

歳入としては、使用料及び手数料285万円の追加、国庫支出金200万円の追加、県支出金168万6,000円の追加、繰入金605万3,000円の追加、繰越金19万8,000円の減額、町債530万円の追加等々でございます。

歳出としては、建設費1,680万円の追加と職員の異動及び給与改定に伴う人件費89万1,000円の追加であります。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（加辺光一君） それでは、3 ページをお開きください。

第 2 表の地方債補正でございますが、下水道事業債の変更です。起債の限度額を530万円引き上げて、1 億4,860万円をお願いするものでございます。

続きまして、5 ページの歳入をごらんください。事項別明細書でございます。

2 款 1 項 2 目の浄化槽使用料、1 節の設置時使用料285万円の追加のお願いでございます。今年度の浄化槽設置状況ですが、今現在で当初見込みの80基を超える申請がありまして、今年度は95基を見込んでおります。したがって、ふえた15基分の設置時使用料285万円の追加です。なお、この設置時使用料は1 人槽当たり 3 万円です。

次に、3 款 1 項 2 目の生活排水費国庫補助金、1 節の浄化槽整備事業国庫補助金200万円の追加でございます。これは浄化槽の整備数がふえることによる国庫補助金の追加でございます。

4款1項1目の県補助金、1節の下水道補助金168万6,000円の追加でございますが、これも国庫補助同様に、浄化槽整備事業費の増加に伴う追加です。

次に、5款1項1目の一般会計繰入金605万3,000円の追加のお願いでございます。追加の主な理由は、工事費や委託料の増加に伴うものでございます。

6款1項1目の繰越金ですが、前年度繰越金確定による19万8,000円の減額でございます。

次に、8款1項1目の下水道事業債530万円の追加のお願いでございます。1節の公共下水道事業債で360万円、2節の浄化槽整備事業債で170万円、それぞれ追加のお願いでございます。

続きまして、7ページの歳出をごらんください。

1款1項1目の一般管理費89万1,000円の追加のお願いでございますが、これは人事異動及び給与改定に伴います人件費の追加です。

次に、2款1項1目の建設事業費1,680万円の追加のお願いでございます。内訳ですが、公共下水道事業費では、公共事業再評価資料作成業務委託料と町単独管渠の工事費で485万円の追加、浄化槽整備事業費では、設置数の増加に伴う工事費と浄化槽市町村整備推進事業減債基金への積立金で825万円の追加です。農業集落排水箱島・岡崎地区ではマンホールかさ上げ工事費330万円の追加、同じく岩下・矢倉地区でもマンホールかさ上げ工事費40万円の追加のお願いです。なお、このかさ上げ工は1基当たり10万円を見込んでおります。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第17、議案第9号 平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第9号 平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出ともに2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,572万7,000円とするものであります。

歳入としては、分担金55万2,000円と繰越金532万2,000円を追加し、繰入金585万1,000円を減額するものであります。歳出では、簡易水道費2万3,000円の追加です。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（加辺光一君） それでは、4ページをお開きください。

歳入ですが、1款1項1目の簡易水道分担金、1節の加入分担金でございますが、新設加入が当初見込みの2件から5件ふえまして、その追加55万2,000円でございます。

4款1項1目の繰入金、1節の一般会計繰入金でございますが、繰越金の確定や分担金の増額に伴う585万1,000円の減額です。

次に、5款1項1目の繰越金、1節の前年度繰越金でございますが、確定による532万2,000円の追加です。

続きまして、5ページの歳出をごらんください。

1款1項1目の維持管理費でございますが、2万3,000円の追加のお願いです。これは給与改定に伴う人件費の減額と消費税納付金8万9,000円の追加でして、トータルで2万3,000円の追加となるものです。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査いたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時とします。

（午前11時55分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 続いて、議事日程に従いまして会議を進めてまいります。

日程第18、議案第14号 大石辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第14号 大石辺地に係る総合整備計画の変更について提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、平成18年度から平成22年度までの5カ年計画として8辺地のうち、大石辺地ほか2辺地について、計画に基づき町道の整備を図ってきているものでございます。今回お願いする大石辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、大石辺地の事業量の増大に伴う計画の見直しによる変更であります。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（蜂須賀 正君） それでは、説明させていただきます。

ただいま町長が申し上げましたとおりでございまして、本辺地総合計画につきましては、平成18年の町村合併に伴いまして、改めて平成18年度から平成22年度までの5カ年計画といたしまして、8辺地のうち飯米場辺地、大石辺地、手古丸辺地の3僻地につきまして、道路の整備計画を策定し、事業を実施してまいってございました。

今回変更をお願いする辺地につきましては、大石辺地の整備計画でございまして、お配りしました資料の変更前、変更後というのが裏表でありますけれども、辺地総合整備計画書の

変更前、変更後をごらんいただきたいと思います。

今回変更がありますのは、まず辺地の人口でございます。変更前が202名、変更後につきましてが278名と、76名の増員となっておりますが、これにつきましては住所地特例制度ができました関係上、大石地区にありますオリジンの村の入居者を加えたものが主なものとなっております。

次に、1の(3)辺地度点数であります。変更前が135点、変更後は120点となっておりますが、これにつきましては、町全体の財政力指数が改善されたためでございます。

以上の変更につきましては、特に総務大臣より変更計画書の提出を求められるものではございませんが、3の公共施設の整備計画、辺地対策事業債予定額の変更の場合につきましては、変更計画書の提出が必要となりますので、議会のご議決をいただいた後に提出するものであります。

その変更前の事業費5,800万円、辺地対策事業債予定額が5,800万円、変更後につきましては、事業費が6,800万円、辺地対策事業債予定額といたしまして6,760万円にするものであります。変更の概要につきましては、変更前事業といたしまして道路延長が640メートル、幅員5メートルでございましたが、変更後の道路延長につきましては、695メートルにするものでございます。なお、幅員については変更はございません。

また、辺地対策債を変更前5,800万円から変更後6,760万円にするものです。この辺地債につきましては、8割が交付税算入されるものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第19、議案第15号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更（農業共済事業の廃止）及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長（茂木伸一君） 議案第15号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更（農業共済事業の廃止）及び規約の変更に関する協議について提案理由の説明を申し上げます。

農業共済事業に関する事務の効率化と財産基盤を高めるため、群馬県全域を1つの組合事業区域とする群馬県農業共済組合が平成22年4月1日に設立されることに伴い、吾妻広域町村圏振興整備組合で共同事務として処理していた当該事務は廃止されることとなりますので、組合規約の第3条第16号に規定する農業災害補償法の規定に基づく農業共済事業の事務及び第18条に規定する農業共済事業会計を削るものであります。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（角田輝明君） それでは、詳細説明を申し上げます。

農業共済事業につきましては、市町村もしくは事務組合等で国、連合会、組合等による3段階での組織体制で行っておりますが、農家や耕作地の減少等、多様化する自然災害など農業共済を取り巻く情勢は大きく変化しています。このような農業情勢に対応するため、統合により効率的な運営基盤を確保し、農業経営の安定に向けた役割を果たすため、群馬県全域を1組合でカバーする農業共済組合を設立し、国と直接保険業務関係を2段階で結ぶ特定農業共済組合へ移行することに伴い、吾妻広域町村圏振興整備組合で行ってございました共同事務を廃止するものであります。

なお、群馬県農業共済組合設立後は前橋市にあります農業共済組合連合会を本所とし、各地域で農業共済事業を円滑に行うため、11の支所を設置して事業を行う予定です。

新旧対照表をごらんください。

組合規約第3条16号の農業災害補償法の規定に基づく農業共済事業の事務を削除し、17号以降を1号ずつ繰り上げます。

裏面をお願いします。

第18条は、第3条の16号を削除したことに伴いまして、整理するものであります。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第20、議案第16号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第16号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について提案理由の説明を申し上げます。

農業共済に関する事務の効率化と財産基盤を高めるため、群馬県全域を1つの組合事業区域とする群馬県農業共済組合が平成22年4月1日に設立されることに伴い、吾妻広域町村圏振興整備組合で共同処理していた農業災害補償法の規定に基づく農業共済事業の事務は廃止されることになり、この事務にかかわる財産について処分するものであります。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 吾妻広域町村圏振興整備組合で共同処理していた農業共済事業につきましては、平成22年4月1日に設立される群馬県農業共済組合に継承することになります。

つきましては、その財産につきましての継承でございますが、裏面をお願いいたします。

継承団体に帰属する財産といたしましては、現金、預金と（１）に記載してあります法定積立金から農業共済管理物品につきましては、平成22年3月31日の現在高。また、（２）に記載されております未処分剰余金及び業務引当金を含む業務勘定残金につきましては、決算終了後の平成22年3月31日の現在高を引き継ぐものでございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

９番、大図議員。

○９番（大図広海君） この財務諸表について伺いますが、現在残高と年度末推定一覧表を提示してください。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 現在、まだ決算が済んでおりません。20年度の決算諸表ということであれば提出することはできますが、よろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） ９番、大図議員。

○９番（大図広海君） 繰り返します。現在残高と年度末予想残高表です。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） まだ作成されておりませんので、今のところは報告ができないということになっています。

○議長（一場明夫君） 今の答弁は、それが現時点でできていないという答弁のようですけれども。

９番、大図議員。

○９番（大図広海君） そうじゃないですよ。現在残高ができていないなんていうことは絶対あり得ない、現在の残高です。

それと、農業共済という性格からして、固定経費は若干あるでしょうけれども、これから

共済費の支払いが新たに発生するということもなかなか考えにくい。台風被害もないだろうし、大体の作物はもう、若干考えられるのは大雪でハウスがつぶれた。ただし、これは農業共済の対象にならないと思います。

そういう意味合いからして、ほぼ年度末の予想残高というのは推計ができるんだと思います。少なくとも現在残高、それと例年いろいろ経費が発生していると思いますので、その予想残高というものをつくるにはやぶさかではないかと思われます。いいですか、財産の帰属の論議なんですよ。その金額が提示されずに論議の対象になるとは思いますか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 事業につきましては、広域農業共済組合がやっておりますので、確認をして、出せるようであれば出したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

○議長（一場明夫君） それでは、大図議員の資料要求がありましたので、今、資料要求のあったものが農業共済の事務局のほうで出せるかどうかの確認をとった上で、資料を準備できればするということですので、ここで暫時休憩にいたします。

（午後 1時15分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時27分）

○議長（一場明夫君） 産業課長より答弁をお願いします。

産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 農業共済組合に確認をしましたが、現段階では数字的に出せないということでありましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 議場に議案として提示する、これが少なくとも財産の処分に相当するわけですよ。だから、条例事項でここに提示されているんだと思います。幾らの財産を処分

するかがわからなくて議案になると思いますか。答えてみてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 地方自治法第289条に財産処分等ございますが、これに該当するかどうかはちょっとよくわかってはいません。議会の議決は、協議の内容についてなされるべきもので、関係地方公共団体の長が当該地方公共団体を代表して協議を行うことについて、議決を要するものではないというようなことではございます。

これとどのようにリンクするかちょっとわかりませんが、ただ、これのほかにこの広域圏という、普通に言っております吾妻広域町村圏振興整備組合のところで私が理事を務めております。そして、議長、副議長に議員をお世話になっております。そういった中での財産処分ということで、広域の議会の中で決定をしなければなりません。そして、なおかつこの農業共済事業が建物共済も含めて、この町にとっても有意義なものである、有益なものであるというように信じております。

そういった中で、責任を持って私どもも対処するつもりでおりますので、どうぞ今回のところはお認めをいただければありがたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それはそうなんですね。整備組合、これも自治法の指定を受ける組合ですから、その組合の財産の処分ですから組合でなされればいい。じゃ、なぜここに議案として提示しているのか。その組合の議決行動を指示するための議案なんのでしょうか。確認しておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 私もちっとその辺が定かではございません。

この農業共済の事業、この当該事務が廃止されることになるということで、廃止をして、そして新しい形で、群馬県を一本化した広域というような形でさらに広域にするというところで、群馬県知事に対する認可であるとか、そういったようなことが必要かと思います。その中の1つの書類として必要なのではないのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 議論をさらに先に進めますと、この農業共済というのは米穀が主体であって蔬菜類、あるいは果樹はこの共済の対象になっていないと私は理解しているのですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 果樹等も共済の対象になっております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） はい、結構です。

そういったところですが、果樹が若干リング系があるかないか、出荷ベースでいうと市場経由という出荷はほとんどない。米穀であっても麦作はほとんどもう目にしない、稲作が基本反別が余りにも少ないために自家消費米、縁故米で終わってしまう。そういった背景の中で、10アール以上水田を耕作している人が強制加入だという概念を持ちながら、共済金を払い続けている。この実態をよしとするか、感覚を伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） この当該議案とは関係のないものだと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） あるから質問しています。

そういった人たちが積み立てた共済金、その共済金の運用によって積立金が発生した、あるいは未処分剰余金がある、この広域圏組合の中から共済事業の廃止ということになる。その段階で、群馬県で統括する新しい事業に債権債務を引き継ぐのか。いや、それは新しい共済組合の発生であるから、既存の共済事業についてはこのところで債権債務をきれいに整理して、剰余金については加入者に配当として還付して、それで終わる。この選択肢もあるのかと思います。

そのためには、幾らの剰余が発生するか、あるいは恐らくは納めたときに反別で納めていますから、反当たりで還付された場合、幾らに相当するか。これが明示されて、初めて論議の土台になるんです。どういう選択肢があるかということだと思いますね。それが議会だと思います。理解できましたか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それは、広域の議会というようなところも大きくかかわってまいりますし、それはそれでまた別の議論だというように思います。農業共済に対して、全部が入らなければいけないということにはなっていないと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） いや、それが多くの農家がそういう概念の中で共済費を払っているという実態があるんですね。それは説明員がどういうふうに説明したかということにもなろう

かと思いますが。

その中で、今言っているように、この新しい共済組合が設立されるといったときの対処の仕方、少なくとも債権債務がそのまま継続するのか。いや、新しいのだから、その余剰金があるのなら、それともう一つ、加入脱退が自由ならば、私はそのところでちゃんと整理をしてもらいたいという住民がいてもおかしくはない。その論議の土台となるのは、この積立金、余剰金等々、資産がどれだけあって、負債がどれだけあって、これを解散整理をした場合に配当が幾ら発生するかということがまずわからなければ、話し合いにならない。だから、金額を求めているんです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） あくまでも共済組合でございますので、その件については加入する人、しない人の自由にお任せをすればいいことであって、町全体が加入しないということにはつながらないと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 今の発言は会議録にとどめておきまして、そうなりますと、町全体が加入しない。でも、私たちはその議案として提示されたものを審議しなくてははいけません。選択肢の中からこれを選んだという形を残さなくてははいけません。

いいですか。これではない選択肢がある可能性がある、この金額次第で。そんなに配当が多いならば、私はたった2反歩、3反歩の田んぼしかつくっていないんです。平均反別でも恐らく3反歩ぐらいになると思いますよ、単純平均にすると。全耕地畑作が二千何百町歩あるかと思います。水田は400町歩だと思います。その中で、農業共済費を払ってまで安心がほしいか。いや、私は、いずれ縁故米、あるいは跡取りもいない、大体が自家消費で終わる、そういう人たちは、今説明を聞きますと、加入、脱退が自由だそうですから、前は説明されて強制加入という形で、私は思って入っていた。

そういうことならば、ここなんですよね、今システムが変わろうとしている。だから、共済組合がここで解散して新しい組合が発生する。そういうことならば、ここで債権債務を継続して統合という形で上がるのではなくて、一たん解散整理、それで余剰金は組合員に対して精算を行う。その後、どういうふうにするか、この選択肢も残されているかとは思っていますよ。

ただ、その論議を深めるためには、このところで今、解散整理をした場合に10アール当たりどのくらいの還付金があるのか、あるいはまた逆に負担金が増すのか。ここまで含めて

の論議になると思いますよ。それが議会としての正しい行動かと思いますが、理解できましたか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） あくまでも議員の皆様方にお諮りをしている案件でございまして、共済組合に入っている会員一人一人の考えをお伺いしているものではございません。まずそれをお願いをしておきます。

そして、この農業共済のシステムが毎年毎年基本的な形では精算をしているような状況にも近いものがあります。ですので、ずっとこの吾妻広域町村圏振興整備組合の中の農業共済事業というもののだけが単独で、基金の積み立てをどんどんしているであるとか、そういったことはございません。やはりそういったのは、すべてを群馬県の農業共済組合のほうとのやりとりをした中で精算を行っておりますので、そう吾妻だけが、例えば基金が、もし還付金、そういうものが大きくなるということはないだろうと想定はしております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 今の説明でも語尾に「だろう」という言葉がつきまして、だろうでは論議はできないんです。だから、確定数字を求めているんです。理解できましたか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） その数字によって、採否にかかわるというようには考えておりません。

○9番（大図広海君） 結構です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 今の論議、金額が不明ということで、私もこれ非常に疑問を持って質問に立とうと思っておったんですけれども、これ今、私調べましたところ、私が持っている中に自治法の289条、290条というのがないんですよ。その辺のところはどういう条文になっていますか。それによっては、この金額等もこの議会では求めなくもいいのかなと思ってお聞きするんですけれども。今のこの私が持っている議員必携の中には、地方自治法の抽出はあるんですけれども、289条と290条が載っていないんですけれども。

○議長（一場明夫君） 加部議員の質問は、289条と290条がどういう条文になっているかということを確認しているわけですか。

○15番（加部 浩君） そうです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） うまく説明ができるかどうかわからないんですが、290条で議会の議決を要する協議という中で、実例として、議会の議決は協議の内容についてなされるべきもので、関係地方公共団体の長が当該地方公共団体を代表して協議を行うことについて議決を要するものではないというようなことなんですが、この関係公共団体の長というのは、この町長というようなことかもしれませんが、こういった、ちょっとうまく説明できないですね。もうちょっと時間をいただけますか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） それでは、地方自治法の289条を読み上げます。財産処分であります。第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。続きまして、第290条ですが、議会の議決を要する協議ということになります。第284条第2項、第286条、第286条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないという条文でございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 第2の質問の前段に言いますけれども、課長さん、これ議案でこういうふうに出てきているんだから、もう少しお勉強してからこれを出してもらいたい。今後はこういうことのないように、ひとつこういう議案を出すときには、事前にこの2つの条文ぐらいは読んでおいて出してもらいたいと思います。

質問します。そういうことであれば、先ほど町長がおっしゃいましたこと、それとちょっと矛盾しやしないかと思いますが、いかがですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 申しわけありません。ちょっとおっしゃっている意味がよくわかりません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） わからないなら、それはしょうがないけれども。

だけれども、これは課長、全然現段階の押さえが本当にわからないんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） ですから、昨年度の決算額についてはわかるわけです。現段階のと昨年度の決算のがどれほど違うかというのも我々もわかってはいません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） もう一度繰り返させてください。それは町長、わかるんですよ。そ

れはわかるんだけど、これは一応、いつですか、今年度いっぱいですか、一応移行しようと思っているんですね、移行を。県に1つにするのかどうか知らないけれども、そうなるんだと思うんですけども、その段階で準備作業としてこう押さえて、そういうことが本当であれば、この共済組合の経理というのがいかにずさんであるかと言わざるを得ないような感じも受けるんです。ずさんであるとは言い切れませんが。

いずれにしろ、もうここだけでどうのこうのと言っても、これは広域のことですからどうしようもありませんけれども、ちょっと疑問の残る議案であるということは確かだと思うんです。だから、その辺は各議員さんがどうお考えになっているかわかりませんが、もう少し町長、この議会に行ったときには、当議会はこうであったというようなこともひとつ発言をお願いしたいと思います、いかがですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 議会を代表して議長、副議長にご出席をいつも議会ではさせていただきますので、ですから、議会としての代表は議長、副議長ということで、その辺で信頼関係というような形の中で考えていただければよろしいかと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） わかりました。うちのほうの議長、副議長がそこへ出ているということであれば、私にもその責任は若干あるかと思いますので、これ以上は追及はいたしませんけれども、次のこの広域の議会がなされるかどうかわかりませんが、そのときには、当議会としてはこのようなことであったというようなことをぜひ発言をしていただきたいと思います。そして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほど言い忘れましたが、私も理事としての責任もございますので、事務局の職員に対してはそういったような指導はしておきます。

○議長（一場明夫君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第21、議案第17号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更（消費生活センターの設置、管理）及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長（茂木伸一君） 議案第17号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更（消費生活センターの設置、管理）及び規約の変更に関する協議について提案理由の説明を申し上げます。

群馬県内12市には消費生活センターが設置されておりますが、吾妻地域においては施設がなく、不便な状況にあります。また、多様化する消費者行政の中で、小規模町村では消費生活の相談業務等において対応が難しく、郡内においては特に高齢者が多く、被害防止の面からも必要であります。

こうした状況の中で、平成22年度から共同事務として、吾妻広域町村圏振興整備組合が消費生活センターを設置して管理運営を行うもので、組合規約の共同処理する事務に加えるものであります。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（角田輝明君） それでは、詳細説明を申し上げます。

吾妻地域におきましては、消費生活センターの設置がなく、現状では県、または他の市へ相談しなければならない状況であります。このため消費生活相談員を確保するとともに、国の消費者行政活性化事業を活用し、新たに消費生活センターを吾妻広域町村圏振興整備組合において共同設置をして、地域住民の利便性の向上と消費者相談窓口を強化するものであります。

なお、予定といたしましては、相談窓口開設日数は週４日、消費生活相談員は２名を確保し、常時１名を配置する予定であります。

新旧対照表をごらんください。

組合規約第３条に２１号として、消費生活センターの管理運営に関する事務を追加するものです。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

２番、竹渕議員。

○２番（竹渕博行君） ちょっと疑問に思っていたので質疑させていただきますが、この議案に対して反対するというようなものではございません。

１カ月ぐらい前になりますでしょうか、隣町の入内島町長のホームページに記載されておりました。平成２２年から新たに消費生活センターが開設されるということで、その相談員というんでしょうか、事務員があいさつに来てくれたと、とてもいい人だったというふうに載っておりました。

議会で議決が得られない状態の中で、当然こういった流れになるということは記載されてもおかしくないんだと思いますが、この広域圏で、まず相談員というか事務員が、要するに合意がなされているのかと。要するに水面下でなされているのか。要するに、まだセンターが設置されていないのに事務員があいさつに来た、とてもよい人だったというふうにホームページに載っているんですよ。私とすれば、入内島さんのいささか勇み足だったのかなというふうに感じておったんですが、管理者としていかがなものかなというふうにちょっと思わないわけにいかないわけでありまして、その辺どういうふうにお考えなのか、ちょっと答弁がありましたらお願いしたいと思いますが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） ご存じなかったでしょうか。この相談員の養成はもう既に行われてお

りまして、県民局のほうで行っておりまして、それを引き継ぐというような形だったかと思
います。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） わかりました。私のほうは全くわかりませんでした。

しかしながら、ああいう公にやっぱりホームページに記載するということは、今、町長が
答弁したというものがやはりわかる人というのはほとんどいないという中で、いかがなもの
かなということで、私のほうからちょっと質問させていただきました。

大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

町長。

○町長（茂木伸一君） すみません、広報に公募で、我が町の広報にも公募したというよう
なことはあったようでございますので、ですので、だれか見ていらっしゃる方がいればと思
います。そんな選定をして、そして県のほうでやっているという、そういう形です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 本当にこれは愚問、私のばかさを発表するようなものですが、
不勉強ですみませんが、消費生活センターというのは基本的にはどういうことをやるん
ですか。相談員というのか何か、その仕事はどういうことなんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 一番大きな問題とすると、多重債務の問題があります。サラ金のあ
ちこちから借り過ぎて、どうにもにっちもさっちもいかなかったというのが一番大きな問
題です。あとは、高齢者の方々に布団を売りつけるであるとか、何か物を上げるから集まっ
てくださいというようなこと。そして、クーリングオフがきくとかきかないとか、いろい
ろなそういったさまざまな相談をする。消費生活をする消費者が困ったときに相談をしてい
ただくようなセンターだと認識をしております。

○議長（一場明夫君） 質疑の途中ですけれども、ここで休憩をとります。

再開を午後2時10分とします。

（午後 2時01分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） 1点、単純な質問でございます。

先ほど提案説明で受けた内容について質問をいたします。それは、常時人間を置いて1週間に4日開設するという説明がありましたので、この辺について説明を加えてほしいと思います。

以上。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 今の計画では、現在の広域組合があるところに消費生活センターを設置し、相談窓口の開設日数は週4日ということで計画しております。相談員につきましては、2名を確保して、常時1名を置いておくということでございます。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） 私は1週間を5日というふうに考えておるので、その辺の絡みもお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） この事業の設置につきましては、国の消費者行政活性化事業というのを利用するわけですが、この補助要件といたしまして、4日以上ということになっておりますので、4日以上を置くということで計画しております。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） なかなか明快というか、答えがあれなんです。私の言わんとすることは、1日をそうするとどういうふうに使うかということ。その辺も加えてください。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 現在の段階では、今いつ休みにするかというのは決まっておりません。これから計画するということがあります。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） 言っていることは理解してもらえと思うんだけど、もう少し説明をわかりやすく。

○議長（一場明夫君） 詳しく、じゃ、聞いていただけますか。

1日の勤務がどういう実態になるかを聞きたいわけですか。

16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） せっかく開設するので、4日以上ならいいというふうな説明はわかります。だけれども、1週間というのは週7日あるけれども、勤務は5日だというふうに私は理解しています。そういう意味で4日開いて、あと1日はどういうふうに活用するんだか、常時人間を置いて、その辺です。

以上。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 正規職員ではございませんので、臨時の方をお願いするということになりますので、その辺のところは週に5日勤務ということではありません。

ただ、その辺についても、まだ正式な形で何曜日に開くかというのも最終決定はしていません。ですので、説明の中で4日とは申し上げましたが、ひょっとしたら7日やるかもしれません。それはちょっとわからないということで、いずれにいたしましても、広域の中で消費生活センターを共同事務として取り扱う。ですから、広域圏で皆さんでお金を払って消費生活センターを開所するということだけが決まっているというようなところで、ご勘弁いただけたらと思います。

○議長（一場明夫君） いいですか。

ほかにございますか。

4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） 1カ月半ぐらい前でしたか、違法な取り立てという相談がありまして、県のほうに相談したら、県民局の吾妻でもやっていますということで、合同庁舎のほうへ相談に行ったんですけども、この場合の場所はどこで開催しますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今、広域町村圏振興整備組合の事務局が文化会館の中にあります。文化会館の正面玄関から入って、ロビーを突っ切って右側に行くと、2階に上がる階段があります。そのすぐ左手が広域の事務局になっています。町村会、議長会、3つの団体がそこに

入っています。その中を1区画を囲って消費生活センターにするか、それともその右手のところに単独の部屋にするか、そういったようなことで、まだ最終決定は見えていません。例えば、この今予定されていらっしゃる方が、女性がその相談員となっていていただいているということで、離れた個室のところで1対1の相談に乗るとというのがいかなのもののか、そういったのもありますので、一応2人体制とはいうものの、相談は一人一人ということで行いますので、文化会館内の最適な場所というようなことになります。

お願いいたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） これは消費生活センターの設置に関する事務ということの議案なんです。ただ、当然にこれが運営されるについて、経費は各自治体負担になってくると思いますが。国の事業として交付金で補てんされると言いながら、それが事業運営の100%にはどうも当たらないだろうと私たちは思うわけです。

概念的に伺っておきます。この相談員、今の話でいくと、もう人選が決まったような話ですが、この選考基準というのはどういう基準に基づいて選考されましたか、あるいは今後やられるんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 広域圏の事務局及び管理者がそちらのほうは取り扱っておりますので、私にはわかっておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 頭がそろえばいいという問題じゃなさそうなので、じゃ、その基準を提示してください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 提示する必要はないというように思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、非常勤でこの人たちは勤めると言っていました。女性の方、身分はわかりませんが、多くは主婦でしょうし、違ったかな。何とも雲をつかむような話で申しわけないです。この相談員の待遇はどういうことを予定していますか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 相談員の身分につきましては嘱託職員で、賃金は月額賃金という

ことになっております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 月額ですか、日額ですかと聞いたんじゃないんですよ。月額とすれば、それはお幾らですかと聞いているんです。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 予定では、現在の広域を参考にしまして、月額13万2,800円を予定しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、これが各1名、13万2,800円と判断してよろしいですか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） はい、そのとおりです。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ただ、そうしますと、この人たちの勤務時間数、月にすれば何時間勤務になりますか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） すみません、広域のほうでやっていますので、細かいところはわかっておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 細かくわかっておりませんではなくて、最初からそういう準備はありませんというのが答えですよ。

いいですか。2名の方が週に4日、どれかなんです。単純平均でいくと、週に2日勤務なんです。8時間勤務しても、月に何時間勤務になりますかという話になるわけですよ。8時間勤務で週に2日、二四が8日間、8時間で八八64時間、最大ですよ。恐らく夕方がちょっと早かったり朝が遅かったり、可能性はありますね。60時間、二六12、2,000円の上になります、時間数にすると。これが高いか低いかは別問題です。

言っておきますが、今の話でいいますと、町長の談では資格要件も把握していない。この仕事をこなすのには、私、時間ありますからやりますという話にはならないと思うんですよ。

町長に伺います。せんだって特定商取引法の改正がありました。どんなふうに改正されたと思いますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今の数字については、すべて大図議員の計算によるものでありまして、それについて思い込まないでいただきたいと思います。それだとは思っておりませんので。

その法律が変わったことと、今回の議案とは関係がないものと思われまますので。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そのくらいにシビアな問題を含んでいるということです。かなり消費者有利のほうに変わりました。クーリングオフ期間がずいぶん長くなりました。ただし、訪問販売法は8日間というクーリングオフ期間は変わっていません。町長さえ知らないようなことが日常的に行う業務になります。そうすると、資格要件がどうだ、その待遇がどうだ、そのための予算措置はどういうふうにする。それが提示されて、そういう形で消費生活センターを設置しましょうよという話になるんだろうと思いますよ。センターの設置だ、そのほかのことはおまえらは口挟んじゃまかりならんような言い方がそこにあったらおかしいでしょう。それだったら議案として上げないでくださいという話になります。当然に今度その負担金については議決事項になってくる。セットなんですよ。

ちなみに、13万2,800円というのはこれで生計は立てられない金額です。ほかの仕事していて合間合間に来る人、それはたまたま自分で法律事務所を構えていて、地域サービスのためにその時間帯はやりくりしながら、何曜日の何時からは私が来ます、2人で相談し合いながらとにかく週4日間はこなしましょうという話ならわかります。

だから、選考基準はどうなっているんですか。どういう消費生活センターができるんですか。それがわからなければ、センターの設置というわけにはいかないでしょう。つくっても意味がない。さっきの農業共済の話も、被害があっても届けても共済金がなかなか来ない、これが実態らしいです。どういう内容にしていくのか、あわせてだから設置が必要なのかという話になると思います。理解できましたか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 何度かになると思いますが、提案理由の中で申し上げました。12市に消費生活センターが設置されておる、この吾妻にはない。今は県民局の中で暫定的にやっておるという状況の中で、消費生活センターの設置及び管理をこの共同事務として取り扱うかどうかということに対してのご相談でございます。その内容についての制度については、これから先、例えば進化させていく必要があれば進化をさせていく必要があるでしょう。そ

れは週に7日開く必要もあったりするかもしれません。それは今のところはわかっておりません。

ですので、消費生活センターをその資格要件云々というよりも、ちゃんとした実習をやるというふうに先ほど申し上げました。そういったような中で募集をしたわけでございますので、進化していくということを前提というようなことを考えていただければありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 方向性とその焦点ですね。いいですか、政策というのはワンポイント、ワンポイントで焦点がきちきちと合っていないと全体がぼけたものになる。方向性が合っているじゃないかといっても生きたものにならない。古来より「仏つくって魂入れず」と言うんです。覚えておいてください。

いいですか、今の課長の説明では月額で13万2,800円を予定している。その中で週4日で開館、2名でやる、だから1名が週2日勤務です。

（「違います」と呼ぶ者あり）

○9番（大図広海君） 違うんですか。週4日で2名ごと勤務するわけですか。

違うわけでしょう。週4日開場で2名を頼むんですが、1名ずつ常駐なんでしょう。私、そういうふうに理解していましたが、違いますか。じゃ、その辺の説明をし直してみてください。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） センターを開設する日が4日ということであります。当然2名ですと、時間的に空くところがありますので、広域の仕事等も手伝ってもらうということになりますし、各町村のほうにも相談で回るということも考えておりますので、先ほどのように2日ずつということではありません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 随分、説明がすべてのことを言っていないですね。

そうなってくると、この月額支給者2名は臨時職といいながら、週5日間、8時から5時まで常勤でそこに在住するんですか。要は、身分的に町村圏組合の職員として、常勤状態になるんですか。確認しておきます。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） そのように伺っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、給与額が正規雇用の職員と同じように週40時間労働、その中で13万2,800円で働いていただく、能力と報酬は比例しなくてはいけない、これは基本原則です。そうなってくると、この今度職員として、相談員として委嘱しようとする人たちは、13万2,800円相当の能力だと思っていてよろしいでしょうか。

（「そういった質問には答える必要がありますでしょうか、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 大図議員、答弁がないようですが。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） まさかはいそうですとも言えないでしょうしね。

でも、これはやっぱりその給与を決定する場合に、きちっとした形で能力に比例するんだと、多くの自治体がそういう条例を持っていると思います。ひもとくまでもありません。そのために、役職加算になるまで手当がついている自治体もあります。

いいですか、これで満足する人たちが本当に消費生活センターの相談員として機能が発揮できるかどうか、非常に数字から見ると不安があります。そういった危惧は持たないですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今のご質問でございますが、この議案とは関係がないようなことではないかと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 答弁に窮するとそういうことになります。

では、原点に戻ります。現在は県費の中で県民局の中にある。このままでは不都合なんではないか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 現在の県民局にあるものにつきましては、開会日数が少ないものになります。それと、消費生活センターの設置につきましては、努力義務ということになっておりますので、できれば消費生活センターを開設したほうがいいというふうに考えております。

それと、現段階で20年度であります、相談件数として郡内全域で県のセンターで289件、他市町村では40件の相談等がありますので、センター開設に意義があるというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 289件という事件を抱えている。

そうすると、この条例が成立して消費生活センターが設置されて、現在予定されている相談員が週40時間勤務で2人体制になる。そうすると、この問題に対して289件提示されてる、過去ですね、そういった案件に対して、適切に対処できる体制が整うという前提で解釈していてよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 相談者によりましては、このセンターに行くかどうかという問題もありますし、近場の相談センターには行きたくないという方もいるかと思いますので、各12市及び県センター等に行く方もいるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 補足をさせていただきます。

このセンターで大丈夫かというようなご質問かと思いますが、群馬県の弁護士会が全面的にバックアップをしていただけるということにもう当然なっておりますので、その場で相談も1回や2回で済むというようなことは、基本的にはそうもないわけであります。ですので、その間には弁護士の方々と相談する。さもなくば弁護士のところに送り込む。そういったようなものも相談センターの役割かというように思っておりますので、十分な機能はされと思っています。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） さて、それで進展したと仮定しましょう。

かねがね町長は、合併以来、人間が余っているような発言がそこそこありました。信頼できる公務員をここにきちっと張りつけて、いい結果が得られるというような考えはなかったのでしょうか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 今の大図議員の質問は、町の職員を充てるというような意味のことを言っているわけですか。

○9番（大図広海君） 設置するにも今も言っているように「仏つくって魂入れず」なら、設置しても意味がないから、その内容がきちっと把握できるようにして平行線で設置するかしないかという話をしなくてはいけない。だから、議会としての本分なんですよ。

○議長（一場明夫君） 質問の内容をもう一度確認、じゃ、お願いします。

9番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 続けます。

かねがね総人件費論、あるいはどうせ人間が余っているから、そういう話がありましたので、こういったところでいろいろな問題に接する。給与額からいいますと、たとえ課長補佐クラスでいきますと、大分この月額13万2,800円から差が出ます。給与額と能力が並行だと仮定すれば、よりいい結果が出るんじゃないでしょうかねと私は言っているんです。いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 確認ですけれども、具体的に町村から派遣して対応する方法もあるだろうということを言っているわけですか。

○9 番（大図広海君） はい。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 基本的にその論議はありません。

○9 番（大図広海君） 結構です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第22、議案第18号 工事委託契約の変更締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長（茂木伸一君） 議案第18号 工事委託契約の変更締結について提案理由の説明を申し上げます。

町道5284号線事業の実施については、ハッ場ダム関連事業として平成9年3月17日に関東地方整備局長、群馬県知事、吾妻町長と改築工事に関する基本協定書を結び、工事を進めております。

今回の契約変更につきましては、平成21年6月30日付で既に群馬県と3,140万円の工事委託契約を結び、工事を進めておりますが、平成9年の基本協定に基づき、事業負担確定調整を行った結果、最終工事金額を2,212万9,000円追加し、5,352万9,000円に契約変更をするものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 議案第18号 工事委託契約の変更締結についての説明をさせていただきます。

今回の契約変更につきましては、平成21年6月30日付で群馬県と委託契約をいたしました3,140万円を2,212万9,000円増額し、変更契約額を5,352万9,000円として今回上程させていただきました。

議案につけてあります図面をごらんいただきたいと思いますけれども、これがその図面でございます。

町道5284号線、全長520メートルの図面でございます。図面右側が国道145号線、松谷・川中温泉口付近であり、左側が県道林・岩下線、上郷地区でございます。今回の契約変更部分につきましては、赤く表示してあります全長135.3メートルの道路改良部分であり、道路の土工、盛り土、擁壁工、側溝などの最終工事を行うためのものでございます。図面でもごらんをいただけますが、町道5284号線につきましては、国道145号線と県道林・岩下線をつなぐ重要な道路であり、ダム関連道路として平成22年3月末に概成開通させるため、国及び県が委託により最終工事に入っております。

特にこの事業は町にかわり国及び県が国庫補助事業、水特事業事業並列で委託分担施工を

行っておりますけれども、今回の契約変更につきましては、群馬県に委託する部分でございます。当初、平成21年6月30日に群馬県と委託契約いたしました3,140万円につきましては、最終的な国庫補助額が確定せず、暫定的な契約でありました。平成21年11月初旬に完成させるための確定金額を決定し、事業負担、確定調整を行った結果、総額で5,352万9,000円となり、2,212万9,000円を追加しなければならないということになりました。今回の負担割合につきましては、国庫補助金が3分の2であり、残り3分の1が水特事業により、下流5都県での負担分91.19、そして町の負担分につきましては8.81%でございます。

したがって、今回の群馬県との委託契約金額を変更として5,352万9,000円ということで上程させていただきますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上であります、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月15日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎請願書・陳情書の処理について

○議長（一場明夫君） 日程第23、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書は、お手元に配付した請願文書表・陳情文書表のとおり、それぞれの委員会に付託しますので、その審査を12月15日までに終了するようお願いいたします。

以上で請願書・陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の会議は12月16日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 2時44分)

平成21年12月16日(水曜日)

(第 2 号)

平成21年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第2号）

平成21年12月16日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第10号 東吾妻町情報公開条例及び東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第13号 東吾妻町国民宿舎事業利用料条例を廃止する条例について
- 第 5 議案第 1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）案
- 第 6 議案第 2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第 7 議案第 3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第2号）案
- 第 8 議案第 4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
- 第 9 議案第 5号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第2号）案
- 第10 議案第 6号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第11 議案第 7号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）案
- 第12 議案第 8号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- 第13 議案第 9号 平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）案
- 第14 議案第14号 大石辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第15 議案第18号 工事委託契約の変更締結について
- 第16 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第17 発委第 1号 意見書の提出について（電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書）
- 第18 発委第 2号 意見書の提出について（核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書）
- 第19 発委第 3号 意見書の提出について（現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書）
- 第20 発委第 4号 八ッ場ダム建設事業の継続を求める決議について
- 第21 閉会中の継続審査（調査）事件について

第22 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

追加日程第1 議案第18号 工事委託契約の変更締結について撤回の件

出席議員（17名）

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大関広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員（1名）

13番	前村清君
-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長・教育課長事務取扱	小林靖能君	総務課長	渡辺三司君
企画課長	蜂須賀正君	保健福祉課長	高橋啓一君
町民課長	猪野悦雄君	税務会計課長兼会計管理者	武藤賢一君
産業課長	角田輝明君	建設課長	市川忠君
上下水道課長	加辺光一君	事業課長	富沢美昭君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局係	田中康夫
--------	------	--------	------

議 会 事 務 局 主 任 角 田 光 代

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員につきましては、病気入院中につき、家族から欠席の申し出がありました。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

◎議案第 10 号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 1、議案第 10 号 東吾妻町情報公開条例及び東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 12 月 8 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

7 番、角田議員。

○7 番（角田美好君） この条例を外しますと、吾妻荘の過去の分とかそういった部分で全く公開されなくなったような気がするんですけども、これを外しちゃっても大丈夫でしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） この情報公開条例の関係ですけれども、吾妻荘の宿舎事業、この

関係につきましては、2月1日に指定管理者に移行されるということで、企業会計だった町長の権限が、一般会計の町長の権限のほうに移行するということになりますので、今までの情報公開、もしそういうものがあれば事業課のほうに情報公開を請求していただければ、従前どおり公開の対象にはなります。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 過去にさかのぼっても大丈夫ということですね、それじゃ。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） それぞれ文書の保存期間等がございます。それによって、5年なり10年なり永久というような文書の保存期間がありますけれども、その以内であれば、公開請求があれば十分応じられると思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ただいまの説明ですと、2月1日以降は町長の執行権として情報公開条例の適用があると、その根拠に基づいて過去の分も公開するんだと私は解釈しましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 執行部、答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 先ほどもご説明いたしたように、過去の分についても、町長のほうに請求という形がとられれば公開はできるというふうに解釈しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ただ、その開示請求の行為の時点というのは、請求の対象となった行為の時点、当然に2月1日以前であるわけですね。そうすると、2月1日までの間は情報公開条例の適用対象だったわけですから、2月1日以降の開示請求において旧条例が適用されるという解釈は成り立たないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 旧条例の適用ではなくて、一般会計の部分の権利の町長の権限ということになるかと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それが法理論の大前提になって、大分微妙なところにはなるんだとは

と思いますが、吾妻荘の開示請求の対象になった事項、それは2月1日までの間は現行の条例が適用になっているわけですね。だから、その現行の適用条例になっている期間の開示請求が来年2月1日以降にあった場合、根拠となるのは、現行の情報公開条例が適用される、その部分について開示がある。ただ、開示の請求対象者は若干かわるという解釈が正しい解釈だと私は思っているんですが、間違いがあったでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 請求時点等々の期日の問題はあろうかと思いますが、現段階では、その請求があれば、その状況に応じて審査会等も開いて公開するという形は考えております。

○議長（一場明夫君） 質問に答えていませんので、再度確認をして答弁をお願いします。
再度答弁願います。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） いずれにしても、請求する部分については町長への請求という形になろうと思いますので、2月1日以前に起きたものにつきましても、それを2月1日以降に請求があっても、町長の権限という形で、該当すれば開示できるということで解釈しております。

○議長（一場明夫君） 執行部に申し上げますが、大図議員は、その前の条例が適用になって、そのさかのぼった部分で開示されるべきだと考えているけれども、それで間違いはないかということを知っていますので、間違いか間違いでないかということだけ答えていただければと思います。

総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 改正後の町長の権限として開示するというところでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、私の先ほどの考え方が間違っていたということになります。ただ、にわかにその意見は受け入れがたい部分がある。現行では、管理者という制度を置かない。だから、これが町長が吾妻荘の責任者になっている。この部分ではほかの担当課と差異はない。となると、今現在の町長の責任体系、形態、これは公営企業法であろうが大差はない。開示請求対象は、今現在でも町長あてになるかと思います。そういうことですね。

これが指定管理者だった場合に、その形態が変わった場合に、その権利義務がそのまま継

承されるというようなことはあるかと思いますが、それでここなんです。現行条例で開示請求が認められている。開示請求というのは、現在の行為に対して開示請求が認められている。行為というのは、現在吾妻荘が行った執行そのものが開示の対象になるんだということです。これが2月1日までは生きています。それで、2月1日以降、適法に開示請求が行われた場合、町長の権限で行うのではなく、ここなんです、情報公開条例に基づいて行わなければいけないんです。条例主義ですから。町長の権限で開示するんじゃないんですよ。いいですか。

そうすると、情報公開条例が生きていた今の条例が適用になる、今の行為に対してということなんです。多くの法律はそうになっています。当然、条例もそうならなければいけない。その認識があるか否かと聞いています。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 大図議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、先ほどの答弁と、当初、同僚議員が質問したときの答弁とが、大分違ったニュアンスに聞こえてくる。あなたは重大な発言を今なさった。前言を訂正する用意があるや否や伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 今まで私がお答えした部分につきましては、請求対象者が町長だという認識で一連の答弁をさせていただいたつもりでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） でもあなたの説明の中には、来年2月1日以降は町長の権限で開示していくんだという話です。そういうことですね。情報公開は、情報公開条例に基づいて行われます。物すごく差異があります。

それで、新条例が、「国民宿舎」という形での字句が消滅しても、町長の権限で行いますという説明でした。違うんですね。あくまでも情報公開条例の適用を受けてやらなくちゃいけないんです。そうすると、来年2月1日以降、開示請求があった場合に、その行為が既に情報公開条例のほうから「吾妻荘」、あるいは「国民宿舎」という文言が削除されたものであっても、請求の対象となった行為の時点、それが来年2月1日以前の行為であるならば、その当時生きていた公開条例が適用になって開示の請求対象になる、町長の権限でやるのではないというような解釈は正しいかと思うんですが、いかがでしょうかと聞いているんです。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 町長の権限ということですが、あくまでも情報公開につきましては、大図議員のおっしゃるように、情報公開条例に基づいて開示等を行います。ただ、今までの企業会計の部分での町長の権限が、一般会計の町長の権限に移行になるということです。町長の権限で開示するということではございませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を行います。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。
（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。
したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第2、議案第11号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を行います。
（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第12号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第4、議案第13号 東吾妻町国民宿舎事業利用料条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）案を議題といたします。

本件については、去る12月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 補正予算について質問をさせていただきます。

本議会の初日に担当課長さんより説明をいただきましたけれども、その後、文教厚生常任委員会で再度詳細の説明をしていただきました。

組み替え予算の関係であります。26ページでございます。

プールの予算、この当初で私も認めた一議員であります。しかしながら、残念なことに、プールは改修費も多額のお金がかかるし、その状態でないということで、プールの開場ができなかったと。そういう経過の中で今日に至って、ここで予算の組み替えをしたいというご提案であります。

その内容を聞かせていただいた中で、組み替えの内容は、町民体育館の整備に充てたいということで詳細の説明を受けたわけであります。その説明の中で、でも、どういう経過でこのような組み替えを行ってやっていくのか、余り詳細な説明がなかったので、再度説明をお願いしたい。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 組み替え予算についてですけれども、橋爪議員さんがお

っしゃっておりますように、町民体育館の整備ということでありますけれども、町民体育館を整備するということにかかわりまして、ことしの10月の末に、町民体育館が、消防法に基づいて消防計画というのがあって、そしてこの消防計画において、日常的な点検等を行うことが必要であるということがわかってきました。したがって、職員を町民体育館事務室に常駐させることによって、施設管理等を消防計画に基づいて進めていきたいと。職員が常駐いたしますので、あわせて、社会教育分野の社会体育であるとか社会体育施設維持管理貸し出し業務等にかかわる配置をしていきたいというふうに考えております。

今後、詳細につきましては詰めていかなければならないところがあるわけですが、この組み替え予算の執行に当たりましては、今後も文教の委員さん方にいろいろとご相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 教育長、今、教育委員会の現状は、議会对応する教育課長が不在ですよ。不在と言うとあれですが、教育長が兼務しておるという状況下の中で、こういう方法をとるのが最善の策ということで組み替えを考えたのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 消防法に基づく消防計画等を踏まえると、このようにしていくということと、もう1点は、このように進めていくことによって、利用者であります町民の皆様方がスポーツや運動に親しむ機会をより進めていけるんじゃないかというふうに今のところは考えております。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 町長にお尋ねいたします。

かつて、議員の質問の後、教育委員会の9月の定例会後、10月に東支所へ教育委員会を全部配置、その後、いろいろ場所的、いろいろな勘案からしてどうなんだという考えをただしたときがあったと思います。そういう中で、前教育長になるかわかりませんが、決裁は持っていけばいいし何の問題もありませんということで、多分その辺のところの問題も、町長は当時の教育長と話し合って、今の場所がベストだという考えで今まで来た。その辺のところが今こうなってきた現状の中で、そして4月に機構改革とともに職員の適材適所の配置を行う、そういう中で、課長は設けられたんだけど、課長は途中で病気を理由に退職された。

そういう中で、その後の教育長が代理をするような状況、そして、なおかつ、その次長を

3人置いて、今の現状の中では、私どもはそれ以後、文教厚生常任委員会としては、一日も早く課長さんを設置してくださいということを教育長にお願いしてきたわけであります。その辺が、なおかつ、ここでなぜ組み替えでやるのか。私はその辺が一番気にとめるところでありますので、お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） ご心配をおかけして申しわけございません。まずおわびを申し上げます。

今回のこの協議でございますが、社会体育というようなものをどのようにしていくかということは、ずっと懸案事項ではございました。そして、先ほどの教育委員会のあるべき場所というのは、やはりこの同じ庁舎が一番だろうとは、これはだれしも考えることではあります。やはりそういった中で、手狭であったり老朽化が進んでいたりといろんな状況の中で、東支所の中でお世話になっているという状況がまずございます。それは議員もご承知をいただけているかと思っております。

そんな中、社会教育といいますか、体育関係という、体育協会の方々ともいろいろな話をしました。そんな中で、体育協会の事務であるとか、そういったようなものをもうちょっと独立したらよろしいんじゃないかというような話題もしてはいました。これは決定をしたわけではありません。ただ、体育協会の方々がいろんな面でご活躍をいただき、我が町の生涯スポーツ、そういったようなことに随分お世話になっているという、そんなことで、健康寿命というのも長くいられるのではないかとも思うようになっております。

体育協会がもっとやりやすく、活動をしやすいような方法というのは、やはり懸案事項ではありました。そんな中、プールの休止ということでことはお世話になりまして、その予算が未執行となった。こういったところで、懸案事項を少しでも解消していこうというようなところから、話としては始まっています。ちょっと話が長くなっちゃうんですが、そんなことで、体育協会の件、それと、あそこの町民体育館は、郡大会であるとか県大会であるとかいろんな、さまざまな、町内の方々だけでなく、郡の町外の方もいろいろな大会とかで利用していただいております。

そんな中で、やっぱり町の玄関というような意味で言えば、植木がやぶになっているというのもやはり気になります。そういったものも含めて管理をできないものか、そういったことを企画していました。その中で、そして、やっぱりその協議の中でわかったのが、消防法で義務づけられている防火管理業務という日常点検でありました。これが二十数年されてい

なかったということも一つの引き金にはなっております。

そして、今、このいろいろな体育関係の施設があります。その施設の管理を今現在は臨時職員があちこち結構まめにやってくれていると思います。その辺のところももう一回、町の社会体育施設、そのほか公園であるとかというような施設管理も含めた中で、もうちょっと強化をした中で体育協会との連携ができないものであろうかというような協議をした結果が、このような将来への投資というようなつもりでの枠組みを変えたわけです。

この中には、町民体育館の整備で291万5,000円、そして町の総合グラウンドの整備で52万5,000円、そして親水公園で60万円というようなことで、合計404万円の組み替えということをお願いしてあるわけですが、何とぞご理解をいただく中で、これ、まだ最終的に、橋爪議員がご心配の完璧に体制をもうこのように変えてやるんだということまでは至っておりません。協議途中でありますので、多少の話のそごはあろうかと思いますが、大局的にご判断をいただければありがたいと思います。

なお、この小体育室の鏡であるとかエアコンであるとかというのが、これ、今現在、コンベンションホールで練習等集いをしておるようですが、文化協会の踊りの団体が19団体で252人あります。そして、フラダンスの愛好会の方が56人いらっしゃいます。そして、そのほかにも社交ダンス愛好会などは以前からよく小体育室を使っておったんですが、やはり冷暖房機器がないというようなことで足が遠のいた。そして、コンベンションホールのステージを使うだけでも、エアコン等々の費用はばかにならないとも考えておりますので、できますれば小体育室のほうにこじんまりしたところでお世話になればというようなのもひとつ考えてはおります。

私からは大体以上でございます。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 今、施設のあり方検討会でも大変検討しているんだと思いますが、やはりそういう検討会の中で検討して整備して、そしてその中でやっぱりやるべきだと私は思うんですが、何か途中で関係者との話があってこのような状況になってきたんだということでもありますけれども、町長、この組み替えは、全く予算の締め切り直前にこういうものが出てきたので考えたということじゃないんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） この最終的な協議を行ったのが、現地を含めて10月21日だったでしょうか、ちょっと私も日程は覚えてはおりません。現地で大体の協議をして、それからある

程度金額の査定というようなことになっておりますので、この今回の一般会計の補正予算には、十分に、駆け込んでやったというようなことではないように思っています。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 教育長、この間の午前中の詳細の説明と午後の説明で若干変わりましたよね。午前中の職員の配置はこうだということでありましたけれども、何か午後になったらすっかり変わっちゃってこうだと。本当に今こういう形をつくるのは、今の時点ですよ、私も、これが1年なり1年半後にこういう姿にしていくなだということであれば、そんなにここで議論したくはないんです。10月の半ばからこういう話が町長はあったということを今言っています。そういう中では、文教の委員にも十分伝える機会もあったし、この防火計画の関係をもう二十何年も消防署と協議をしてやっておるということでもありますけれども、その現実はまだ全く何もしていないという現実になっているんですよ。ですから、その辺を踏まえて、教育長、お願いします。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） まず、1点目の食い違いにつきましては、私の理解不足でそういうふうになったということで、お許しいただければありがたいと思います。

それから、こういうふうな形でということで、委員会のほうに相談を持ちかけなかったということに対しましても、今後十分に反省して生かしていきたいと思います。

先ほどからご説明させていただいているわけですが、10月21日に、この消防法に基づいての消防計画があって、日常的に点検しなければいけないんだということが、私どもも初めて知ったわけです。そういったことで、じゃ、施設管理をどうしていくかということにかかわりまして、常駐の職員がということで進めてきて、あわせて社会体育関係の幾つかの業務をそちらのほうに移していけば、町民の皆様方の体育にかかわる面がより利用しやすくなってくるんじゃないかというふうに考えまして、このようにさせていただきましたので、そういった面でご理解いただければありがたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） どうしても社会教育担当をあそこにこの組み替えでもって配置するのが一番ベターだと、そういう考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 消防法との絡まり、それから住民の皆様方のご利用等を勘案したときには、今のところベターではないかなというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 担当課長は不在でありますけれども、人事権のことは余り関与しちゃうまいんでしょうけれども、その辺は、執行部、町長部局にお願いしているんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） その点については、私のほうでも回答をするわけにはいきませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 町長、お願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほども申し上げましたように、その点についてはいまだ協議中ではあります。これは先ほども教育長が申しましたが、所管の委員会の方々ともまだまだ相談もしなければいけない、協議しなければいけないというような感覚ではおります。ですので、その辺、社会教育課そのものに移るとまでは考えていません。その辺のところはまだファジーなところで、いろいろな体育協会にもご相談を申し上げなければいけない。この前、スポーツ振興審議会にはご相談を申し上げて、一応ご了解は得られたようではあります。

ただ、そういったところでも、細かいところということになりますと、とらえ方というのもちょっと違ってくると思います。ですので、それは人事の関係、部署がどうのという関係はとりあえずは置いておきまして、まずは設備をしておかなければ、そういったこともできないというように考えています。そして、先ほど申しましたが、この組み替えという作業ですね、一般的に私はやりません。ただ、今回の補正でも、財調の積み立てを6,839万7,000円というようなこともありますので、そういった中で、ふだんやれないこと、そういったことをちょっとさせていただこうかと思った次第であります。

この辺の人事配置であるとかは、私も教育長とよく相談をし、そして体育協会の皆さん方ともご相談をした中で、ご理解を得た中でやっていくつもりですので、その辺のところはちょっと保留とさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 教育長にお尋ねしたいんですが、施設の貸し出しの状況は今どんな状況になっているか。例えば町民体育館とか総合グラウンドとかそういうもの。支所へ文書でやらなければだめなんじゃないでしょうか。その辺。例えば坂上の地区の人は、坂上の出張所へ行

けば、電話ですぐあきかどうかわかって対応できるとか、そういうあれは、その辺はどうなっている。

○議長（一場明夫君） 橋爪議員に申し上げますが、議案調査でしていただくような内容については本会議では極力避けていただくようお願いしたいと思います。

答弁ができますか。

教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 具体的には把握しておりませんが、町民体育館等もかなり利用者がおられると見ております。実際に事務室に行ってみますと、月の黒板でほとんどこういうふうにご利用の方々の団体名等が記載されておりますので。

それから、2点目にかかわりましては、あそこのところ、あるいは今ですと支所のあの教育委員会のところでやっておられますけれども、そこで一括してやっている、どなたかがきちんとやっていることよって、それがスムーズに貸借関係が決められていけるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 私の質問が整理されていない面もあるかもしれませんが、一応お聞きしたいことはお聞きいたしました。

ただ、やはりこういう予算の組み方について、もっとわかりやすく、審議をした中でやっていただきたい。ということは、この補正予算の一般会計、いろいろ関連が各課から全部出ております。そういう中で、やはりこういう形の組み方というかやり方自体を余り私は歓迎しないので、申し上げて質問を終わります。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 橋爪議員の質問とちょっと重複しているところがあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、教育長にお尋ねしたいと思いますが、前段で申し上げますが、私も文教常任委員会に所属しておりまして、本来であればこの定例会中において、その委員会において十分に説明がされ、私としては理解ができていればこんなことを一々言うつもりはございませんけれども、私、個人的に理解ができておりませんので、あえてこの場におきまして質問させていただきたいと思いますが、10月21日に消防計画が、ある意味、判明したと、初めて知った

ということの答弁でございます。基本的にこの消防法の計画のとおりに実施したいがために、町民体育館の事務室にエアコンを設置したいんだというようなふうに説明を受けているわけでございますけれども、断片的に判断すれば、その直接組み替えの部分と関係がないようでもあります、当然、この趣旨と前と、それで、これをこういうふうに組み替えして将来こういうふうに行っていくんだということがありますものですから、あえてここでちょっとお伺いしたいと思いますが、この消防法の計画について、委員会でいろいろと質問もさせていただきました。これには、要するに防火管理者が塩谷さんですね、現在もおいでになる。そして、担当区域、それでその当時の、これは平成18年に、合併する前ですかね、出たものだというふうに理解はしておりますけれども、社会教育課長が加部さんであったと。そして、火元責任者が、現在もおいでになります丸橋さんになっています。

そういう中で、引き継ぎも何もされていなかった。そして、通路や階段等は、1日2回、自主的に検査しなきゃいけない。そして、自主検査表に基づいてやらなきゃいけない。この自主検査表自体もつくっていなかったということもわかっております。そして、町民のいろいろな方々がその施設を使うに当たって、例えばですが、消火訓練の実施もされていなかったと。要するに、先ほどから答弁を聞いておりますと、そういうことができていなかったがために、ある意味、一石二鳥で今回予算措置をして、とりあえず設備をしておくんだと、話を聞いておりますと。私、そうじゃないんだと思うんです。設備の前にどういうふうに処置をするかということが必要であって、そういうことなんだと思うんですよ。要するに、エアコンだけとりあえずつけておいてこれから考えるんだというふうに聞こえてきておりますので、ちょっといかがなものかなというふうに判断せざるを得ないというふうに考えます。

ここで組み替えで100万円強につきましては、町民体育館の木の手入れ等だと思います。それも基本的には何も手をつけていなかったということで今回処置するということですよ。それはいいことなんだと思うんです。要するに、きれいにすることというのはいいことなんだと思います。それに対して反対する理由は、私、個人的にもない。ただ、しかしながら、今までやっぱりやってこなかったということは事実なものですから、その説明もなされていないというのも事実なんですよ。

私ども文教厚生常任委員会というのは、教育委員会の全般的なことを、ある意味、専門的にやはり審議していく。ですから、過去のことも、これから将来どういうふうに行っていくんだということについても、やはり議論の対象になるんですよ。断片的にこれを判断するということは、やはり非常に難しくなってくるということもあり得るということですよ。私

の個人的な意見も委員会において申し上げました。組み替えをするのであれば、これはたまたま社会教育課で私どもが認めた予算であるけれども、教育委員会全体の視野に立って、緊急性の高いものにしてほしいということも申し上げました。

先ほど町長の答弁の中に、基本的にはさらにするんだというような発言もございましたけれども、正直言って私ども議会とすれば、この予算を認めるということになると、ある意味、これには事務室を直すエアコンが約65万円ですか、ダンス、鏡30万円、岩井親水公園のブロックの補修が60万円、こういう詳細が出ているわけです。ここで認めるということになると、私としても、ぜひそれに使ってくださいよという予算なんですよ。そうですよね。そんなにいいかげんなことできないんですよ、出ているんですから、説明を受けているんですから。

その辺、ちょっと答弁をいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 消防計画の存在を知った時点では、やはり日常の施設管理がきちんとなされていかなければならないということを大事にしまして、このような予算の組み替えの計画を進めてきたわけですがけれども、先ほど申しましたように、消防計画の日常点検、そして職員を常駐させるということが日常点検にかかわってきますので、したがって、そうしますと、竹淵議員さんご指摘の冷暖房機等々も設置して、より業務を進めやすくというようなことで考えておりますし、今後これらのことを進める段階では、文教厚生常任委員の皆さん方ともご相談しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） 文教厚生常任委員会にいろいろ説明して今後やっていくと。当然、ぜひそのような形で進めていただきたいというふうに思うわけでございますけれども、そのエアコン一つとっても、その職員が仕事をやりやすいからエアコンをつけるんだ。物ありきで考えるのではなくて、今までエアコンがなくてやってきたじゃないですか。職員がいたときだってあるじゃないですか。まずは町民に何をしてあげるかということを先決に考えてほしいということも、文教常任委員会としては言っているんだと思うんです。

常任委員会の委員の方々の中からは、今の学校施設、これは関連ですからちょっと言わせていただきますけれども、学校施設が15校あるんです。15校のうちの5校については、保健室にエアコンがついている。10校についてはついていないという現状があるんですよ。私も教育長に当然ながらそういったものを申し上げて、緊急性があるものについてぜひやるべ

きだということも、今回の定例会中の委員の方々からも出ているんです。

私とすれば、余ったから、まあいいですよ、組み替え自体に別に違法性があるわけじゃないですから。それは私の議員としての姿勢として、組み替えするんであればこうあるべきだというふうに主張して、答弁なさるなら答弁されて結構ですけども、終わりにしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 答弁がございますか。

教育長。

○教育長（小林靖能君） ありがとうございます。今後、ご指摘のこと等をいたしながら対応を考えていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） この補正については、前段の社会教育担当が町民体育館に移るといふようなことが前提になったような組み替えの予算だというふうに私は認識しているんですが、先ほど来、教育長さんが答弁をなさった、消防法云々を初めて知ったと。そんなことはあり得ないんですよ。現に教育長は、今まで学校の校長先生までした人ですよ。校長先生そのものは、学校の施設において、避難訓練だとかそういうのは、当然、防火体制は、消防法に基づいた義務というものはあるわけですね。それを初めて知ったというのは私は驚いているわけなんです、そんなことは逃げの答弁にしかないと思います。

特にこの補正の関係については、既に100億円を超えた予算になろうかとしています。初心に返れば、町長が、当初の予算のときの説明なりそういったものを網羅して聞きますと、あくまでも抑制をしながら、財政健全化に向けて詰めながら詰めながら努力してやっていくんだということをうたっているわけです。その中で、ことは特別に緊急整備だとか緊急雇用だとかというような、臨時調整交付金ですか、こういったものがあって若干予算がふえた。これに対しては別に異論はあるわけではありませんが、ただ、抑制に努めるというような時点で、何も協議が中途半端な関係でなされてきているものをあえてまたここに補正を出してやる自体が、そもそも間違いだというふうに私は思っております。当然、もしどうしてもやらなければならないというような事態であれば、そういったものを煮詰めながら、当然、新年度予算なりでそういったものを組み入れてやっていくと。

例えて言えば、先ほど受けましたとおり、ダンスだとかそういったものに関しての暖房だとかそういったものが要だ。ついている施設なんていっぱいありますよ。例えて言えば、保健福祉の管轄になろうかと思いますが、いわびつ荘の在宅介護支援センターというのを前

につくったことがあります。そこは今、全然使われておりません。そこには暖房設備、冷房施設があって、踊ることも十分にできるようなスペースがあります。そういったところも利用する価値はあると思うんです。

ただ、町民体育館だからといって、その体育館ばかりでなく、そこが整備されるということに関しては私は文句は言いませんけれども、ただ、この補正の出し方についての問題点は、消防法云々だからどうのこうのでやるんだということは大きな間違いです。それともう一つは、以前は体育館にも管理人さんを置いていたにもかかわらず、要は、財政の事情等もあってそれを打ち切っているわけです。わざわざ打ち切って、今いないような状態でいると思いますが、そういった行為をしながら、なおかつ、そこが今度はまた必要になってきたという、そんなばかげた話は私は余り納得はできないように思うんですが、その辺は、教育長、どんなふうに思っているのか教えていただければと思います。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 消防法に基づく消防計画が町民体育館に必要であったということを10月21日まで気づかなかったということは、本当に不勉強だったなと思います。ほかの体育館は必要ないというふうに今は考えております。じゃ、なぜ町民体育館かといいますと、あそこのところは観客席等が2階にあるものですから、そういうこと等から、やはり消防計画が必要なんだということを認識したわけでございます。その辺は本当に不勉強だったなと思っております。

そういう消防計画があるということがあって、日常的に消防にかかわる面の点検をきちんとしなければならないということになれば、やはり職員を今後常駐させていくことを考えていかなければならないということで、このような組み替え予算をお願いしているわけですが、社会教育関係、社会教育グループの業務の中で、社会体育にかかわる部分をそちらのほうに主に進めていければなというふうに今現在は考えておりますけれども、今後さらに協議を煮詰めていかなければならないというふうには考えております。そういうことでぜひご理解いただければと思います。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時15分とします。

（午前 1 1 時 0 3 分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 11 時 15 分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

なお、教育長または教育課長事務取扱それぞれに質問があると思うんですが、どちらかをきちっと示して、質問の際はお願いしたいと思います。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 何か休憩したら間が抜けちゃったような感じもするんですが、この予算については、やっぱりある程度、配慮できるものは少し待っていただいて予算計上するのが最適な策だというふうに私は思います。十分に、先ほども申し上げたとおり、煮詰めていく、また、私も初日の本会議の説明のときには欠席をさせていただきましたが、各議員さんからのいろいろなお話を聞いた中での推測なんですが、この問題については、補正予算を取得すべき説明内容に対してのそういった内容が、話をなされなかったというふうに私は聞いております。そんな中で、さきの機構改革によって、社会教育、学校教育が東支所のほうに移ったということを、議会はいいだろうということで承認をしているわけですね。そんな中で、またそれを分散していくというふうなことは、当然、前段にお諮りをしてやっていくのが筋だというふうに私は思います。

特にこの補正についての問題は、社会教育の関係ばかりではありませんけれども、総務費の中にあります交通安全の関係の問題もございます。事前に旗を購入したりいろいろして、その後補正を出してきているというようなことで、その金がどこから出てきたんでしょうけれども、出てきた以上は、補正にとらなくても間に合うんじゃないかというふうに私は思います。

ただ、この補正について申し上げますと、非常に重要な案件もございます。特に建設関係では、ダム関係で今後出されてまいります道路の契約等の問題もございますが、そういったものは、必要だから補正を組んだということで理解はできます。ただ、あくまでもスリム化を図るべく補正をとっているというのが、これが、当然、皆さんに課せられた義務だと思います。そこにその場しのぎで、とにかく議会が決めてしまえば、それであとは内部のことについてはこっちで勝手にやればいいんだというようなものの考えでやっていくというような状況

を今つくり上げてきているわけなので、そういったことは決して好ましいことではありません。

ぜひ、町長に伺いますが、この補正についてそういうスリム化を図るべく、先ほども開会前の企画課長が、新年度の方針としては新年度予算内の枠以内でやっていきたいんだというような方向性も示されているように私は聞こえたんですが、そんなような状況をつくり上げるためにも、そういうスリム化をするのが私はベターだと思いますが、その辺、町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 常々そのようなことを心がけて予算をつくっております。そのために、逆に申せば、総務課のその交通安全関係の需用費につきましても、今回補正をお願いしたのは19万何がしです。そこまで余裕を持っていない予算なんです。例えば総額で言えば、交通対策費として1,014万8,000円になったわけです。補正前の額が995万円。ですから、この中でその交通対策費というものが、19万7,000円だけでもやはり補正をしておかないと足らなくなる可能性があるということで、お願いしてあるわけです。

ですので、当初からそのスリム化を図ったために余裕を持っていない予算書なんだ、ですので、ことあるごとにすべてを臨時会で議会のご議決ということまではちょっと無理という面がございますので、目であるとか細節、そういったようなところにつきましては、多少の運用という中でさせていただきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 確かに足りないから補正をとるという解釈には、この補正は当てはまらないような状況だと思います。もう既に交通安全の関係については購入をして、その支払いはもう済んでいるわけですね、実際に。済んでいるということは、その予算の範囲内で足りているわけですよ。じゃ、今後それは何に使うのかという、その辺をちょっと明確に教えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そもそもが、この交通対策費のところのこの19万7,000円というものが、現実には、この吾妻署管内、そしてまた我が町で交通死亡事故が多発したということから始まっております。そして、この交通事故が多発している日陰の道から国道145号線、そういったところに、交通安全を、注意喚起を促す旗を立ててくださいというように、警察との協議の中になりました。ですので、それは緊急性があるということで、すぐに対応させていただいたわけです。

その原資としては、やはり交通対策費ということの需用費の消耗品費の中であります。そういった中で、これ、当初の計上では、やはり交通安全に資する消耗品費という、そういった、地区からの要望がある、例えば交通安全の注意を喚起する旗であるとか、交通安全の啓発看板であるとか、そういったようなものを当初から予定しておりました。それをまずは、そのそういったようなもので緊急に対策をしなければならないほうに使っていたということです。そして、それがまだこれからも地域からも要望がある、そういった可能性を見込んだ中で、19万7,000円の増額をお願いしているものであります。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） また前にちょっと戻りますが、社会教育の関係で、町長からも答弁がありました、私も体協の一役員として在籍をしております。そんな中で、体協ともよく相談をしてということは、特に体協の関係で、事務の関係を何とかしてもらいたいというような話だけはありません。ただ、そちらのほうに移ってやるんだとか、そういう話というのは一切ありません。

そんな中で、とにかくいろいろな過程もあるだろうと思いますが、分散をするということは非常によくない。もし分散をしなければならないんじゃなくて、そういう事態を発していることであれば、当然、教育委員の会議の中でも論議をし、そういったものを発信して、議会にも当然話してしかるべきことだというふうに私は思います。

特にこの補正で教育関係を見ますと、非常に備品関係が、小学校、中学校だとかそういったものにもありますが、この備品関係については、補正のたびというか、そういうのを見ていますと、備品関係が非常に単に出てくるような感じを受けるんですが、教育長、その辺はどんなふうに思っていますか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 備品関係につきましては、国庫補助がつく、つかないという段階のものなものですから、それがつきますよということにかかわって、こんなふうに今、上田議員さんご指摘のように、段階的にお願いしているところがあります。

組み替え予算のほうにつきましては、今後十分に教育委員会や文教の委員さん方とも相談しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思っております。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） この備品関係についても、国庫補助がつく、つかないは別としても、

当然、当初の予算で年次計画を皆さんのところでつくるわけですから、当然、こういったものが必要、こういうものが必要だというものが出てくると思います。ただ、その備品の金額そのものに対しての補助割合は、国庫の補助金がつくか県費がつくかというのは、これは別問題なんですよ、総体からすれば。100万円のうちの半分は国・県が持ちますよというような条件でつけるということじゃなくて、当然必要だからつけるんだ、そういう考えでないと、いつまでたっても、国や県の補助の関係を見据えた備品購入だとか、そういうものを取りがちになった予算になってしまう。

ぜひその辺を少し気持ちを切りかえていただいてやっていただかないと、町の予算なので、そこには町民の方からいただいた税金のものも入っているし、国からいただいた国税の中からの補助も入っている。そういったものを網羅した総合の金額を出しているわけなので、その辺をちゃんと区別して、頭を切りかえてやっていただかないと困ると思います。

特に、この社会教育に関する補正予算については鏡なんかないたって、別に私は必要がないし、ましてあそこを私たちも利用しておりますが、一つの例として阿波踊りの岩櫃連というのがあります。それは、常時あそこで、町民体育館ですか、そこを利用させていただいて、そこで練習をしております。踊りというのは、寒いからできないんじゃないって、鏡がなくてはいけないということじゃなくて、踊れば汗が出るし、温かくなるんです。

もし必要であれば、保温マット的なものもありますし、特に教育長にはわかっていただきたいのは、以前、ダンスの関係の方が参りました。阿波踊りとぶつかるような格好になってしまった状態があります。そのときの状態は、あそこは玄関に入ると上ばきにはきかえなければならないという規則がありますね。それにもかかわらず、そういうダンスをする人たちは、ハイヒールをはいてそのまま来て、そのままずけずけ上がって、そこで練習してそのまま帰ってしまう。そんなような状況が多々あったわけです。何もそういう規則を守らないような団体については、使わせる必要もないと思います。

やっぱりある程度そういうものを細心を払ってやるということであれば別ですけども、特に消防関係の問題等で必要であれば、あえて職員でなくても、臨時職員等1名か2名の配置をすることによって経費の節約もできるし、私はそういうふうに思いますが、この補正について、もう一度その組み替えができるものかどうか、採決の前ですから町長に伺っておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 組み替えの組み替えということでございますが、これはもう採決の時

間が近く迫っておりますので、組み替えは不可能と思って、感じております。

ただし、先ほども申し上げましたように、この予算の執行につきまして、この社会教育の施設管理費というようなものにつきましては、所管の委員会とよくご相談を申し上げ、その上で慎重に執行していくということは、先ほど来、教育長も私も申し上げております。

なお、さっき阿波踊りの岩櫃連ですが、最近は東支所のところにあります農村環境改善センターのほうで練習をしておるようでございますが、それはちょっと別にして、それと備品の件ですが、上田議員はちょうどその説明初日におられなかったもので、もう一回申し上げますが、原小のカーテンということで、原町小学校、でき上がったばかりなんです、言葉の教室というものを開設してありますが、そういったところでカーテンが必要だということで約100万円、それから、幼稚園費のほうで坂上幼稚園、預かり保育を計画しておりますので、そちらでも60万円ほどのカーテンというような備品購入というようになっておりますので、ご了解いただければと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） ともあれ、この補正については、非常に認めがたいようなものが多々あります。しかしながら、重要な予算も計上されております。全体を私はとやかく言う責めはないんですが、ぜひ当初の予算計画どおりスリム化を求めた、より一層またスリム化を求めるように努力をしてもらうということがまず先決だというふうに私は思います。その辺を強く申し上げて、私は質問を終わりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 答弁が必要ですか。

○11番（上田 智君） できたらください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） スリム化、そして重要なところには重点的に配分する、そういったようなことに努めて、行政コストの削減を図っていくようにいたします。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） 先ほど上田議員が言ったことと重複するようなことになるかと思いますが、何点か確認をさせていただければと思います。

非常に重要な案件というか、補正等も組まれておりますので、この社会教育のほうの予算の組み替え等に限ったことではないんですが、先ほど来、教育長、それから町長等の答弁を

聞いておりますと、教育長は、非常に防火体制等ですぐにも職員の常駐をさせていきたいような、そういうお話をされておりました。また町長のほうは、多少その辺のところについては文教厚生常任委員会等に相談をさせていただいてというような、そういう話でございまして、現在、東支所のほうに、機構改革で教育委員会ということでそちらのほうへ社会教育のほうも移りまして、町民の方にとってはその辺がなじんできたところだと思うんです。それをなぜあえて今度の町民体育館のほうにそういった組織を動かして、そこに常駐をさせていかなければならないか。

その辺の緊急性だとかそういうことについては、先ほど来、消防計画で云々というような、そういったことですけれども、支所のほうから職員がそこに行って、ある程度管理をしてという、そういう行動でも十二分に機能が発揮できるのではないかと、そんなふうに思いますが、そういった緊急性について、なかなかうまく私のほうは伝わってこないところがありますので、教育長に再度、その辺の緊急性について答弁をいただければと思います。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 緊急性ということよりも、その消防計画によりまして、職員を常駐させるということで、今後、関係の委員会や教育委員会等とも相談しながら進めていきたいということでございまして、社会体育分野の職員がそちらに行くとかということになる、そういったこと等につきましても、今後十分に文教の委員会、それから教育委員会等とも相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） ８番、日野議員。

○８番（日野近吉君） ということは、最初の教育長が話をされていた、ある程度早いというか、そちらのほうに職員を常駐させていくという考えよりは、町長が話をされた、文教厚生常任委員会なりそちらのほうに相談をさせていただいて、ある程度方向が出た時点でそういったことを考えていくと、そのように判断をさせていただいたのでよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） はい、そのとおりというふうに考えてきて、私どももおります。教育委員会側としましても。

○議長（一場明夫君） ８番、日野議員。

○８番（日野近吉君） 緊急性と私が言ったのは、要するに、そのプールのほうの予算の執行しなかった部分を組み替えて、今度の町民体育館のほうの予算に振りかえるわけですが、それだったら、上田さんが言うように、来年度の当初予算に、今回の補正でなくても間に合う

んじゃないか、そんなふうにしか、今回の補正までして急ぐ必要はないんじゃないかというふうに考えられるんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） この組み替え予算をご議決いただくことによって、この方向に沿って、いろんな関係される機関と協議していくことができますので、お願いできればというふうに考えているわけです。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） 何て言えばいいのか、そういったあれでなくても、本当に必要性があるものに予算を使っていただきたいという、議会のほうとすればそういう思いが常にあるわけです。だからそういう意味からすると、本当に町民体育館の今回そういった体育関係のあれはそちらのほうに移るといような構想のもとに、今回の予算の組み替えが行われるというのが、なかなか伝わってこないんです。だから予算を認めていただいて、その後については各委員会等で、いろんな運用、それから職員の配置等については検討していくということで、それ以上の答弁はないのかなと思いますので、答弁は結構でございます。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 暫時、順を追ってお伺いしますが、まず第1点、12ページで財政調整基金の積み立てが6,800万円ほどあります。それで、これは前回の部分も財調の積み立てが補正で出た記憶があるんですが、かねがね、この財調の運用そのものについて、安全有利でという形で行っておりますが、現実的に今現在の運用実態、想像のつくところなんですが、会議録に残る形で発表してみてください。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、議案調査をされた上での質問ですか。

○9番（大図広海君） はい。

○議長（一場明夫君） そうすると大体把握できているんだと思いますが、できていませんか。

○9番（大図広海君） ただ、これが恐らくは、いろいろな基金がありますが、銀行の定期預金という形で運用されるかと思います。それでもって、大口定期、いろいろ預け方があると思います。どういうふうに計算しても、そんな高額な金利収入は得られていないと。これが会議録に残る形でひとつ明記したいと思いますので、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 執行部で答弁はできますか。

税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） 基金の運用の関係です。大図議員がおっしゃったように、今、基金はかなり件数的にもございます。1つ、財政調整基金の今までの考え方といいますか取り扱い方については、どうしても財政的に資金不足を生ずるような場合がございます。そういう中で、運用を少し小刻みな形というような形では、ことし、しております。

今、データを取りながら、こういった形で運用すれば一番いいかということで、1つには、例えば公共施設の関係の基金については、1年間運用等が発生しないだろうという予想をされて、億単位で持っている基金については、ちょっと名前が出てこないんですけども、証書の形式で、ちょっと利率のいい1年間定期というものをしております。これはたしか1億円以上あればというような形だったというふうに思います。

そういう形で、この財調についても、ばらばら、いわゆる例えば今回の積み立てみたいのに6,000万円とか8,000万円とかという形で積み立てをして満期を迎えるというような、単体で幾つもあるんですけども、それをことし、小刻みにまとめながら、最終的に億の単位のものをつくって、それも今回、ちょっと2月の末ぐらいから資金不足が生ずるおそれがあるので、12月でまとめて2カ月定期でその有利な証書というものを使いました。

そういう形で、これからずっと、年間のデータもしっかり整えてきていますので、いろんなこういった基金についても、単に定期ではなくて、そういった運用とか取り崩しが予想されないだろうというような基金については、そういう有利なことで運用していきたいというふうにこれからも心がけたいと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 質問の要旨がとらえられていないようなので、言葉足らずだったかもしれない。

そういった中で、運用の実態というのは、まさに金額の問題です。最大何%、最小何%の金利収入が得られているかとの質問内容なので、明確にお答えください。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） 特に今手元に持っているのが、その利率の入っているデータがちょっとないので、申しわけないですけども……

（「記憶で結構です」と呼ぶ者あり）

○税務会計課長（武藤賢一君） 今、0.2とか0.15というような定期利率になっております。先ほど言った証書については、0.2ちょっとだったというふうに記憶しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ところで、当町が負っている負債の現実があります。この負債は、最大、最小いろいろとあります。制度資金で借りていますので、さすが7%というのはもうぼちぼちなくなってきたかと思いますが、この中でもう1点、予算書にはあらわれない負債がある。その実態は何があるか、とらえているか、あったら教えてください。

○議長（一場明夫君） 答弁できますか。

企画課長はどうでしょうか。

大図議員に申し上げますが、具体的に当てはまるものがあるんであれば述べていただくの
がいいかと思うんですが。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） これは例年指摘している事項なんですが、駅北土地区画整理事業の中にある校庭用地、この付け地保留地については買い戻さなくちゃいけない。現にその保留地について、当初より使用収益という形が続いている。今まさに使っているわけです。本来はこれは、使用収益が発生する、その段階でもう既に購入していなくちゃいけない。それを小手先のテクニックで、どうしてもこれの買い入れの原資がない、かつてはこれを組合の金融機関からの借入金の金利相当額ということですと予算措置をしながら支払い続けていると。この現実があるんですよ。

でも、ここなんですよね。財政調整基金がどんどん積み立てられる。その利息収入が0.2%程度である。現実的に金融機関の利払いというのは恐らく1けた上になります。かつてもそうでした。ただ単にその部分だけではなく、ここなんです、かつて、町長は、吾妻町は心配ないんですよ、豊かな町なんです、見せかけのこの財政調整基金の積み立て。予算書には、この校庭用地の買い戻しは、義務として、負債として計上されていないんです。ここに数字のマジックがある。と同時に、逆ざやの部分について実損が発生する。

さあどうでしょう。この財政調整基金、速やかに、どういう形であれ、今年度の決算が終わった暁には、この前の資料によりますと、まだ3億円のその用地費が見込まれている。これは、その当該の不動産を既に使用収益している。予算上もこれは現実には終了しないから、所有権の確定にはならない。どう言いますかね、不動産として計上して、その代金を負債として計上する。未払金です、言え。本来これが実態かと思うんですが、見せかけの決算状況を維持するために、これを負債として計上しない。そのために発生した実損がこの逆ざや相当額であるという理解なんです、今後の処理としておいて、またこの当初予算において、

こういう形での財政調整基金の積み立て、これが果たして町民の求める姿であるかどうか。
総論で結構ですから伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

財調を積まないで返すべきだと言っていると思いますので、答える必要があると思います。

○町長（茂木伸一君） 先日の議会内における地域活性化対策特別委員会でも申し上げましたが、それにつきましては、来年度予算のところに、十分に利息が生じないような対策につきましてはとると申し上げた、そのときと変わりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 次に、金額の大きい事項に絞っていきます。

先ほど来から教育費の問題で組み替え予算ということで問題になっておりますが、これはだれに聞きますか。教育長にお伺いします。いや、すみません、訂正します。教育課長にお伺いします。

町民体育館の設置及び管理に関する条例の中でいろいろと規定されていますが、この条例はどのような形で制定されたという認識を持っていますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 私自身は、今まで一読したほどで、詳しくこれがこうなっているというところまでは把握しておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） これは社会教育課の管轄になるかとは思いますが、どちらでも結構です。

ところで、町民センターにも設置条例があります。ここの中にプールが規定されております。今回はこのプールと町民体育館の予算上の配分があるわけですが、同じ聞き方をします。教育長にお伺いします。

町民センターの設置及び管理に関する条例の根拠はどこに求めますか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 私自身の理解ですと、町民の皆様方が適切に使用できるということにかかわって条例が制定されていくんだというふうに理解しておりますけれども。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それ以上の答えがもらえなかったのかもしれないです。

町民センターの設置及び管理に関する条例は、地方自治法第244条なんです。これはかねがね問題になっています。公の施設として条文に明示されています。

ところで、社会体育施設の設置及び管理に関する条例、この中にはいろいろと、町民体育館だけではなくて弓道場から野球コートまであります。この条例には、244条の2を背景とするという明記はありませんが、物の性格上、当然にこれが公の施設に該当するかと思いますが、そういった認識はあると思います。ありますか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 公の施設でありますし、町の施設であるという認識は持っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、現在、その体育館のどこか一室を事務室に占有する。その中に、ここなんですね、職員が事務所としてその一室を占有支配する。かつて教育委員会が、山村開発センターの一室じゃなかったか、大分多くの部分を占有していました。当時、合併後、教育委員会が東支所のほうに移るについていろいろ異論があったやに聞いています。当時の担当者の話を常々思い出すと、今、山村開発センターに教育委員会がいること自体が違法なんです、行政財産である東支所に行ったほうが合法なんですというような論議があったかなかったかに聞いていますが、あなたが今行おうとする、社会体育館の一室を行政事務所として使う、行政財産の一部として使う、この問題に対して、地方自治法244条2に抵触するかないか、その感覚を伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） そこまではまだ私も理解し切れておりません。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時とします

（午後 零時00分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 休憩を挟んで、少し方向性を変えます。

それで、町民センターの設置及び管理に関する条例で言いますと、当然、その中にプールが含まれています。規則の中で、プールの開場日、時間等々があります。ことしは例外的に休止ということにいったそうです。ただ、条例上からは、休止ということの部分については、センターの休日、次にいって、町長が必要と認めた場合はこの限りではない。だから町長の専決でことしは中止となったのか否か、この部分について確認しておきます。

○議長（一場明夫君） この一般会計の補正と関連がありますか。

○9 番（大図広海君） はい、あります。

○議長（一場明夫君） 町長、答弁できますか。

町長。

○町長（茂木伸一君） どのような決裁だったかまで覚えておりませんが、いろんな各方面と協議をした上で、ことしは休ませていただくとした経過はあります。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） どういう事情であれ、その施設がそれに対応していないということならばいたし方がないかと思う部分もあるんですが、ただ、条例上からは、この6月15日から9月15日までの開場がこれは義務づけられているということになると思います。それで、その休日そのものが、いつからいつまでを休日にするかということの前段で、この開場期間をすべて休日にすると、そのような措置が果たして妥当であるかどうか。所感だけで結構です。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 所感を述べよですが、休止にするに当たっては、各方面と協議した上、そして各方面に広報した上、休止とさせていただきました。そして、それに対するクレームというようなものはなかったように思っております。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） それは設備上の問題ということになるかと思うんですが、そうしますと、この公の施設、その設備が少し老朽化したと。でも、この設管条例がある状況において、その老朽化した部分を早急に改善し、条例が意図するところの公の施設として町民利用にた

える形にする、これが求められた姿だと思うんですが、その感覚はありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 通常ですと、そういったことになろうかと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、今回の補正が、当初計上された委託管理費が中心になっていると思います。当面、幾らの補修費がかかるか、この部分についてまだ未知数であります。この執行残の予算をほかの町民体育館の改装費に向ける、あるいはエアコンの設置に向けるということになりますと、このプールの存続、だから公の施設としてのプールが改修の方向に向かって歩んでいるとは思えない。なおかつ、現状ではまだプールに水が張っていないと思います。秋に確認したときにはまだありませんでした。そうしますと、凍結融解が激しいこの地において、もうこれは施設放棄につながる行為か、想像ができるころなんですが、プールは今後どういう修繕計画があるのか、その部分がないとこの補正が出てこない。いかがなものでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 休止するに当たってというところで、費用の面等々を考えた場合、ただ、まだ廃止というところまでには議論が煮詰まらない、そういった中で、休止ということでお世話になっておりました。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ですから、休止はもう事実としてそこにあったわけです。でも、プールの設備を、被害を最小限に食いとめる、あるいは速やかに修繕に取りかかる、そのための準備はどうやって必要なのか、当然にそれには予算が充当されなければいけない。

ところで、今、当初予算から見て浮いた施設管理業務委託費、この部分について、他の施設の改築に充てる、そういう補正が上がると、プールはこのまま傷むのを待って廃止という意思決定があったかに想像ができるんですがという前提なんです。よろしいですか。まだ水が張られていない。漏水の箇所も把握していない。当初予算から見るとやがて1年になります。原因がどこで、その修繕には幾らかかってという行動が起きていないわけです。だから、もうこれは放棄なのかと問いただしているところなんです。いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今現在は、あくまでも休止という状態でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9 番（大図広海君） そうしますと、たまたま執行が行われなかったところの委託料、245 万円ほどになっています。この部分について、これを来るべき修繕に向けて何とか活用していく。プールを存続させるためには、速やかにその原因を究明し、その修繕費の予想を立てる。当初より、もうこれは修繕しても見込みがないという見通しが立つならば、この補正以前に公の施設の廃止という行為がないと、なかなか難しいものになると。今後の見通しはどうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） これから各方面と協議をした上で決めていくということです。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） そうしますと、今回の補正が意味がなくなる。組み替えなんですね。これが補正予算で、ほかの財源を使ってその町民体育館のほうの設備をまた行うという条件ではないんです。いいですか。プールの予算を減額する。同時に同額が、若干違います、端数が違います、町民体育館の整備費に充てられると。客観的に見ると、もうプールはやめるんだらうなと。恐らくそういう形でいくんだらう。だから今現在も、凍結融解が一番心配されるこの地方において、まだ水が張られていないと。水もただじゃない部分があるので。でも、これは町長の裁量でできる問題じゃない。廃止ということをちゅうちょせずに、廃止の意味もやっぱりあるわけです。だとすれば、この補正予算以前に、あるいは同時に、設管条例の廃止及び改正、こういった部分がないと、どうも土台が、要するに土俵が整ってこない。そんな感覚がありますが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今回の組み替えにつきましては、プールの施設の管理委託料、プールを開くために用意しておいた金額が執行をされなかったということに伴うことであります。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） はい、それは承知しております。でも、その原因が、どうも老朽化にある。そうすると、この再開につけてのめど、原因を究明し、その修繕の予算を立て、着実に執行していく、そちらの方向性がこの当初予算から一向に見えてこない。ここで、10 款 6 項、そういった項目の中の組み替えということが出てくると、ここなんですよ、プールはもう廃止にするんでしょう、その前提で見ると非常に理解ができるんです。まだ決まっていないということはどういうことなのか、確認しておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 町民プールとして長い間、町民に親しまれてきました。途中から一般

の来場者は非常に少なくなった。途中で原町小学校、中学校のプールが老朽化により使用不能になった。そして、原町小学校の児童たちがそこに通って、プールの教室を開くようになった。ことしにつきましては、原町の小学校のプールが7月から順調に使えるように、仮ではありますが、オープンをして使えるようになったという経緯がございました。そんな中で、皆様方の動向というものを見させていただく、そして、プールができるか、その7月のプールのシーズンに間に合うかどうかというのは、例えば天候次第のようなところもあったり、いろいろな難しい問題がございました。

そういった形で、漏れた状態でもプールを開けるようにというようなことを考えて、この中には両面作戦という形ではフェイルセーフというような中で、町民プールの開設は考えておりました。ただ、当初から、本来、修理をすると何千万円かがかかる。ただ、何千万円かかっても、なかなか何年ももたない。実はあのプールは、平成何年だったでしょうか、平成13年ころ大規模改修をやはりしております。もうちょっと後だったかな。それが5年後くらいにはもう老朽化というようなことにもなっております。そういったようないろいろな事情を勘案した中で、そのように考えておりました。

ただ、一番最初に申し上げましたように、町民の皆さんから親しまれていた。その方々のコンセンサスを得なければいけない。そのように考えておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、それが本音だと思うんです。本音は、だから、できることなら廃止にしたい。事実、予算もそんなような形で動いています。ただ、今も言っているように、これは条例事項であるので、住民のコンセンサス、それは条例提案までの間に済むこと。

ところで、この補正予算と廃止条例とが同時でないとなれば、やはり議会は理解が進まないと思いますが、その間に、今、町長の説明によりますと、7月に学校のプールの完成状況を見てということでした。でも、本来これは、町民の利用が少なくなってきた、同時に老朽化が進む、その段階で十分過去に検討がなされているかと思います。そうすると、いよいよこの補正予算、1年間休止になった、その段階でプールの廃止というきちっとしたスタンスがあってもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） はい、あってもいいのだと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9 番（大図広海君） それが正しい執行かと思います。

その部分について住民のコンセンサスを得る、これはこれで結構でしょう。ただ、こういった補正と、ある限りにおいて、やっぱりそうすると設管条例のほうも歩みをともにしないと、この補正自体が土俵に乗せられない。これが条例主義かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） あくまでもプールは休止状態ではございますので、そういった中で、未執行のものというとなえ方をさせていただければありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

3 番、金澤議員。

○3 番（金澤 敏君） では、私も 1 点だけちょっとお聞きしたいことがありますので、質問させていただきます。

今、問題になっておりますこの施設管理費に関してなんですけれども、文教厚生常任委員会で教育長に出席を願って説明を受けたときには、1 人か 2 人の臨時職員を置いて運営していくんだということでしたけれども、きょうの答弁を聞いてみますと、教育委員会の中の社会教育部局、その運動ですか、文化は中央公民館のほうに置いて、体育系の部局を町民体育館のほうに置くんだというような明確な答えをなさったと思いますけれども、そのことでよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） そういう方向で進めていきたいということで、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 3 番、金澤議員。

○3 番（金澤 敏君） では、本当に町長が機構改革の中で、今まであった学校教育課と社会教育課を一つにして教育課をつくったんですけれども、この機構改革は、じゃ、これで 3 つの場所にまた分かれてしまうというようなことにおいては、機構改革に対するこの答えは、教育長としてはどういうお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 機構改革の考え方にそぐわない方向ではないというふうに考えております。日常の業務管理とともに、町民、住民の皆様方の十分な活用という方面で、この方向で考えていきたいということで進めていければというふうに思っております。ということ

でご理解いただければありがたい。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 私には、どうも各場所ですよ、東支所の中に学校教育課があり、中央公民館の中に文化的な部局を担うものを置いて、スポーツ、運動のところを体育館のほうに置くということは、私としては、そこへみんな次長が張りついて課長がいないというような状況の中で、本当に統一がとれる教育委員会というものができのかがすごく不思議に今思っているところなんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） そういうことがないよう十分に検討していきたいと思ひますし、そういうこと等も、これから検討する文教の委員会、それから教育委員会、町当局との相談の中でも詰めていければなというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） でも、この補正予算が通ってしまえば、もうその方向で当然進んでいくことだと思いますので、その後の文教厚生とか教育委員とかの話し合いというのが、本当に胸襟を開いて話し合えるような状況になるのか、その点がちょっと不安が残るんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） ありがとうございます。

先ほどからも説明させていただいておりますように、ご了解、ご理解いただければ、進んでいく段階では十分にそういうところを話し合っていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） できれば補正予算のこの組み替えをする前に、私ども文教厚生常任委員会等にもっと詳しい説明等をいただければありがたかったというのが感想としてあります。これで私の質問を終わりにします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 補正予算ですので、今、当然、物が動くことには予算主義で動くんだと思うんですけれども、先ほど同僚議員も、交通関係の予算でももう事前に執行はしてあったり、また、この施設の組み替えの予算でも、議論を進めていくうちに、目的もできていない、決まっていないという段階で、果たして予算を認めていいかという部分にかなり疑問が

起こるわけですがけれども、教育長、どう考えますか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） この組み替えをお願いしてくる中身が、これまでご説明してきましたように、防火計画というものの存在に気づかされたということがあります。そうすると、その防火計画に沿って日常の管理体制をしていかなければならないということと、そうしますと、職員を常勤させなければならないということで、この組み替え予算をご理解いただければというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 先ほどの日野議員の質問からすると、これから要するに議論するという話でしたよね、社会教育の職員を配置するのは。それも決まっていなのにやはり予算を組むというのはおかしい。決まってからでも十分間に合いませんか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） ありがとうございます。

植え込みの剪定等々もあるわけですがけれども、この全体の予算等をお認めいただくということになってくれば、例えばケヤキの木を伐採するとか植え込みの剪定だとか、そういったもの等は協議しながら早目に手がつけられればななんていうふうに考えておりまして、そういった中で、常勤させる職員のこと等につきましても考えて進めていければということでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） そういうことでしたら、決まっていない部分については抜いて出した予算でもよかったんじゃないですか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） これらを一貫してやっていくということ等を絡ませて進めていくことが、私たちの考え方とすればベストだと思ってお願いしてきているわけでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 予算主義には反していませんか。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） そういうことではないというふうに理解して、お願いしております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

3 番、金澤議員、反対質問ですか、賛成質問ですか。

○3 番（金澤 敏君） 反対。

○議長（一場明夫君） 反対ですか。

賛成討議の方はいますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） それでは、金澤議員、反対討論をお願いします。

（3 番 金澤 敏君 登壇）

○3 番（金澤 敏君） では、これから一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

まずは、先ほどの質疑応答でもなさいましたが、教育委員会が提出の組み替え予算に関して、私としては、やはり納得のできる答弁はいただけませんでした。特に町民体育館の事務所内改修や建物周辺整備の予算組み替えに関しては、所管事務調査時点でも委員会で大きな問題となり、1 日を費やし調査を行いました。この補正予算は、確かに全体的に見れば、国・県レベルからの補助金や特別交付金、臨時交付金を受けての予算づけによる補正の意味合いが強い予算であります。その中に、町民生活に重要な予算組みの中でも、気づかなければいいのではないかというような感じで、すき間にずっと割り込ませたような積極性のない内容も含まれております。特に今後、教育委員会を分割、分散させてしまうような内容が含まれていることに、強い違和感を覚えるものであります。

今、教育委員会は、課長が不在状態という異常状態が、暫定の名のもとに4 カ月も放置されているままです。内容の説明でも、教育課長事務取扱と次長の意見が大きく隔たる内容で、今後のより一層の混乱が予想される内容でした。

さらに、交通安全の旗購入も、これからの購入ではなく、既に購入済みとのこと。本会議初日の事項別説明の段階で丁寧な説明を怠ることは、議会軽視につながるということが何で理解できないのかと不思議に思われてなりません。

また、緊急雇用での臨時職員の雇用も半年延長されたことで、いたし方ないとは思われますが、後追いとして補正予算に計上するやり方は望ましくないのではないかと考えられます。

これら何点かの納得のいかない内容を含む今補正予算に対しては、賛成しかねます。

よって、この一般会計補正予算に対しては反対です。

○議長（一場明夫君） 確認をします。

賛成討論の方はありますか。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 反対討論の方はございますか。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 以上をもって、討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長（一場明夫君） 起立少数。

したがって、本件は否決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る12月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第7、議案第3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る12月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る12月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第9、議案第5号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

本件については、去る12月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第10、議案第6号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

本件については、去る12月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第11、議案第7号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

本件については、去る12月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第12、議案第8号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る12月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第13、議案第9号 平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る12月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第14号 大石辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本件については、去る12月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで暫時休憩します。

（午後 1時38分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） 12月8日、町長から提出された議案第18号 工事委託契約の変更締

結について、本日付をもって撤回したい旨の申し出があります。

この際、議案第18号 工事委託契約の変更締結撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、一定の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、議案第18号 工事委託契約の変更締結撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第18号の撤回の件について

○議長(一場明夫君) 追加日程第1、議案第18号 工事委託契約の変更締結撤回の件を議題といたします。

町長から議案第18号 工事委託契約の変更締結撤回理由の説明を求めます。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 追加日程第1、議案第18号 工事委託契約の変更締結撤回の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算(第5号)案が否決をされました。そのため、予算措置がとれないために工事委託契約ができなくなったということでございます。

以上の理由により、撤回をさせていただきます。

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号 工事委託契約の変更締結撤回の件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 工事委託契約の変更締結撤回の件は、承認することに決定いたしました。

◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長（一場明夫君） 日程第16、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願1号、請願2号及び請願3号については、去る12月8日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、一括して審査結果の報告をお願いいたします。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） 請願1号 後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める請願書についてご報告申し上げます。

去る12月8日、文教厚生常任委員会に付託されました請願1号 後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める請願書につきましては、12月10日午前10時開催の委員会において、猪野町民課長の出席のもと、審査を行いました。

まず、紹介議員であります金澤議員から請願書の説明内容を受け、審議に入りました。この後期高齢者医療制度は、平成20年度から老人医療にかわる制度として現在進んできております。ご承知のとおり、本年の衆議院選で政権交代し、この制度は新政権より廃止の方向が打ち出されており、現在示されているのは、24年度に現行制度廃止、25年度から新制度がスタートのようであります。

今回の請願書文面には、現制度の廃止を主張しているようですが、廃止後の方向性が特に示されておらず、この点についても協議がなされ、紹介議員によりますと、現行の制度を前の制度にという考えでありました。

国においては、新たな審議会を11月中旬に立ち上げ、現行の制度を時間をかけて分析し、廃止後、新制度に移行のようであります。

以上、当委員会では、慎重なる審議の結果、現段階で廃止の方向であるという国の状況を踏まえ、趣旨採択とすることに決定いたしましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいいただきますよう、ご報告申し上げます。

次に、請願2号 生活費に見合う年金引き上げを政府に求める請願書についてご報告申し上げます。

去る12月8日、文教厚生常任委員会に付託されました、請願2号 生活費に見合う年金引き上げを政府に求める請願書につきましては、12月10日午前10時開催の委員会において、猪野町民課長の出席のもと、審査を行いました。

まず、紹介議員であります金澤議員から請願書の内容説明を受け、審議に入りました。

年金制度は、社会保険制度の根幹であり、だれもが老後の保障のみでなく、制度に加入しなければ保障の対象とはなりません。現状では年金の課税強化、定率減税及び老年者控除の廃止など、年金生活者の生活は苦しくなるばかりです。生活費に見合う年金引き上げは、最低年金給付についての引き上げに伴うものであることですが、現段階では他の厚生年金も下がっている現状、また、上げることの考えも当然ですが、年金をかけなくてはならない人への配慮や制度の徹底も重要であろうという議論もなされました。

以上、当委員会では、慎重なる審議の結果、この公的年金制度を守り発展させていくことについては委員総意の考えですが、現段階での無年金者・保険料未納者対策など、年金制度の崩壊につながりかねない状況を踏まえ、趣旨採択とすることに決定いたしましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますよう、ご報告申し上げます。

次に、請願 3 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書についてご報告申し上げます。

去る12月8日、文教厚生常任委員会に付託されました請願 3 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書につきましては、12月10日午後1時開催の委員会において、高橋保健福祉課長の出席のもと、審査を行いました。

まず、紹介議員であります金澤議員から請願書の内容説明を受け、審議に入りました。

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は、これまでも増して大きくなっております。すべての子供たちの健やかな育ちを保障するためには、国、自治体の責任で保育・学童保育・子育て支援施策が必要であることは、委員総意の考えであります。

委員の中で、国、自治体ともに財政難の折、増額はわかるが、大幅増額とはいかがなものかと、趣旨採択との意見もありましたが、当委員会では、慎重なる審議の結果、経済状況の悪化等により保育の需要も高まってきており、保育の質の確保の観点から、当委員会では採択とすることに決定いたしましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますよう、ご報告申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。請願１号 後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める請願書の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

次に、請願２号 生活費に見合う年金引き上げを政府に求める請願書の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

次に、請願３号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

請願４号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願については、去る12月８日、総務常任委員会にその審査を付託してあります。

総務常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査の申し出があります。

本件については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

請願５号及び請願６号については、去る12月８日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、一括して審査結果の報告をお願いいたします。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君） それでは、ご報告申し上げます。

産業建設常任委員会に付託された請願５号の審査結果をご報告いたします。

去る12月８日にその審査を当委員会に付託されました、請願５号 米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める請願については、12月10日、第１委員会室において、産業課長出席のもと、慎重に審査を行いました。

現在、世界的に食料不足が懸念され、国内においては食料自給率の向上が求められている中、G A T Tウルグアイラウンド農業合意においてミニマム・アクセス米が盛り込まれ、国内生産量にかかわりなく一定量が輸入されていること等により米価は下落しており、米生産農家が直面している実情は十分に理解しなければならず、今後は何らかの処置対策が必要であるとの観点から、当委員会としては全会一致にて趣旨採択といたしましたので、本会議におかれましても同様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、請願６号の審査結果をご報告いたします。

去る12月８日にその審査を当委員会に付託されました請願６号 E P A・F T A推進路線の見直しを求める日米F T Aの推進に反対する請願については、12月10日、第１委員会室において、産業課長出席のもと、慎重に審査を行いました。

現在我が国は、アジアを中心に11の国や地域とE P Aを締結し、５つの国や地域と交渉しています。また、今、問題となっている日米F T A交渉によれば、米を含む農業が除外されるとは考えられません。仮に日米F T A交渉が開始され、農産物の輸入が全面自由化されることになれば、農産物の輸入がふえ、農業に大きな打撃を与えることになります。

当委員会としては、請願内容に理解はしておりますが、仮に政府関係機関において国内外の問題として協議がなされており、それらの動向を見きわめることの観点から、全会一致にて趣旨採択といたしましたので、本会議におかれましても同様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。請願５号 米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める請願の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

次に、請願６号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め日米 F T A の推進に反対する請願の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

陳情６号から陳情９号については、去る12月８日、総務常任委員会にその審査を付託してあります。

陳情６号、陳情７号及び陳情９号については、総務常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。陳情６号 日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める陳情については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情７号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める陳情については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情9号 改正貸金業法の早期完全施行を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情8号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書採択についての陳情に対する審査結果の報告をお願いいたします。

総務常任委員長。

（総務常任委員長 角田美好君 登壇）

○総務常任委員長（角田美好君） それでは、総務常任委員会に付託された陳情書の審査結果を報告いたします。

去る12月8日、その審査を当委員会に付託された陳情8号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書採択については、12月10日、第3委員会室において、委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。

核兵器といえば、だれもがすぐ長崎、広島が頭に浮かんでくると思いますが、最近では北朝鮮が核実験をしたことにより、その脅威が真っ先に気になるところとなっています。その後、北朝鮮との6者間協議も再開されていない中、核兵器廃絶と恒久平和を求めることは国民として当然との判断から、全員一致で採択すべきものと決まりました。

つきましては、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますよう、お願いをいたします。

以上、報告といたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。陳情8号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書採択についての陳情の採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり、これを

決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

陳情10号及び11号については、去る12月8日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、一括して審査結果の報告をお願いいたします。

産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

○産業建設常任委員長（中井一寿君） ご報告申し上げます。

産業建設常任委員会に付託された陳情10号の審査結果をご報告いたします。

去る12月8日にその審査を当委員会に付託されました、陳情10号 社会的セーフティネットの拡充を求める意見書採択についての陳情については、12月10日、第1委員会室において、産業課長出席のもと、慎重に審査を行いました。

依然として雇用情勢が非常に厳しい中、必要かつ有効な雇用対策を機動的に講じる必要があることから、政府の雇用対策本部において緊急雇用対策が決定されました。この対策においては、困窮者に対する緊急的な支援措置として、ハローワークが実施するさまざまな雇用施策のみならず、自治体が実施する住宅手当、生活保護や、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸し付け等のサービスに関する相談をハローワークで一元的に受けられるワンストップサービス、年末年始における生活総合相談等に取り組むこととされたところです。

当委員会としては、陳情内容の処置対策が必要であると認識しておりますが、既に政府、関係機関において協議がなされており、それらの動向を見きわめることの観点から、全会一致にて趣旨採択といたしましたので、本会議におかれましても同様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、陳情11号の審査結果を報告いたします。

去る12月8日にその審査を当委員会に付託された、陳情11号 天狗の湯本浴場の料金体系と管理運営についての陳情書については、12月9日、第1委員会室において、建設課長に出席を求め、審査を行いました。

この陳情は、平成22年度オープンをめどに現在建築工事が進められている天狗の湯本浴場に関し、ダム建設事業に起因する過去の経過を重視し、地域住民が利用しやすい料金設定や管理運営を行ってほしいとの趣旨のものです。

天狗の湯開発は、利根川・荒川基金事業による、下流都県の100%資金提供を受けて実施される事業であり、地元住民がダム関連事業を受け入れる原点となった事業であることも踏まえた中で審査を行いました。

なお、素案として提示された設置管理条例、使用料条例等についても、公平性、公益性の双方を考慮する中で、陳情の内容にも配慮されたものであると感じ取れました。

なお、この施設は平成22年度オープンを控えていることから、速やかな対応が必要とされる案件であります。

したがって、当委員会といたしましては、慎重に審査した結果、全会一致で採択と決しましたので、本会議におかれましても同様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。陳情10号 社会的セーフティネットの拡充を求める意見書採択についての陳情の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

次に、陳情11号 天狗の湯本浴場の料金体系と管理運営についての陳情の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第17、発委第1号 意見書の提出について（電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

角田総務常任委員長。

（総務常任委員長 角田美好君 登壇）

○総務常任委員長（角田美好君） それでは、発委1号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長などを求める意見書提出について説明をいたします。

この意見書の提出については、ダム・発電関係市町村全国協議会会長、辻一幸氏の依頼によるものです。内容については、電源立地地域対策交付金という交付金制度が1981年から始まり、最長交付期間の30年を平成22年度に迎えることになり、この交付金が打ち切られることから、市町村財政に与える影響が大きいので、国に対し継続を求める意見書の提出をお願いしたいというものです。

総務委員会では、12月9日、蜂須賀企画課長に、当町に対する影響についての説明を受けました。交付金額として、平成20年度3,551万円、21年度3,250万円、22年度予定が3,360万円となっています。この交付金の原資はどこにあるのかを含め議論が必要ではないかという意見もありました。しかし、財政的に厳しく、デフレによる税収の落ち込みが現実となっている今、当町にとっては、この交付金が打ち切られることは相当の影響が考えられます。

よって、委員会としては、意見書の提出が必要と判断をいたしました。

それでは、意見書を読み上げ、提案理由とさせていただきますので、委員の皆さんには賛同いただきますよう、お願いをいたします。

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書。

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、水力発電ダムに係る発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村ではこの水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設等の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

豊富な水資源に囲まれた我が国において水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ環境への負担が少なく、再生可能なエネルギーとしてこれまで電力の安定供給に大きく寄与してき

たが、その背景には、水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金については、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要があること等を考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど、交付条件の改善や事務手続の簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日。

群馬県吾妻郡東吾妻町議会。

経済産業大臣、財務大臣、総務大臣あてとしたいと思います。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第18、発委第2号 意見書の提出について（核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

角田総務常任委員長。

(総務常任委員長 角田美好君 登壇)

○総務常任委員長(角田美好君) それでは、意見書の提出について説明をいたします。

先ほど本会議において陳情を採択すべきものとして決定いただきましたことにより、提出を発委するものであります。

意見書については、皆さんのお手元に配付のとおりでございます。

意見書を朗読して説明にかえさせていただきます。

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書。

ノーモア広島、ノーモア長崎、ノーモア被爆者、この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。しかし、核兵器はいまだに世界に約2万1,000発も存在し、核兵器の脅威から今なお人類は解放されていない。2000年の核拡散防止条約(NPT)再検討会議では全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより、各不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。米国、ロシア、英国、フランス、中国の各保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに、事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮拡大するイラン、核実験をした北朝鮮の動向などは、核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約再検討会議に向けて、実効のある核兵器廃絶の合意がなされるべく、核軍縮、不拡散外交に強力に取り組むことを要請する。

1、国是とする非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向け取り組むこと。

2、核拡散防止条約の遵守及び加盟促進に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日。

東吾妻町議会議長、一場明夫。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣あてといたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第19、発委第3号 意見書の提出について(現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書)を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

竹渕文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹渕博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長(竹渕博行君) 発委第3号 意見書の提出について趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択いただきました請願3号の議決に基づき、お手元に配付してあります現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書(案)のとおり提出したいと思いますので、可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第20、発委第4号 八ッ場ダム建設事業継続と早期完成を求める決議についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

日野八ッ場ダム対策特別委員長。

（八ッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇）

○八ッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君） 発委第4号 八ッ場ダム建設事業継続と早期完成を求める決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

八ッ場ダム対策特別委員会では、新国土交通大臣によって、一方的な八ッ場ダム建設中止発言がありました。中止発言に至った経過や理由について検証するため、去る11月16日、委員会を開催し、国土交通省八ッ場ダム工事事務所長を招致し説明を求めましたが、ダムによらない治水、利水への政策転換とする以外、明確な回答は得られませんでした。

その後、工事事務所を介し、責任を持って説明可能な立場にある方の出席を求めましたが、いまだ連絡はなく、検証作業を進めることができない状態が続いております。

今後もこのような状態が続けば、当町における振興計画にも多大な影響を及ぼすことが懸念され、地元の声を聞くこともなく初めから中止ありきの強硬な進め方により、このような事態を招いた国の責任は重く、政権交代による一方的な建設中止は、民主主義のルールを逸脱するものであり、断じて容認できるものではありません。

よって、当議会として、ダム建設継続による生活再建並びに地域振興の早期実現のため、中止撤回と早期完成を強く求める決議を行うことを委員会全会一致で決定いたしましたので、よろしくお取り計らいをいただきますようお願いをして、説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

再開を午後３時１０分とします。

（午後 ２時５４分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 ３時１０分）

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（一場明夫君） 日程第21、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査（調査）を実施され、それについて報告がありましたらお願いいた

します。

総務常任委員会。

総務常任委員長。

(総務常任委員長 角田美好君 登壇)

○総務常任委員長(角田美好君) それでは、総務常任委員会の閉会中の報告をさせていただきます。

委員会では、10月22、23の日に視察研修を行いました。それと11月9日と11月17日に委員会を開催しております。

それでは、順を追って報告をさせていただきます。

それでは、総務常任委員会、10月22、23と視察研修をしておりますので、報告をいたします。

まず、22日についてですが、埼玉県ときがわ町議会に議会基本条例の経過と制定後の現状及び課題について研修をしてまいりました。この町は、埼玉県東松山市の西に位置します。平成18年2月1日、旧都幾川村、人口およそ8,000人と旧玉川村、人口およそ5,700人が合併して誕生した町であります。

議会基本条例についての制定経過については、議会運営委員会が中心となり、隣町の嵐山町に議員倫理条例が制定されたのがきっかけに、倫理条例の制定に向けて平成19年6月に検討が始まったということです。しかし、視察研修などを重ねるうちに議会基本条例の制定の方向に議論が進み、短期間のうちに集中的に委員会が行われ、内容がまとまったということです。

検討開始後およそ9カ月、平成20年4月1日に制定をされております。制定された条例については、先日皆さんに配付したとおり、非常にシンプルなものですが、制定後の現状について何うと、議員の意識と議会の活性化は随分向上しているとのこと。特に印象に残ったのものは、議決に至る経緯の中で、討論に入る前に、町執行部とのやりとりばかりでなく、必要に応じ議員同士の討議の時間が設けられたこと、また、一般質問についても、執行者のやりとりの円滑化のために答弁書が議会当日の朝に議員に公開されることや、町民に対しては、議会開催の前には新聞折り込みによる日程及び内容の公開をしたために、1定例会に1年分ほどの傍聴者が来てくれるようになったということです。

当東吾妻町議会においても早期の制定を強く感じる研修となりました。

続いて、23日については、茨城県土浦市の国民宿舎水郷の指定管理者制度の導入の経過と

その後の現状及び課題について研修してまいりました。

土浦市は、霞ヶ浦の西端に位置します。国民宿舎水郷は、昭和48年に茨城国体のために建設され、既に35年が経過しており、一見して古いと感じる施設でした。規模については、宿泊収容人数115名、休息収容人員270名となっています。

管理運営については、建設当初からこの施設を運営するために設立された市の外郭団体である財団法人土浦市産業文化事業団が行っており、現在に至っています。平成18年に指定管理者制度を導入し、改めてこの事業団が指定管理者として管理していました。特徴とすることは、日帰り利用が多いために地元利用が50%を超えること、そのために修正宿泊利用率は、全国138宿舎あるうちの8位にランクされていることなど、古い施設ながら、地域にとっては欠かせない施設となっていることです。3年ごとの指定管理のため、ことしが2期目となり、4,800万円余りの指定管理料で契約しています。

設立当初は、結婚式場として利用されるなど利用率も高く、黒字経営とのお話でしたが、近年は一般会計からの資金繰り入りに頼っていたようです。外郭団体ということから、完全な民間による指定管理でないために、私たちの指定管理に対する考え方とは異にするものがこの施設にありました。

しかし、支配人の指定管理料を決められている現実があるために、日々の経営改善に対する厳しい考え方は言葉の端々から感じることができ、公の施設として指定管理をすることの優位性については十分感じ取れる研修となりました。

以上が研修報告となります。

それと、11月9日について報告をいたします。

当日は、事業課長、企画課長出席のもと、政務調査を行いました。

事業課については、国民宿舎吾妻荘の指定管理についての現状報告があり、最終的に7社が指定管理の参加を希望し、今後の予定についても報告がありました。

企画課については、地域公共交通について調査しました。今までの報告では、デマンドバスの試行運行を実施することの報告を受けていましたが、この予定を取りやめ、現状のバス運行の充実を図ることで対応したいとの報告がありました。

委員からは、試行運転もせず、協議会で決めたことは一体何であったのかと疑問視する意見が多く出されました。

その後、議会基本条例の素案について検討を重ねました。

続いて、11月17日についてですが、総務課長及び東支所長の出席のもと、11月12日に新

聞報道されたあづまケーブルテレビの自主放送関連について政務調査を行いました。

総務課長の説明では、総務省の見解として、今後、自主放送を続ければ補助金の返還は求めないとしているとのことでしたが、最終結論には至っていないという、いささかあいまいな報告がありました。

委員からは、今後、自主放送を続けるための金銭的及び人的負担を考えれば、補助金の返還もやぶさかではないのかという意見も出されております。

その後、基本条例の素案について検討をいたしました。この時点である程度の草案ができていましたので、議員全員の考え方を確認するため、懇談会を開催することをこのときに決めております。

以上で報告といたします。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 文教厚生常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 産業建設常任委員会。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君） ご報告申し上げます。

産業建設常任委員会では、去る11月17日、18日の2日間にわたり、議会事務局長、産業課補佐を含め計7名で研修を実施しました。

1日目、福島県白河市のバイオマス発電所白河ウッドパワーを視察しました。創業から丸3年、電力の需要と供給のバランスを考えながら運転しているとのことでした。これからの課題としては、燃料の木質チップが大手の製紙会社との単価の競争が懸念されるとのことでした。また、当町で建設中の発電所よりは一回り小さいプラントでした。なお、燃料のトン単価については、企業秘密ということで教えてもらえませんでした。

2日目、あぐりの里物産館を視察。概要、平成16年7月3日開業、スタートは第三セクター方式で、現在は株式会社ファーム越後川口に至る。代表の説明によれば、立地条件は国道17号線に面してよいが、雪国ゆえ果樹栽培もままならず、施設栽培も同じく苦慮しているとのことでした。農産物の生産協力委員289名、主に定年退職後の農業として指導しているとのことでした。これからの課題としては、果樹、キノコ、花などの栽培に努力していきたいとのことでありました。ちなみに20年度の売り上げは、1億7,900万円だそうです。

以上です。

○議長（一場明夫君） 議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ハッ場ダム対策特別委員会。

ハッ場ダム対策特別委員長。

（ハッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇）

○ハッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君） それでは、ハッ場ダム対策特別委員会より報告をさせていただきます。

平成21年11月16日午前10時から午後0時15分まで、第1から第3委員会室においてハッ場ダム対策特別委員会を開催いたしました。委員6名と一場議長の7名で、執行部より茂木町長に出席をいただき、ハッ場ダム関連事業について、国交省工事事務所、県対策事務所、町ダム対策室に説明員として出席を求め、調査を行いました。

調査事項に入り、まず、轟ダム対策室長より、平成21年9月14日から11月11日までのハッ場ダム対策事業の会議調整の経過報告があり、9月14日から16日の3日間に、松谷、三西、岩下地区で、天狗の湯本浴場の利用について三西地区より要望された事項について検討が行われたこと、また、9月16日に町ダム対策協議会が開催され、推進吾妻住民協議会や署名活動について話し合われたこと、9月23日、前原国土交通大臣がハッ場ダム視察を行い、群馬県知事や地元町長との意見交換の席上、建設中止の方針は変わらないと発言したことなどの報告を受けました。

次に、国・県に対して事前の質問事項に対する回答という形で検証に入りました。最初に、国土交通省ハッ場ダム工事事務所、澁谷所長さんより回答を受けました。ダム中止の明確な理由については、前原国土交通大臣のできるだけダムに頼らない治水対策をする、その入り口としてハッ場ダム中止を明言したと聞いていること、また、ダム中止の根拠となるデータについては、マニフェストに記載するに当たって民主党として検証したと前原大臣が言っているが、書面で確認はできなかったこと、費用対効果については、見直せという指示は特にないこと、生活再建については、ダム本体のコンクリート部分を除いてこれまでどおり実施するとの回答がありました。

続いて、群馬県ハッ場ダム水源地域対策事務所、依田所長さんより回答を受けました。ダム中止撤回の姿勢について、地元を重視して1都5県と連携して進む考えがあるかについては、県として1都5県と連携し、地元両町の考え方を最優先とし、関係都県と綿密な協調体制をとりたいこと、また、ダム中止撤回と新たな生活再建案を国土交通省に求めているかの

ような発言は矛盾をしていないかに対しては、県を初め下流都県はダム中止の白紙撤回を一貫して求めている、新たな生活再建案を国土交通省に求めているわけではないとの回答がありました。

また、質疑の中で澁谷所長さんは、前原大臣は国会答弁等々の中で、マニフェスト作成に当たっては民主党として検証したという発言をしておりますが、検証した書面が具体的にどういったものなのか、工事事務所としてはわからない。また、新政権になり、できるだけダムに頼らない治水をする入り口としてハッ場ダム中止の方針が示されたと考えていること、また、特定多目的ダム法の4条4項についても、地元、関係都県、関係機関との合意がなければ法的手続は行わないとのコメントを出しているの、中止の方針だと言ったことだけで法令違反には当たらないという考え方を示したとのことでした。

また、質疑終了後、今回は中止に対する十分な検証ができなかったところがあったので、12月の定例会前にハッ場ダム対策特別委員会を開催し、国土交通省ハッ場ダム工事事務所に、中止の理由が説明いただける方の出席をお願いする、そして民主党には、マニフェストに掲載した根拠、理由のわかる資料提出を求めていくことを決定し、閉会をいたしました。

次に、12月11日午後1時30分から午後5時14分まで、第1から第3委員会室においてダム対策特別委員会を開催いたしましたので、報告をいたします。

委員6名と一場議長の7名で、執行部より茂木町長に出席いただき、ハッ場ダム関連事業について国土交通省工事事務所、県対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策室に説明員として出席を求め、ハッ場ダム関連事業の進捗状況について説明を受けました。

調査事項に入り、まず轟ダム対策室長より、11月17日から12月11日までのハッ場ダム対策事業の会議調査の経過報告があり、11月17日、大柏木地区ダム対策委員会を初め、坂上、岩島各地区でダム中止反対決議を行ったこと、11月25日には、岩島地区区長会、岩下地区ダム対会長が天狗の湯に関する陳情を行ったこと、11月26日に、推進吾妻住民協議会が、ダム中止反対署名、約5万4,000人分の署名を国土交通大臣に提出したことなどの報告を受けました。

引き続き、国土交通省の説明に入り、鈴木事業対策官ほか各担当課長より町管内全体的な説明があり、用地取得では岩島地区が94.4%、坂上地区95.2%の進捗状況とのこと、岩島地区の工事関係では、国道145号線、県道林・岩下線は、長野原地区を含めて現在急ピッチで工事を進めていること、上郷地区の盛り土造成工事が最終段階に入ってきていること、JR関連工事では、吾妻川第二橋梁は、細かいところを残して既に完成していること、坂上地

区では町道の拡幅工事を行っていることなどの進捗状況の説明を受けました。

次に、群馬県の説明に入り、島田次長ほか各担当者より説明があり、用地買収状況、雁ヶ沢交差点工事も歩道の整備をしていること、その他、雁ヶ沢ランプ工事、雁ヶ沢トンネル、県道林・岩下線、鎌田沢砂防の工事進捗状況などの説明がありました。

そして最後に、町より、基金事業の健康増進施設天狗の湯について、現在、コンクリート造となる浴室棟を先行させて工事を進めているが、足湯についても基礎が完成していること、温泉引湯管については約8割の区間の埋設が完了しており、予定どおり3月25日の完成を見据え工事を進めていきたいこと、その他、天狗の湯、温泉ポンプの補修、溪谷遊歩道補修整備について説明を受けました。

続いて、天狗の湯設置管理条例素案、使用料条例素案について説明を受けました。使用料条例は、地域住民の要望及び今回の陳情を踏まえ、町として健全な経営も含めて公平公正の立場から調整したとのことでした。

その後、ハッ場ダム事業全体及びダム対策についての質疑を行い、大臣は、生活再建は引き続き行うこと、県としても来年度97億円の予算要求をしていること、また、検証については、もう一度、期限を切って、国土交通省工事事務所に中止の理由が説明できる方の出席要請をし、回答を待って対応すること、さらに、ダム建設継続と早期完成を求める決議を委員会発委で提出することを全会一致で決定し、閉会といたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（一場明夫君） 地域活性化対策特別委員会。

地域活性化対策特別委員会副委員長。

（地域活性化対策特別副委員長 大図広海君 登壇）

○地域活性化対策特別副委員長（大図広海君） 去る12月14日午前10時より、地域活性化対策特別委員会を開催いたしました。

行政広報等でご存じでしょうが、10月20日、都市計画の変更決定に向けて地区説明会が開かれました。確認の結果、この案内が届いたのは、田中下郷地区及び川戸地区の住民に対してのみでした。都市計画法16条が言っているところの地区説明会の地区、どうとらえるかという疑問点が往々にしてあるんですが、少なくとも東吾妻町の都市計画決定であるわけですから、最大限、東吾妻町全域、最小限であっても都市計画区域全域に対してこの地区説明会の案内を差し上げ、意見を提出していただく、これが説明責任を果たすということになるのかと思います。

そういったところの意見が委員会のほうから提出されたということを報告しておきます。

したがって、次のスケジュールであるところの縦覧、11月24日からもう既にこれが消化されております。明日、公聴会の開催となります。こういった予定されたスケジュールの中で、住民がどれだけの意見がまとめられるか、公聴会に向けて意見書の提出がどれだけ準備されているか、なかなか難しいところでもありますので、決定手続について、もう少し日程的な余裕を持った執行が求められるところだと思います。

以外の上信自動車道及び地域開発事業については、特段の報告はありません。

以上、報告を終わります。

訂正いたします。

先ほどの発言の中で指摘がありましたので、都市計画変更に伴うところの説明会の開催案内、これは田中下郷区及び上之町区ということです。訂正します。

○議長（一場明夫君） 行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員長。

（行財政改革推進特別委員長 角田美好君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（角田美好君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をさせていただきます。

委員会では、去る12月11日、第1委員会室において、町長、副町長、企画課長、総務課長に同席をお願いし、委員会を開催いたしましたので、報告をいたします。

まず、委員会では、5月臨時会における委員会提案の議決のその後が気になるところでしたので、再度、その対応について町長にたどしました。前回同様、何ら検討が進んでいない回答でありました。

次に、集中改革プランに関することですが、内容については、事務事業再編整備の中での厳正な職務職階制の導入、認定こども園の検討、コンビニ収納の実現に向けての検討内容の提示、都市計画税導入の確認などについて、町執行部の考え方などをたどしました。結論を先送りにされている実態が浮き彫りになっております。

次に、公の施設の取り組みの中で温泉施設について、いよいよ天狗の湯が稼働に向けて事務が進む中、天狗の湯完成時までには町温泉施設の管理運営方法について検討しますとなっておりますので、再度にわたり確認いたしました。副町長の回答では、検討しているとの回答でありましたが、実態については確認ができておりません。

次に、議員定数と報酬に関することについてですけれども、検討の結果、現段階では、民

意を反映し、十分に審議するのに適当な定数であるとの判断から、委員会としては、議員定数については16人とすることが全会一致の判断で決まりました。また、報酬については、引き続き調査検討することを確認して、委員会を終了しております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第22、町政一般質問を行います。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（一場明夫君） 5番議員、須崎幸一議員。

（5番 須崎幸一君 登壇）

○5番（須崎幸一君） ただいま一場議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき質問をしたいと思います。

少子・高齢化が進む中、町の高齢化率は30%を超えております。全国の22%より高い高齢化率であります。町の将来像を考えると、高齢期における就業や社会参加を積極的に推進することがこの町の活性化にもつながるものと思い、今回、高齢化対策について質問をい

たします。

1点目として、高齢者の就業・所得についてであります。

この問題は、今般、未曾有の経済不況の中においては大変厳しいものがあります。しかし、そうした中においても町としてしっかり取り組む必要性があると思っています。

そこでお聞きしますが、高齢者の雇用の紹介や提供の取り組みはどのようになっているのか、また、低所得者に対する生活安定のための支援策として何かしているのかお聞きいたします。

2点目として、高齢者健康福祉の取り組み状況についてであります。

具体的に申し上げますと、地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で生活ができるよう、すべての市町村に設置されていますが、我が町においてはどのような活動状況であるのか。

高齢者に対する介護サービスは、介護保険法や老人福祉法の法律等のもとにさまざまな介護事業が実施されております。介護にかかわる事業者に対する町の関与についてはどのようにしているのか。

病気の予防を積極的に進めて、生涯にわたって健康でいられるようにするための推進策として、町では何をしているのかお聞きします。

次に、高齢者がひとりでも安心して暮らせるための支援について、町ではどのように考えているのかお聞きいたします。

3点目として、高齢者の学習や社会参加についてでございますが、公民館活動として高齢者教室がありますが、どのような活動状況になっているのか。

高齢者が社会における役割を見つけ、生きがいを持って積極的に社会に参加できるような環境づくりをすることが大切であると思いますが、町はそのための施策として具体的にどのような実施をしていますか、お聞きをいたします。

4点目として、高齢者の生活環境対策についてであります。

高齢者の居住の安定確保のための施策としてどのようなことが考えられるのか、また、実施しているのか。

次に、高齢者が安心・安全に暮らせる町づくりの観点から申し上げますが、自宅から交通機関、町なかまで連続したバリアフリー環境整備の推進と目的地までの交通手段の確保——例えばデマンドタクシー等の採用でございます——についてどのように考えているのか。

そして、高齢者の事件・事故に対する予防活動の推進策としては何を実施しているのか。

以上、質問をいたします。

○議長（一場明夫君） 町長より答弁をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 5 番議員、須崎幸一議員の町の高齢化対策についての質問にお答えをさせていただきます。

まず、高齢者の就業・所得についてでございます。

高齢者の雇用についての取り組みでございますが、シルバー人材センター事業を社会福祉協議会に委託しております。これにより、元気な高齢者の就業機会の確保はかなり図られていると考えております。関連をしておりますが、町では現在、11事業において51人のシルバー人材センターの方々の雇用の機会を提供しております。この中には、新たな会員を募ることによる緊急雇用創出事業として、高齢者に対しての生活安定のための支援策の一つとして新たな事業を立ち上げ、町のシルバー人材センターに委託をしております。この事業により、高齢者層の求職者に対して、小規模ながら新たな雇用の機会を提供し、新規登録会員が15名増員をされております。

続きまして、低所得者に対する生活安定のための支援策は何かということでございますが、今回の補正予算に盛り込んでございました新型インフルエンザワクチンの接種料や、介護保険料等々さまざまな分野で減免措置がとられており、高齢者の生活安定に資しておるものと考えております。また、社会福祉協議会を通じて低所得者世帯に対しては、歳末慰問金等々を支給しております。

続きまして、高齢者の健康・福祉の取り組み状況についての1点目の地域包括センターの活動内容であります。主に、高齢者の家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応・支援、2つ目といたしまして、介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント、3番目では、高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業の3点でございます。

2点目の介護事業にかかわる事業者に対する町の関与についてであります。町では、直営で特別養護老人ホームいわびつ荘を運営しております。ここにはショートステイもございまして、入居者は50床ということになっております。ほかに地域密着型サービスの認知症対応型通所介護施設、これが大戸に1つ、原町に2つ、民間で以上3カ所ございます。そして、川戸、新巻に町のデイサービスセンターがございまして、これは社会福祉協議会に指定管理

者でお願いをしておるわけでございます。そして、認知症対応型共同生活介護施設、これが、グループホームでございますが、1カ所でございます。これにつきましては、町が事業者の指定や監督を行っております。ほかの介護事業につきましては、県が、指定、監督を行います。

3点目の生涯にわたる健康づくりの推進策として何をしているのかでございますが、予防衛生といたしまして、乳幼児や高齢者への予防接種、母子保健といたしまして、各種健診、健康増進といたしまして、がん検診、延べ3,992人、健康教室相談95回、延べ1,851人、訪問指導延べ956人、機能訓練66回、延べ559人等を実施しております。

4点目であります。ひとり暮らしの世帯への支援についてでございます。

東吾妻町社会福祉協議会や民生児童委員会と連絡をとりながら、保養事業といたしまして榛名吾妻荘への招待や給食の配布事業を実施しております。

3番目、高齢者の学習や社会参加についてでございます。

高齢者教室の活動状況であります。高齢者の社会参加の促進と健康で心豊かな生活を送るため、趣味や特技などの開発を図ることを目的として、年8回の講座を開催しております。講座内容の決定につきましては、年度の終了時に寿大学の役員を招集いたしまして、次年度の開催内容をあらかじめ決定いたします。役員は、その年の参加者の中から年度初めに決定し、寿大学の運営に参加していただいております。4月に参加者の募集を行い、その後、5月、順次開催し、月1度のペースで12月まで開校をしております。平成20年度については、申し込み者数97人、各回出席平均65人、延べ514人の出席者がございました。

消費者行政に関することや地域の歴史・文化に関すること、生きがいに関すること、健康に関することなど、高齢者の方が身近に感じていただけるような内容を選んで実施をしております。各講座の講師につきましても、警察署員、僧侶、郷土史研究家などでその道に精通している方を選んでお願いし、また、8回の講座の中で1回は、知識を広めるため、参加者同士の交流を深めるため、視察研修旅行を実施しております。約40名の方に参加していただきました。参加費については、すべて自己負担で行っております。

実際の開講に当たり、移動のための足を確保するため、庁用バスを運行しております。坂上出張所から1台、東支所から1台を運行し、好評を得ております。

8回の講座を開講し、その中で6回以上の参加をしていただいた方には寿大学終了証を発行し、参加する励みとしていただいております。町村合併以前から数えますと、20年以上の歴史ある講座となっております。中には、10年以上継続して参加していただいている方もおります。本年につきましても、117人の参加申し込みがあります。12月21日に最終回の講座

を開講し、閉講いたします。

さて、高齢者の社会参加についてであります。老人クラブ活動や体育協会のゲートボール、グラウンドゴルフ、また敬老事業を通じて活動されていると認識をしております。さらに、旗振り見守り隊、学校との交流や農業指導、その他いろいろな面で大変お世話になっております。これらの活動をさらに広げていきたいと考えております。

次に、高齢者の生活環境対策についてでございます。

1点目の高齢者の居住の安定確保であります。町では、介護保険法で住宅改修につきまして、手すりの設置やその他バリアフリー化等の事業を補助して実施しております。

2点目、交通手段の確保でございます。デマンドタクシー等というお話もございましたが、今現在は、福祉有償運送制度で、公共交通機関を利用することが困難な人には、サービスを行う運送主体の会員に登録され承認されますと、利用が可能になるシステムでございます。

3点目、事件・事故の予防活動であります。老人クラブ等を通じまして、交通安全対策活動、その他、最近では振り込め詐欺の手口がますます巧妙化しておりまして、高齢者にとっては心配の種でございます。警察と連携をしながら注意を喚起しております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） それでは、再質問ということで、まず、高齢者の就業・所得についてでございますが、ただいまの説明の中において、シルバー人材センターによる就業のあっせんというふうな説明がございました。現在、このシルバー人材の中で、特に、ことしですか、賃金の問題がちょっと発生したと思っておるんですが、その辺のところ課題となること、もし町のほうであるとするならば教えていただきたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 昨年の今ごろだったのでしょうか、735円だった1時間単価を840円にというようなことで企画をしたようでございます。ところが、いろいろな作業を今まで恒常的にお願いしていたいろいろなところから、その時間給というような形では非常に頼みにくくなるというようなこと、意見が多数ございまして、結果的には、時間840円ということは施行しないままにもとに戻したというように考えております。

このシルバー人材センターのやり方というのが、やはり高齢者の生きがいというものもあり、それと事故等々も考える、疲労等も考えると、1日が6時間という体制でやっております。

す。その辺のところで、この時間単価につきましては、高い安い、そういったようなことは、ちょっと私にはコメントが難しい状況でございますので、経過を存じ上げているということだけはございます。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ありがとうございます。

それと、この就業につきましては、非常に厳しい状況の中であるんですけども、町としても、ハローワークと公共職業安定所ですか、そういったところとの連携をとりながら企業に紹介するようなことを検討してはいかかなというふうに私は考えておるんですが、町長はどういうふうに考えておられますか、その辺について教えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 町長としても、ハローワークの所長と行き合う機会が何度か年にございます。そういった中で、高齢者の対策ということに一、二度相談したことがあるんですが、今はかなり高齢の方までもう募集の中には入っておるといようなことを伺っております。臆せずハローワークに行ってみるよう、私のほうからもちょっと勧めてみるようにいたしますでしょうか。

ただ、シルバー人材センターにおきましても、これは随分いろいろな職種がございまして、得意な分野で登録をして、その仕事に合致した方々が張り切ってやっていただいております。うには思っております。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 次に、高齢者健康福祉の取り組み状況についてということなんですけれども、高齢者の健康福祉政策、大変重要な課題であって、これは将来にわたって、この町だけではなく国全体で取り組まなければならないというふうに私は認識しております。

そこで、今回、地域包括支援センターの活動についてを質問させていただきましたが、どうか今まで以上にこれからのことを踏まえた中で介護予防に取り組んでいただきたいと思いますけれども、もう少し活動内容について具体的なところでご説明をいただければと思うんですが、例えば職員の配置等についてはどのようになっているかということなんです、その辺、町長のほうで把握されているかどうかということです。

説明の中で基本的な機能として3つのことが言われたと思うんですが、その中で総合的な相談窓口機能というのがたしかあると思うんですが、そこでは、地域の高齢者の実態の把握や虐待への対応などの権利擁護を含んだ形の中で相談ということだと思っております、実際に

この町でその辺のことはどういうふうな形でなっているかというのが、町長のほうで把握しておられればご説明を願えればというふうに思うんですが、なかなか見えてこないものですから、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 配置につきましてですが、地域包括支援センターにつきましては、主に1人というのが基本的な配置でございます。ただ、ほかに保健センター内に今活動の拠点を置いておりますので、そのほかの保健師がみんなで協力をし合ってやっていく。ですから、そこに地域包括センターに何人という、そういった枠がないのが今は逆に功を奏しておるような状態だと思っております。

なお、老人に対する虐待という、その高齢者に対する虐待という話は、公式な中ではなかなか出てはおりません。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後4時10分とします。

（午後 4時00分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 4時10分）

○議長（一場明夫君） 引き続き一般質問を行います。

5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 明確な答えをいただけなかった部分がありましたので、もう一度お答えを願いたいんですが、地域包括支援センターの活動内容についてでございます。その中の総合的相談窓口機能というのが基本的な機能の中にあると思うんですが、地域の高齢者の実態把握という部分がそこでは求められたと思うんですが、その辺、この町の高齢者の実態把握、どの辺までつかんでいるのか、その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 申しわけありません。その報告は私は聞いておりませんです。ですから、把握もしておりません。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） それと、先ほどの職員の配置は1人ということでございましたけれども、私、この一般質問をするときに若干調べてみたんですけれども、やっぱり社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー、この3人の資格を持った方がやられるのが、一番、この地域包括支援センターの中での活動の中では必要ではないかなというふうに考えておるんですが、今後、将来においてその辺の充実を図るというふうな考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 社会福祉士の方にお世話になれたらというように思っております。今の方が保健師だったかと思いました。ちょっとよく状況を把握していないんですが、社会福祉士ではないんです。ですので、そういったところで相談をできるそれぞれの立場があればよろしいかというように考えております。もうちょっと充実は必要だという感覚は持っております。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） もう少しまたお聞きしますけれども、基本機能の、今、相談窓口機能ということで申し上げたんですが、介護予防マネジメントについて、予防給付の予防プランの作成を含むということなんですが、この辺については1人で今対応しているということなので、かなりそれは、多分、委託とか何かしているんじゃないかと思うんですけれども、委託に占めるウエートのほうが多いかなんて私は思うんですけれども、その辺、町長、どうなんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） これは当初の包括支援センターというものが、そもそも委託ができる、できないというものがまずありました。包括支援センターそのものの話です。そのあたりで、当初はできないというようなことだったんですが、それは今現在できるというようになっております。

そして、なおかつ、今ご質問の一部事務委託というようなことをほかの介護事業者とか、ケアマネジャーの資格を持っている方々をお願いをしておるようですけれども、そういったことで、民間の方々にもお世話になるのはよろしいのではないかと。ただ、その本人が

今ちょっと忙し過ぎるという状況がございます。そのあたりをもうちょっと全体の把握というようなものに力を注げるような体制整備というのは必要なかと思っております。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） この地域包括支援センターの役割というのは、やはり地域における総合的なマネジメントを担った中で、しっかりとした問題解決に向けた取り組み、実践ということだというふうに思っております。ぜひその辺を含めて町サイドでこれからも検討をして、町民のためになるような施策を講じていただきたい、このように思います。

続きまして、介護事業に係る事業者に対する町の関与についてということを質問させていただきました。社会福祉協議会と町のかかわりについての説明等があったと思いますけれども、この社会福祉協議会の果たす役割は、非常に重要なものがあるというふうに思っています。この社会福祉協議会の役割を町民の皆さんに十分理解して協力がしてもらえるような形で町として努力をしていただきたいと思うんですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 現状の東吾妻町社会福祉協議会の状況でございますが、本来の社会福祉協議会という、町全体の社会福祉に関する事業を担っていただくということ、それからもう1点、介護事業者である社会福祉協議会というものの二面性があると考えております。

そんな中で、先ほど申し上げたシルバー人材センターについては、町事業を委託事業としております。社会福祉協議会の運営費補助金、それから委託、そういったものをしっかりと、どの仕事をどのようにお願いするというようなことをもう一回、お互いの役割分担というのをはっきりとさせた中でやっていくことが必要かと思えます。そして、その中でまた介護事業者としての社会福祉協議会、すこやかセンター福寿草、それからデイサービスセンターを指定管理という形で、町の施設を使った中でデイサービスをやってくださっているわけですが、非常に好評だというように考えておりますので、この辺についても町との協議というようなものももうちょっと密にできますように考えていきたいところであります。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 社会福祉協議会については、その位置づけについてしっかりと町民に対して検討していただいた中で説明責任を果たしていただきたい、このように思います。

続きまして、生涯にわたって健康でいられるようにするためにはということなんですけれども、適度な運動、そして適切な食生活、禁煙など健やかな生活習慣を身につけるために、やはりこの町にある保健センターの役割というものは大切になってくるのではないかなとい

うふうに思っております。

それと、高齢者がひとりでも安心して暮らせるための支援についてということで説明を受けましたけれども、町において、ひとり世帯の中で孤独死等がないように、ぜひ見回り等の支援を地域の方々と一緒になって取り組むことをお願いしたいと思いますが、その点についても町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 実はひとり暮らしの方々に対する支援というものを町が直接的な形で、申し上げられるほどやっていないということがはっきりしました。やはり今は民生児童委員の方々に随分お世話になっていることが多いんだと、そういったような思いがございます。そういった中で、民生委員さんの役割と町の役割、そしてまた民生委員さんをどのように支援していくか、協議をしていくかというのはやはり重要なことなんだというように改めて思うわけであります。

ただ、そういった中で、この田舎という中での孤独死、何カ月か前にもあったということは認識しておりますが、この地域の例えば回覧板であるとか、そういったようなシステムの中での声かけ運動というのもお願いをしていたりはしますが、なかなか難しいところだと思います。何かもうちょっといいシステム、そういったものを民生委員さん、それから区長さんたちと相談をするか、役場でも一生懸命考えて、何かいい策はないかと考えます。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ありがとうございます。

昨日の新聞でしたか、桐生市のほうで何か独自のごみ回収と見回りをセットにしたようなものが新聞で載ってございましたけれども、また町独自の一つの施策をいろんな人の意見を聞きながら取り入れるような形で検討願えればというふうに思います。

続きまして、高齢者の学習や社会参加についてでございます。老人クラブへの助成や自治会活動等説明を受けましたけれども、例えばこれは提案でございますけれども、高齢者の方が今までの人生経験の中で、さまざまな経験を生かして学校や地域社会で活躍できるような教育サポーター制度ですか、その普及、充実に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思っておるんですけれども、その辺について町長のお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 教育サポーターというシステムがございますが、そのシステムに載っ

ているかどうかはわからないんですが、ときたま高齢者の方が学校へ行って昔話をするであるとか、そういったようなことは随時それぞれの学校がやってはいるようであります。その募集であるとかそういったようなものをもうちょっとシステム化して、皆さんに周知をした中で募集をするとかというのがよろしいのかなというように今考えた次第であります。

やはり今でも、先ほどもちょっと申し上げましたが、学校で田んぼをつくる、サツマイモをつくるであるとか、そういったようなときには農業指導をしていただいたり、そして収穫祭ではおもちつきをするであるとか、いろいろな中で高齢者の方々の活躍はしていただいているとは思いますが。その延長線というような中で、広くそういった人材を募ってやれるようなシステムができたらと思いますので、教育委員会と相談をした中で、何かそういった方法、例えば校長会であるとかそういったようなところで教育長のほうからお願いするとか、そういったものにもちょっと支援はしていきたいと考えます。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ぜひそういったことで、現在、当町でも今のお話ですと、ある程度はやっておられるということなので、教育サポーターというふうな形の位置づけですか、制度をしっかりとした形で作り上げていただければ結構かなというふうに思っております。

それから、高齢者の生活環境対策についてでございますけれども、高齢者居住法に基づくところの高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度や、高齢者居住センターにおけるところの高齢者賃貸住宅に対する家賃債務保証制度等の導入、また、高齢者等が居住するバリアフリー改修への税の軽減措置等、また、高齢者向けの町営住宅の建設等を含めた中で、高齢者に配慮した町づくり計画の推進を地域全体で整備できることを期待したいと思っておりますけれども、その辺についても町長のお考えを聞かせていただければというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） なかなか難しい問題でございます。ただ、高齢者の方が安心して住める場所というのがやはり必要だということだけは、間違いなく思います。今のご提案ということで、高齢者向けの公営住宅ということのご提案というように感じられますが、今、町の公営住宅が随分老朽化をしてきておりまして、ことし何棟かを壊すということをしております。そういった公営住宅の再開発というものも視野に入れた中で、徐々にではありますけれども、更新をしていこうということを考えてはおります。そういった中に、その高齢者向けということが法的に可能であれば、低廉な家賃で安心して住めるような公営住宅というものも考えてみたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 5 番、須崎議員。

○5 番（須崎幸一君） ぜひ町営住宅、高齢者向けの建設に向けての計画をお願いしたというふうに思います。

最後ですけれども、高齢化対策は、施策として大変すそ野が広い分野であって、財政上の負担も多くなる難しい局面を迎えることはもう明らかであります。これからますます高齢化が進む中では、この高齢者の社会対策としてさまざまな事業を展開していくことが必要不可欠であるというふうに思っております。しっかりとした高齢者の実態調査を行って、この町にとって必要な行政サービスは何かをしっかりと見きわめ、的確な高齢化対策に今後、町は真剣に取り組んでいただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） やはり高齢化率、この数字を予測していくだけでも、当然ながら、高齢者対策というものに力を入れていかなければいけないというのが感じられます。

ちょっと余談になるかもしれませんが、例えば私どもの町は、群馬県の中でも介護保険料は安いほうです。県下で一番下から2番目というようになっております。徐々に上がりつつあるんですが、そういった原因の一つに例えばグラウンドゴルフがあるんじゃないかという話を聞きました。これが、介護予防というような、健康寿命を延ばすというようなことにもつながっているのではないかというような、これはあくまでも統計をとったわけではありま
せんから、一つの私見というようなことで考えていただければよろしいんですが、やはり生きがいを持って生き生きと社会に参加をして、必要とされる高齢者という位置づけ、これがきょうの須崎議員の質問の大意、大きな筋なのかなというようには感じておる次第でございます。町がすべてをやるということだけでなく、それぞれの方々がそれぞれにやるということもあわせて、お互いに頑張って高齢者対策を進めていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 以上で須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（一場明夫君） 続いて、4 番議員、青柳はるみ議員。

(4番 青柳はるみ君 登壇)

○4番(青柳はるみ君) 通告に従い、質問させていただきます。

政権交代による我が町への影響についてお伺いします。

政権交代とはこういうことかと一番感じているのは、八ッ場ダム問題だと思います。国と県、県と町がそれぞれ契約をしてきたものを政権交代後に余りにも早いダム本体中止発言、住民はダム湖をベースに生活を考えているところに、大型工事は動き始めたらストップできないとされてきたものをストップすることに意義があると住民無視の発言をしております。水が入らないなら、空中の集落になってしまいます。

昨年8月、鳩山幹事長が地元の意見を聞くという視察に来たときから、通り一辺倒の報道により国民の世論が形成されることに危機感を持ちます。昨年このとき、町長と鳩山幹事長とはどんな会話があったのでしょうか。新聞報道によると、1分以内にと言われたとありますが、町長はそのとき何を感じたのでしょうか。首相になったとき言われた友愛精神とかけ離れているのでは。首相並びに大臣が地方、地元の意見を聞かない体質が問題を複雑にしているのではないかと思います。

利根川水系全体のコントロール、ダム本来の目的に立ち返って具体的に議論してほしいものです。治水・利水の検討がされていますが、学者によって言うことが違います。そんな中、我が町のダム関連で影響を受けているものは何でしょうか。町長は、地元の問題を県や国にどのように訴えていくのかお聞かせください。

次に、来年4月よりの子ども手当を実施するため地方負担を求められていることを危惧します。太田市では、負担を求めるなら配らないと言っていますが、大沢知事が大阪府知事らと同様に表明したことは、うれしいことです。実施時には給食費や保育料など天引きにすべきと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

ほか、政権交代で我が町に影響があるものは何があるでしょう。

次に、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてお伺いします。

高齢者は肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすいため、死に至る原因の上位を肺炎が占めています。肺炎球菌ワクチンは、1回の接種で5年間は効果が持続するとのことですが、保険適用にならないため6,000円から9,000円の負担が必要となります。ワクチンで100%防ぐことはできないものの、高齢者が肺炎になると1人当たり25万円の医療費がかかることを思えば、医療費の削減にもつながり、重症化が防げる効果が期待されます。

県内では3町が公費助成を行っています。我が町でも実施すべきだと思います。インフルエ

ンザの併発を防ぐためにも有効であるという肺炎球菌ワクチンの助成についてお伺いします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） ４番、青柳議員の質問に対してお答えをいたします。

まず、八ッ場ダムの件でございますが、昨年８月18日、鳩山幹事長一行が八ッ場ダム現地視察に訪れました。その一行が昼食会場である川原湯温泉に立ち寄った折、この機会をとらえ、八ッ場ダムの早期完成を求める要望書を鳩山幹事長に渡すため、長野原町の高山町長とともに会場を尋ねました。しかしながら、地元両町の首長である私どもに与えられた面談時間は、わずか１分間でありました。要望書を読み上げる間もなく、手渡すだけでその場を立ち去ったというのが実感であります。

鳩山幹事長は、現地視察の終了後、やんば館で記者会見を行い、間髪を入れずその場で、八ッ場ダム建設計画の中止または凍結を政権公約に盛り込むことを表明いたしました。今思えば、これが八ッ場ダム建設中止をマニフェストに盛り込むための布石であったのだと受けとめられます。

それから１年後、ことしの７月27日、衆議院選挙における民主党のマニフェストに八ッ場ダム建設中止が掲げられました。これを受け８月６日には、地元両町の町長、議長と民主党本部へ赴き、ダム建設中止撤回を求める要請書を提出してまいりました。このときは鳩山代表には直接会えませんでした。対応いただいた政策調査会の方は、地元の理解が得られるまでは中止には言及しないとはっきりおっしゃっておりました。

しかしながら、衆議院選後、新内閣が発足した翌９月17日未明、就任直後の前原新国土交通大臣により、一方的に八ッ場ダム建設中止が明言をされました。政策調査会の方の発言は何だったのか、理解に苦しむところでございます。

それ以降の経過については、既に青柳議員もご承知のとおりであります。いまだ中止撤回の声は聞こえず、地元住民との意見交換も実現しない状態が続いております。

このような地元住民の心情を無視した進め方は、議員ご指摘のとおり、友愛精神とはかけ離れ、民主主義のルールにもとるものであると考えております。

さて、仮にであります。ダム本体工事が中止された場合、我が町に直接影響があるものとしては、発電所建設に伴う導水路の整備が消滅をいたし、交付税的な措置が受けられなくなるという影響が出てまいります。また、水特事業であるふれあい公園整備事業、十二沢パ

ーキング、猿橋の再現、土地改良事業など、今後も継続していかなければならない事業が残されております。これらの事業に対し資金提供する立場である下流1都5県は、ダム建設推進の立場で中止撤回を求めており、当面は水特事業の中止や縮小の考えは持っていないため、今後も粛々と事業を進めていきたいと考えております。

また、町といたしましては、ダム建設推進の立場から、今後も長野原町、群馬県、下流都県、関係組織等と協力をし、ハッ場ダム建設事業の継続と早期完成を求めた行動をともに進めてまいりたいと考えております。

2点目の子ども手当の件でございます。

民主党のマニフェストの目玉として掲げた政権公約でございますが、いまだに実施方法などは決定いたしておりません。町としては、すべて国の負担で実施することが当然であると考えておりますが、天引き等支給方法については、これからの動向を注視してまいりたいと考えております。

さきの定額給付金、子育て応援特別手当についても、趣旨が違いましたので、天引きはしておりません。

続きまして、質問要旨3のその他、我が町に影響があるものとはとの質問につきまして答弁をさせていただきます。

建設課、道路行政に関しますが、民主党政権になり、公開による事業仕分けが行われ、事業の廃止、縮小、検討などがあり、特に暫定税率廃止に伴う地域活力基盤創造交付金事業、町づくり事業、上信自動車道、国直轄事業、地方への補助金による道路整備事業など影響があると思われませんが、現段階では国においても各省庁の概算要求中であり、見えない状況にあります。特に地域活力基盤創造交付金事業につきましては、市町村にとってなくてはならない道路整備支援事業でありますので、この事業により実施しておる町道岩下・川中線改良工事に対する影響が懸念されます。

なお、先ほどの補助金による道路整備事業において、農道につきましても影響があると考えられます。

続きまして、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてお答えをいたします。

肺炎球菌には80種類以上の型があり、現在のワクチンでは23種類の型に対して免疫をつけることができるとの報告があります。罹患する危険の高い人としては、脾臓の摘出を受けた方、慢性の心疾患、呼吸器疾患、肝硬変、腎不全、糖尿病のある人、そして65歳以上の高齢者等が該当いたします。

7月時点では全国107区市町村で公費助成を実施しており、中之条町でも、町内の医療機関と契約し、75歳以上の人を対象に1人4,000円を限度に補助しております。年間に100件強の申し込みがあるそうでございます。

議員ご承知のとおり、ただいまは新型インフルエンザが猛威を振るい、今定例会でも補正予算をお願いしておりました。肺炎球菌ワクチンの助成につきましては、財源を含む国・県の動向等を勘案し、医療機関、保健師とも相談をし、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） ありがとうございました。

政権交代による我が町への影響ということで、まだ見えない部分があるということでしたが、まず、その中でダムに関してなんですけれども、大臣の言っている中で、緑の治水と山に期待する発言ということをお大臣が言っていました、吾妻の山というのは、杉がもう大きく育ち、老木になると水の吸い上げも悪くなります。植林をして生命活動を盛んな山にしなければならないということですが、また、雨が降ったとき、1メートル四方の水かさを山の土にしみ込ませるには、100メートル四方の土、空間がなければいけないという研究結果を聞きました。

この辺の山はどうでしょうか。岩の上には30センチぐらい土が積もって、深いところで1メートルくらいの土でしかないと思いますが、雨が降れば山の小道は川になるのは、日常、ここに住む私たちが目の当たりにしているものですけれども、昨年、ふるさと祭の夕方、ゲリラ豪雨が来まして、西榛名の道が川となって、コンクリートの道が、トラックのタイヤが埋まるほど深くえぐられたことは記憶に新しいことですが、その中で、この間、北区の赤羽の近くの荒川資料館に寄って歴史をひもといて、徳川家康以来400年の関東の治水・利水の歴史を見たときに、現在の荒川はもともとあったのではなくて、人がつくり上げた放水路だということがわかりまして、明治44年から大正、昭和5年まで、完成まで人力でやったというすさまじい大事業だったというのを知りまして、こういうことを知ったときに、下流都県に責任を持って必要性を検証してもらおうということを強くこの町から要請していただきたいなと思いました。工学部のある大学があるたくさんある都市部、下流都県なのですから、あらゆる知識、技術をもって全力を上げることが、地元で長い間大変な思いをしてきた者に対する下流都県の態度なのではないでしょうか。ここを強く訴えていただけることを町

長に求めて、対策を伺いたいと思います。

また、肺炎球菌なんですけれども、中之条町がやっております。ほかに上野村、みなかみ町が、県内で3町がやっておりますが、北海道の瀬棚町というのがありまして、瀬棚町で平成13年9月から65歳以上の方を対象に、国内で初めて肺炎球菌の公費助成を始めました。町が2,000円を負担して、肺炎球菌というのは5年ききますから、2,000円ということは1年に400円なんですね。現在まで高齢者の58%、440人に接種が行われて、疾病予防を進めた結果、国保1人当たりの医療費が、平成3年に道内で一番悪かった。ですけれども、平成16年、3年たったところですね、13年から。そのときには道内では182位といういい成績になったという、激減、改善して医療費削減になったということなんですね。まだ本県では3町しかしておりませんが、肺炎球菌にかかって25万円1人治療費にかかると思えば、1年で400円、公費助成、接種費用の一部助成ができれば、とてもすばらしいことだと思います。

子ども手当については了解いたしました。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 緑の治水を民主党政権はおっしゃっておるようでございます。そして、下流都県の方々に本当に治水の検証をしていただくように依頼をする、そういったことでございますが、先般、下流都県の知事の方々が長野原町においでになったときにお会いをしまして、その辺のところは、口頭ではありますが十分にお願いはしたつもりです。ちょうど昼食会場がその会場にありまして、そのところで皆様方をお願いをしてあります。今後、町としてどのように正式なルートで下流都県に要望書なり陳情を上げるのか、それはまた別途考えてみたいと思います。

先ほどおっしゃっていた緑の治水、そしてこの町の山が疲弊しているという状態だということは、私はもう随分承知はしております。私が住んでいる地区でも山がやはり荒れておりまして、ゲリラ豪雨により、今までの石が少しあった沢が深くえぐれて、見るも無残な姿をして危険な状態になっているというところがすごくいっぱいあります。

そして、戦後、例えばキャスリン台風の後ということを考えますと、山にある河川のコンクリート化がやはり進んではいます。それに、それは治山・治水という名目の中でそういった工事が行われていたものと思われませんが、それにより山が吸水力がなくなった。そして、その導水路としての河川ができ上がってしまった。そうしますと、降った雨が早くに川まで到達するということがあるのかなというような推測をしておる次第です。

それと、この吾妻地域全体のことを考えますと、戦後の開拓により、嬭恋村の中の国有林が伐採をされ、畑に変わりました。そういったところでの吸水能力というのはどういうものなのか、キャスリン台風の前と後ということで我々が想像できるのは、そういったところだけでもあるかと思います。

それから、田んぼに対するU字溝化、小川だったのがU字溝になってしまったというのがやはりあると思いますから、そういった中で、治水の状況は随分変わっているんだ、やはりそれはしっかりとした検証をしていただく必要があると思っはいます。

さて、北海道の瀬棚町でしょうか、平成13年からの助成をされておるということでありますが、やはり先ほどの須崎議員の高齢者関係のところでも強く思いましたが、やはり予防というのが一番お金がかからなくてよろしいのかと、そのように考えます。これを、先ほども申し上げましたが、いろいろなところと相談をした中で前向きな形で検討して、そしてやはりこの町の国保会計もなかなか大変な状況になりますので、そういった中で、町からの補助、全般的な方々に対する補助ということで、そういった会計のところに資するような施策にしていけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

ダムのことですが、江戸川区の区役所の職員がすごいシミュレーションをつくって、こういときにはこうなると一目瞭然のすばらしい映像を見せていただきましたけれども、そうやって下流都県の知識を結集して、下流都県の態度としてしっかり検証をあらゆる知恵をもってやってもらうようによろしく訴えていただきたいと思いますけれども、終わります。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 思いは十分に受けとめさせていただきました。まず、理由がわからないといけない。なぜ中止なのか、そういったことも、検証をしてみればそれもわかるのかな。我々の力よりもやはり大きな規模の下流都県の方々にぜひともお願いをして、早くに独自の検証をするならする、そういったようなことをお願いしてみたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

なお、次の本会議は12月17日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 4時51分）

平成21年12月17日(木曜日)

(第 3 号)

平成21年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第3号）

平成21年12月17日（木）午前10時開議

第 1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	竹 渕 博 行 君
3 番	金 澤 敏 君	4 番	青 柳 はるみ 君
5 番	須 崎 幸 一 君	6 番	浦 野 政 衛 君
7 番	角 田 美 好 君	8 番	日 野 近 吉 君
9 番	大 岡 広 海 君	10 番	中 井 一 寿 君
11 番	上 田 智 君	12 番	橋 爪 英 夫 君
14 番	佐 藤 利 一 君	15 番	加 部 浩 君
16 番	菅 谷 光 重 君	17 番	原 田 睦 男 君
18 番	高 橋 基 雄 君		

欠席議員（1名）

13 番	前 村 清 君
------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 伸 一 君	副 町 長	関 口 博 義 君
教育長・教育 課長事務取扱	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	渡 辺 三 司 君
企 画 課 長	蜂須賀 正 君	保健福祉課長	高 橋 啓 一 君
町 民 課 長	猪 野 悦 雄 君	税務会計課長 兼会計管理者	武 藤 賢 一 君
産 業 課 長	角 田 輝 明 君	建 設 課 長	市 川 忠 君

上下水道課長 加 辺 光 一 君 事 業 課 長 富 沢 美 昭 君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐 藤 正 己	議会事務局長 議係	田 中 康 夫
議会事務局 主 任	角 田 光 代		

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。

連日、大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員につきましては、病気入院中につき、家族から欠席の申し出がありました。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第 1、昨日に続いて町政一般質問を行います。

本日は多くの議員の質問が予定されておりますので、質問者と答弁者におかれましては、それぞれ要点を絞っていただき、できるだけ簡明に質問と答弁をしていただけるようご協力をお願いいたします。

◇ 日 野 近 吉 君

○議長（一場明夫君） 最初に、8番議員、日野近吉議員。

（8番 日野近吉君 登壇）

○8番（日野近吉君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

最初に、プロジェクトチームによる農業振興についてお伺いをいたします。

町の総合計画の中で基本方針として、産業の競争力強化と地域経済の活性化を図る産業振興プロジェクト組織の検討をしております。町長は、農業についてもプロジェクトチームを立ち上げ、農業振興について検討するとの発言を以前にされております。具体的な取り組みや成果はどうなっているのかお伺いをいたします。

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や担い手確保の問題を初め、非常に厳しい状況にきていると私は感じています。このまま放置をすると、遊休農地の増加を含め、地域農業は衰退する心配があると思います。国の農業政策が戸別所得補償へと大きく転換されている方向であり、我が町のような中山間地に合った地域特産物の開発やブランド化、また中核農家への支援などに早急な対策と方向を示すことが必要かと思います。今後どのような振興策を考えているのかお伺いいたします。

2点目として、工場誘致による産業振興についてお伺いをいたします。

東地区にある箱島農村公園用地については、工場誘致をしていくことを決定いたしました。しかし、その後、具体的な進展がないように聞いております。経済状況は失業率5.1%、有効求人倍率0.44の数字が示すとおり、日本経済はまさに不況の中にあり、大学卒業生も就職については大氷河期とも言われています。このようなときに、地域に働く場所が確保されるということは大いに歓迎されることだと思います。反面、公害をもたらすような企業は歓迎されませんし、住民はどんな企業が来るのか心配していることと思います。地区住民への説明も含めて早急な具現化が求められていると思いますが、今後の対応をお伺いいたします。

3点目として、廃校用地の利活用についてお伺いいたします。

旧岩島第二小学校の校舎解体工事が始まることとなりました。しかし、一番古い校舎は解体しないというふうに聞いております。この古い校舎をどのように利活用していくお考えなのかお伺いをいたします。また、跡地利用について町としてどのような計画をお持ちなのか、あわせてお伺いをいたします。

以上、3点についてご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長（茂木伸一君） 8 番、日野議員の一般質問に対するお答えを申し上げます。

プロジェクトチームによる農業振興についてでございますが、町内 5 地区に各地域農業振興協議会がございます。この協議会は地域別に議員、農協理事、農業委員、農研連役員など広範な委員により構成をされており、地域の農業振興に取り組んでいただいております。今後は地域の問題だけでなく、町の抱える農業に関する問題や新規作物の検討、農地の流動化、耕作放棄地の解消施策、耕畜連携による堆肥の有効利用など広範な課題について、各地域農業振興協議会の代表者による組織を整備し、方向性や解決策を見出していきたいと考えております。

先日、杉並区の学校給食について出荷の検討であるとか、さまざまなことで会合を開いていただいております。

農業振興策といたしましては、中山間地域の特徴でもある標高差、昼夜の温度差等を活用した特産品づくりを積極的に進めたいと考えております。現在、販売価格や収量が安定しているスプレー菊、ナス、トマト、コンニャク、イチゴ、ミョウガ等は市場でも高い評価を得ております。また、直売として、リンゴ、ブドウ、ブルーベリーなどの果樹も安定しております。今後も農業の 6 次産業化を推進しながら、特産品としての作物を関係機関と協力し、導入したいと考えております。

いずれにいたしましても、農家の所得向上、経営安定なくして農業後継者問題や耕作放棄地、遊休農地対策は解決できないと思われれます。現時点で話題性のある作物もありますが、本町の農業は大面積を耕作することが可能なコンニャクを中心とした複合経営に頼らざるを得ない状況でございます。

2 番目のご質問の工場誘致による産業振興についてでございますが、未利用の状況が長く続いております箱島農村公園用地の利活用につきましては、企業誘致を行う方向で考えております。活力ある町をつくるためには、産業の振興を図ることが基盤となることは申すまでもありませんが、産業の振興の中でも、現在から将来にわたる産業構造、就業構造の中において適切な産業形成を行う、そして多方面への波及効果が期待できる企業誘致を行うことは優先的施策であるとの考えからでございます。

このような観点から、本年 5 月に地元箱島区に対し、公募による企業誘致を行うことについて、地元の理解と協力をいただくべく説明を行いました。地元につきましては、工場誘致

に対して否定的見解を示しており、これまでの地元で誤解を与えた状況、経緯の整理と地域の方々にご理解をいただくべく努力をしております。近接する地区住民に対して、企業誘致に当たっては騒音や振動、悪臭などによる周辺環境を害さない業種を立地させることを十分理解いただくため、箱島地区企業進出者募集要項案に基づく周辺環境に合致した優良企業を誘致することにつきまして、詳細にわたる説明を行い、地元からの協力を得ていく考えでございます。

3点目の旧岩島第二小学校は、明治45年に岩島西尋常小学校として建設され、98年が経過し、2年後は築100年という節目を迎えております。この学校は、北側廊下、南側教室、下見板張りに外づけ廊下という典型的な明治末から昭和初期に建てられた小学校の形式であります。平成4年3月には、江戸時代末期から第二次世界大戦終了時までにつくられた日本の近代化に貢献した建造物として群馬県近代化遺産に登録されました。最近になり、地域住民から保存の要望もあり、歴史的建造物として今後も整備し、保存したいと考えております。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） ありがとうございます。

今、町長のほうからいただいた回答の中で、最初のプロジェクトチームによる農業振興ということですが、プロジェクトチームを立ち上げたというような、そういうお話ではなかったような気がいたします。5地区にある農業振興協議会のほうで、それらの方々にいろいろ今後ともお願いをして、そういった方向を取りまとめていくんだと、そのようにお聞きをしたわけなんですけれども、町の総合計画が決定をされた中で、ある程度産業として農業なり地域のそういった商工業なりがどういうふうに行くかという方向を示されたわけなんですけれども、なぜそういったものが示された時点で、町長は、農業についてもプロジェクトチームをつくってという話があったのを、そこまで踏み込まなかったのか、ぜひその辺を1点お伺いをしたいと思います。

といいますのも、群馬県のほうでは、平成17年だと思いますけれども、吾妻地域の農業振興プラン2010というようなものを既にその時点はもう策定して、計画、実施をされておりました。平成22年、来年度でそれが一応また終了して、その後どうなるか、さらにそういった計画が延長されるのかと思いますけれども、我が町としてもぜひそういった取り組みが必要だったのではないかと、そんなふうに思っていますので、その辺についてご答弁をいただければと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） このプロジェクトチームというような形でまず考えたのが、農業委員会にいろいろな形でご相談を申し上げた、そういった中で、それが具体性に欠けるというような形に結果的になっておりまして、なかなかうまく立ち上がらないというようなところがございました。

確かに、この町においての農業振興というようなことをいろいろ考えてくださる団体が、例えば農業委員会、それから農研連の役員、そして議員の方々、農協の理事さんたち、そういった方々がさまざまな農業問題も、いろいろなご提案もあろうかというように考えております。そういったようなものをうまくまとめて振興策を考えるような場を町のほうでよく設定をすればよかったというようには考えておりますが、なかなか1つのものでブランド化であるとかというようなことができない。そういった中で、6次産業化というようなことも、今、模索をしておるところではあります。

なかなか農業というもの、やはり農業後継者というもの、若い力という方々が中心に新しい作物の導入、そういったようなこともできれば本当にありがたいと思っているんですが、なかなか最近ではそういった若い方々が団体になるというほど新しい農業者が就労してはいただいていないように感じています。そんな中で、悩みは多い農業振興だと思います。ただ、国の施策としての農家所得の向上、これを基本的に考えていただかなければいけない。ちょっとこれは責任逃れしているつもりではないんですが、私どもだけではなかなかどうにもならない問題もある、そのようにも考えて悩んでおるところでございます。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） 確かに、国の施策が大規模化というんですか、そういった方向で水田農業に対しても地域営農集団的な、そういう発想で来ましたので、我が町のような中山間地にとっては、そういったものがなかなかうまく取り組めるような状況ではなかったというのは、よく私なんかもわかりますので、その辺非常に難しかったんだろうと理解はしております。

ただ、町の農業形態みたいなものを考えますと、幾つかの大きな形があるんだと思います。畜産基地による大型な法人経営の1つの形、それから先ほど町長の答弁にもありましたように、コンニャクを中心とする面積を必要とする土地利用型の複合経営的な農業、それから花やイチゴなどに代表されるように、施設園芸として集約的な経営をされている農業、それから果樹なんかに代表されるように観光農業というんですか、そういった立場の形、それからまた個人的な畜産というようなそういった形で、かなりそういった部分で、うちのほうの町

というのは、農業経営が多種にわたっているというのは確かだと思います。その辺で非常に国の今までの政策、大型化というようなところにいくと、なかなか取り組みが難しかったというのはよく理解できる場所なんですけれども、国そのものが政権がかわりまして、今後については大規模化というよりも直接の所得補償というような、そういった形に今後はいろいろな政策なりが移っていくような、そういった話を聞いておりますので、本当に我が町のような中山間地域に合ったモデル事業というんですか、振興対策みたいなものが必要ではないかと、そんなふうに思っております。

先ほど農業委員会だとか地域の農業振興協議会、また各生産者等を含めていろいろなプランを検討したいというようなご発言をいただきましたので、方向とすればそういったふうに取り組んでいただけるのかなと、そんなふうに思いますけれども、そういった形で1つの、うちの町にこれですよというものでなくて、各経営体に合ったようなそういったアクションプランというんですか、そういったものを制定していただけるかどうか、その辺のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 確かに、中山間地域における農業の大型化、これにつきましては本当に畜産基地が代表するような形で、ただそれでいいのかということがございます。やはり野菜にしても大型でないと、そしてその地域のブランドというようなことでないと安定した価格が得られないというような問題もあったりして、非常に農作物、野菜等々をつくる器用なこの町にとってというのが、どのような方向がいいのかと常々考えております。これからはハウスによるイチゴが出荷されて、非常においしいイチゴがこの町ではとれるように思っています。そういったもの、6次産業、そういった形で生産から加工、販売までをどのような形でどういうグループでやっていくか、そういったようなことをとりあえず手がけて、それがいろいろな物産というようなものにまで広がっていくか、そういったようなことを産業課として各方面と協議をしながら進めていくようにしてまいります。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） ありがとうございます。ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

もう2点ほど農業関係のほうでお伺いをしておきたいと思いますが、担い手というような形で認定農業者ですか、そういった方々が大勢農業に取り組んでいただいております。しかし、その担い手の方々に耕地なり、そういった農地集積を図るというふうにもいろいろなところでも検討されておりますし、そのような方向で進んでおりますけれども、我が町の耕作放

棄地、その辺のところにつきましては、農業センサスの統計だと思いますが、607.8ヘクタールほどあるというふうに載っております。耕作放棄地率というので35%、一番多いのは南牧だとか、そういったほうのところでもかなり大きな数字が挙がっておりまして、我が町とすれば、県下では中より下というような数字であると思います。

基盤整備等が行われないと、そういった耕作放棄地等がかなり今後もふえていくかな、そんなふうに心配をしておりますし、現在、我が町でも萩生川西、それからダム関連等で三西第2、それから細谷、あと松谷等でこれからも基盤整備が着々と進められていくかな、そんなふうに聞いております。

ただ、きょうの新聞等でも発表がありましたように、大きな農業政策の転換の中で戸別所得補償というような方向に振られた中で、その財源として土地の基盤整備などの財源が半減をされて、そこから捻出をしていくんだと、そのようにきょうの新聞にも載っておりました。そういった我が町の担い手等の対策として、今後の遊休農地の解消について、基盤整備等を含めてどのようにお考えなのか、町長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 遊休農地になっているところというのは、山際の農地であるとか開墾をした農地というようなものが中心になっています。やはり無理があった耕地というようなものも感覚的にはあるのかなと。それはそれで1つあります。ただ、そういった中で、基盤整備をやることによって耕地が整然と耕作しやすいようになる、そして多少なりとも大型化できるようになるということになると、やはり遊休農地化は少なくなっていくと思いますし、例えば減反政策というようなものについても、基盤整備後のところについては問題ができるようなほど、田んぼについては耕作が進められているようには思います。

そんな中で、この町の基盤整理率はまだまだ少ない数字になっています。これからも少しずつでも基盤整備を進めていく、そういったように考えてはおります。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） ありがとうございます。ぜひ国の政策がそういった難しい方向に振られるんだとは思いますが、一番の農業振興の基礎といいますか、そういったところには基盤整備という、そういった条件整備があるかと思いますので、今後ともぜひ積極的に取り組んでいただければと、そのように思います。

続いて、第2の質問のほうに移らせていただきます。

先ほどの町長の答弁の中で、5月に説明を地区のほうでして、いろいろそういったところ

で進めているというふうなお話でございました。どのように地区のほうへ説明をされ、それらの話が最初の地域審議会なり、そういったところまでお話をされているのか。

といいますのも、この農村公園用地を当初どういうふうにしてということで、地域審議会にお話をされた経過の中では、地域審議会では宅地造成というような声が大きかったと、そのように聞いております。そのような中で企業誘致による工場誘致、そのように町のほうで決めましたので、それらの話がどこまで地域なり協議会のほうに届いているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 地域審議会の方々のご意見とすると、宅地化、住宅分譲化というようなご意見のほうが多かったやに聞いております。ただ、その中で地域の方々とよく相談するようにというふうなこともご意見としていただいておりますので、やはり企業誘致という形態の中で、また宅地化するのにはなかなか難しいところだというふうなことで考えておりますので、企業誘致という形で考えております。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） そういった方向で審議会のほうからは宅地化というふうなほうという声が大きかったけれども、町の判断として企業誘致、工場誘致というふうにした経過は、私なんかも聞いております。その後の対応について、先ほど町長のほうから答弁いただいたような形で地元のほうへ説明をし、募集要項等を今後、工場誘致の地域のすぐ近くの住民の方に説明をしていきたいと、そのようなお話なんだろうと思いますけれども、ただ、今の経済状況がこのように非常に厳しい中で、そういった形で進出を計画する企業そのものが非常に少ないのではないか、応募される企業がないのではないかと、そのように心配をするわけなんですけれども、そういう心配は本当はないのか、その辺をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それは全く状況としてはつかめておりません。ただし、やはりこの町における少子化であるとか高齢化対策、そういったことの一環としても、やはり企業誘致というものは進めていかなければいけないとは思いますが、皆様方もご存じのように、最初はおきりかておったわけです。ですので、住宅団地化ということも一度企画をいたしました。そのこのところへひょうたんからこまのような話も飛び込んできた。そして、それがまた頓挫の状態にある。そういった中で、まだまだこれから先も企業誘致という形で考えたのでよろ

しいのではないかと。地元につきましても、説明をする段取りがそろそろつくというような状況になっておるようでございます。今のところはそういった形で希望を持って進めていきたい、そのように考えています。

○議長（一場明夫君） 8番、日野議員。

○8番（日野近吉君） ありがとうございます。

今の段階では多分まだ募集をしていないという段階だと思いますので、その辺についてはどういった企業、どういった計画でという話は多分できないんだということは承知はしておりますが、ただ、そういった方向で進むわけですので、なるべく早く要項に従って募集を始め、なるべく公害等の心配のないような優良企業を誘致していただくというのが地域住民にとっても喜ばしい、望ましいことだと思いますので、ぜひその辺については地域住民への説明も早くしていただき、その辺の企業誘致の関係についても積極的に進めていただくことをお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それで、次に3点目の質問に入らせていただきます。

第二小学校の校舎のことですけれども、いよいよ解体というような方向づけが決まりました、そういった方向でいくのかなと思います。ただ、旧校舎、古い校舎については残すというふうに聞いておりますが、先ほどの町長の答弁では、歴史的建造物というようなことで、そういった形で残すというふうに聞いたわけなんですけれども、確かに古いといえば歴史的建造物でありますけれども、今でも相当建物が傷んでおります。これらを残すとなると、かなり改修をしたり、経費はかかっていくと思うんですが、その辺について、ただ歴史的建造物ということで残すのかどうか、ほかにどういった使い方なり、そういったものを考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今の学校関係、今この町で歴史的建造物というようなものを所有しているのは、町役場の書庫として使っている上之町のところに蔵づくりの書庫がございます。それと、もう一つがこの岩島の松谷の小学校、そういったところだと思います。そのほかの学校関係はすべてが新築という形で整い、我々団塊の世代くらいのところでないと懐かしさは感じないのでしょうか。その辺はちょっとわかりませんが、まず明治時代の建物ということはやはり保存に値するのであろう。それも公が持っているものについては、保存に値するであろうと。それも、明治から昭和初期の間の典型的なつくり方というものは、整備ができれば心の豊かさ、ゆとり、そういったようなものにつながっていくのではないかとい

うようには考えております。

ただ、議員がご指摘のように、大分北側のところが傷んでおりまして、廊下が大分傾いております。ある程度早い時点で手を入れないと、このまま朽ち果てていく、そして屋根も大分壊れつつあるという状況のように見受けられます。そういった中では早い時期の保存という対策が必要なのではないか、そのように考えております。

○議長（一場明夫君） 町長、先ほどの工場誘致のほうで説明を早くとか積極的にやってほしいというようなことを質問されていたと思いますが、そちらの答えがないと思いますが。

○町長（茂木伸一君） 先ほど申し上げたように、工場誘致のほうにつきましては、優良企業を誘致すること、そして、なおかつ地元のご理解とご協力をいただくべく、なるべく早く説明をしまっている所存であります。

○議長（一場明夫君） 8番、近吉議員。

○8番（日野近吉君） 確かに、古さは明治45年といえども本当に100年になろうかということ、で古いと思いますが、先ほど町長も言っていたようにかなり傷んでおりますので、これらを残していくとなると、本当にすごくお金がかかるというふうに思います。今の町のいろいろな財政状況では、これらを早く手当てする余裕というのはなかなかないのかなと思いますので、できれば部分的にどちらか移築をするような形で残して保存をされていく、そのような形のほうが私はいいのかな、そんなふうにも思いますし、今ある幼稚園のところで文化財の発掘の整理をしております。それらにあるようなそういった発掘された歴史的な資料だとか、その辺の展示をするなり、またすぐ近くの、おまき桜という桜の大きな木がありますが、そのこのところにも細谷の小林さんから寄贈していただいた資料館という建物がございます。その辺のところで一体的にそういった、残すのだとすればですよ、残すとすれば、その辺の利用を考えての整備をしていただければなど、そんなふうにも思いますし、非常に残すのにはお金がかかるので難しいかなとは、私は正直なところ思っております。

それで、解体して、ある程度広い学校用地があくわけですが、その辺の利用について、ある程度、先ほどの箱島の工場誘致ではありませんけれども、利用について、地域の人たちの住宅団地として住めるような方向にするのか、またそういった企業を誘致して働く場所を確保するように動くのか。企業といっても工場ばかりでなくて、福祉とか介護とかに関するようなそういった施設も、ある程度広い場所があれば誘致できるのではないかなと、そんなふうにも思いますので、その辺のお考えがあるかどうか町長にお伺いしておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） この歴史的建造物というものについて、やはりさまざまな夢がそれぞれあるかと思います。我が町で、例えば埋蔵文化財の量、それから質、これは吾妻郡内で飛び抜けて一番多くございます。そういったものが、先ほど議員がおっしゃっていたように、幼稚園のところに眠っております。そこでの、収蔵ということではなく、ただ倉庫というような形ではあります。ですから、それらを展示する場所としての可能性もあります。また、例えば麻ひきの体験教室であるとか、そういったものもできたらいいな、そして、例えば歴史資料館とかいうような形でしたら、これは基本的に大体毎日あいているくらいでないといけないのではないか、そういったような夢までもあります。

ただ、それはまだまだああする、こうするということは申し上げられる段階ではございませんし、ただ、やはり早く手を打たないと、あの学校が朽ち果ててしまうということだけはあろうかと思っています。

なお、新しいほうの校舎、それから体育館の解体、進んでおります。その前にもうＪＶの宿舎は解体に入っているようでもあります。来年の３月いっぱいでは西側の一面が更地になってきれいになっていくと思います。そんな中で、その後のことにつきましては考えていく必要があらうかと。

たまたまなんですが、この校舎の解体に伴う中で、植木が余りにも校舎にかぶっていると問題があったものですから、そういったものをどれを剪定をする、どれを抜く、そういったことを相談した中では、松谷地区の災害時における避難所というようなことで、これだけ広いところだったらとっておいてくださいなというような住民の１人の方のお話もありましたが、まだそれは、今回は経済対策の臨時交付金における解体事業ということだけにとどめております。

○議長（一場明夫君） ８番、日野議員。

○８番（日野近吉君） ぜひいい方向が出せるように町長部局等で検討をいただければと思いますので、その辺のお願いをして質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほど整備についての補助金が国から半分はいただけるのではないかとすることは、ちょっと申し……、正確なものではないんですが、そういった実績もございしますので、そういったことがあらうかと。だから、費用の面も大分軽減はされるであらうというようなことで、それも含めて前に向かっていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で日野近吉議員の質問を終わります。

◇ 浦 野 政 衛 君

○議長（一場明夫君） 続いて、6番議員、浦野政衛議員。

（6番 浦野政衛君 登壇）

○6番（浦野政衛君） 時間をいただきましたので、伺います。

まず初めに、中学校の統合問題についてお伺いをしたいと思います。

町長に就任して任期満了まで残すところ数カ月となったわけではありますが、この4年間の
中で町長が取り組むとしていた中学校の統合問題があるというふうなことでありますが、合
併前に統合問題審議会の答申を踏まえ、平成21年4月までには4校を統合するというふうな
ことを決め、文書で町民に周知した経緯があるわけであります。その後、合併により状況が
変わったことから、茂木町長になってから5校を統合するというところで地区説明会などが行
われ、開催をしてきたわけではありますが、一昨年、教育長が突然の辞任といった問題が事実
上あり、この問題は凍結状態ですと今の状況を迎えております。

この統合問題を棚上げされたことについては、本当に町長、残すところ数カ月ではありま
すが、非常に大切な問題であるというふうに思っております。また、現教育長は就任後、最
近になって町民の一部のアンケート調査を実施したものの、具体的な進展がないまになっ
ている。この大切な問題を町長が事実上先送りしてきたわけだが、教育課長も不在だからと
いって、今後さらに先送りするわけにはいけないと思うが、統合をどうするか具体的に考え
を伺いたいと思います。

また、小学校については統合しない方向で、この議場で町長もはっきりと小学校は5校を
存続していくんだということをはっきり申しております。そのあかしが坂上小学校のプール
の新設、また原町小学校の校舎の新築、プールの新設といったようなことで事業に取り組ん
できております。また、今後このほかにも校舎や施設の老朽化に伴い、また建築基準法も5
年に1回見直しがあり、耐震構造問題やいろんな問題が数々残っております。今後、この校
舎や施設の整備が必要と思われますが、今後どのような計画をお持ちであるか伺いたいま
います。

2点目ではありますが、原町赤十字病院が医師不足により年々診療体制の縮小が続いている

が、このままでは地域医療の健全確保は難しい状況を迎えているところであります。まして、この町の中心部から離れた生活圏のやはり住民の足としますと、ほとんどが自家用車が主であります。今、高齢者の人たちが免許を取得し、自分の車で運転をし、病院や買い物に出かけている状況であります。当然高齢者は免許の更新も3年というふうなことで、地元の警察を訪れ、免許の更新手続に行っても、当然、適性検査が通らなければ免許の更新はしてもらえません。そういった中で、免許返納というふうなことになりますと、やはり高齢者も病院や買い物もなかなか足が遠のき、足腰、ひざが痛いとか腰が痛いとか、いろんなことを言いますけれども、車に乗れば何とか買い物や病院は行けるんだというような状況があります。

やはりこういったことも、地元の町の社会福祉協議会、いろんなボランティアがいろんなもので薬をもらいに行ったり、買い物に行ったりやっているようではありますが、やはり町独自の計画をつくり、高齢者が安心して暮らせるまちづくり、また地域医療が存続する町として、町長がリーダーシップを発揮して、町民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、早急に県や近隣の町村とも連携を対応して考えなければならないかと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 6番、浦野議員の質問についてお答えを申し上げます。

お尋ねの学校統合についてでございますが、今後の生徒数の減少を見ると、中学校5校の統合を進めたいと考えておりますが、慎重に対応していかなければならないと考えております。保護者、地域の皆様方のご理解をいただくことに重きを置いていかなければと考えております。

そのために、ことしの6月に実施したアンケートの回答及び記述して下さった内容を踏まえ、回答者の方々の中で要望があった統合校としてどのような中学校を目指そうとしているのかを示すことが重要であると考えております。小学校の統合については、現在では考えておりません。小学校の校舎等の整備については、中学校の統合とあわせて考えていきたいと思っております。

2番目の地域医療の確保についてですが、この問題は全国各地で共通し、悩んでいる問題で、医療制度の改正により発生していることであり、一町村では解決はできない問題でもあります。町といたしましても、原町赤十字病院を吾妻郡の中核病院と位置づけ、郡町村会や

東部3カ町村での連携や病院とも協議を行い、診療科の復活に向け、群大医学部に医師の増員を要請しているところであります。

また、ことしの年末年始では新型インフルエンザの流行に伴い、2人体制で1日おきに小児科の医師を配置してもらう予定でございます。

県でも次期保健医療計画で二次医療圏を現在の10から5に再編していく提案がなされ、さらに広域化が進むものと考えられます。国・県の動向に注視し、粘り強く継続して要請をしていく所存であります。

○議長（一場明夫君） 6番、浦野議員。

○6番（浦野政衛君） 学校の統合問題については、5校を統合していくというふうな計画ではいるようですが、最近、少子高齢化の流れの中で、1年間の子供の出生率が100人前後というふうなことで、やはり幼少時からある程度団体生活、今本当に家庭に入っても核家族化が進み、親と子供と一緒に食事をするような状況もとれない、中には別々に食事をとって、子供は、昔でしたら本当に茶の間で食事の後、その後も宿題だとか勉強もそこで全部したのが、ほとんど自分の持ち部屋があって、本当に親たちと接する時間も短いような状況、それで、なおかつ進学する子供たちが2けたに届かないような人数があがってくるような状況にも実際あるわけですね。そういった中で、義務教育の一環として、授業はこれは先生と生徒が対一というのはすばらしい勉強ができると思うんですよ。

でも、やはりだんだん高学年になってきて中学に上がると、部活動、中には今、スポーツの中でサッカー、やはりそれには人数がある程度いないとできない。そういったものから始まり、なおかつ団体生活で小人数やるよりも大人数の波の中でもまれて、それが社会に出たときに、それが有効に生きるという、1つのそれもやはりある。人生の勉強だと思うんですよね。

そういうものもやはり取り入れる中で統廃合問題を今後検討してもらうというのは、1つかなというふうに思いますけれども、我々も町の中でいろんな中学生の子供、小学生の子供さんを持つ親御さんからいろんな話を聞きますけれども、町側では本当にここ数年の間に統合をやるというふうなことを二、三年前から耳にしていますけれども、なかなかそれに踏み切らないけれども、どうなっているんだと。当面はうちの子供が今2年生だから、もう1年すると卒業するから、その後に統合に踏み切ってくれないかというような話も頻繁に聞きます。

今、実際町でも登下校のことについてはスクールバスを導入していますから、当然スクー

ルバスも業者委託でやっているわけですが、その有効利用、義務教育であれば、今、親御さんたちが学校への登下校、送り迎えをしたり、塾へ行ったり、本当につきっきりのような状態なんですよ。本来でありましたら、義務教育ですから、やはり行政がちゃんとしてそれを管理し、安心・安全、いろんな犯罪とか、いろんなものが今、物騒になってきていますけれども、いろんな観点からして義務教育は余り親たちには負担をかけないで、町が徹底して取り組むと、それが一番いいのかなというふうに思いますけれども。

それと、病院のほうも県、隣接する町村にも働きかけて話を進めているということですが、どうしてもこうやって診療科目が減ってくると、当然今回、泌尿器科なんかも一番売上がウエートを占めている部分が独立というふうなことで、本当に年々経営状況も厳しくなり、医療機器も老朽化、そういった中でやはり我々がこの町で生活する以上は本当に不安が、万が一のことがあったときにどうしようかなと。全国のニュースなんかでも、救急病院に問い合わせたところが、いっぱいだめで、たらい回しにされて一命をなくしたというふうなこともニュースではたまにはありますから、そういったものもやはり本当に真剣に取り組んでいただいて、今後さらに早急にそういうものを隣接町村、また県、そういうところと親身になって協議していただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 中学校の統合につきましては、所感というものについては、全く議員と同じような考えを持っております。ただ、アンケートの結果は、なかなか芳しくないというようなことではありました。そういったもので、再度いろいろな具体的なご提案を申し上げた中で、保護者の方々、そして地域の方々にご理解をいただいていくような段取りで考えているところであります。

原町日赤病院の件でございますが、吾妻東部の3カ町村で医療器の更新に対する助成というものもかなり高額にはしておりますので、日赤のほうでもそれにこたえまして、いろいろなこと、そして日赤自体が日赤の経営のことについても一生懸命考えて、吾妻地域の、吾妻郡の中核病院としての自覚を持ってやっていただいているというように思います。

ただ、やはり全国的な規模での医師不足、それには抗しがたいというような状況も生まれていますが、何とか臨床医制度が全国的に落ち着いて、もうちょっとこういった田舎の病院に力を入れていただけるように、我々としてもみんなで取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議長（一場明夫君） 6番、浦野議員。

○6番（浦野政衛君） 最後にもう1点伺って終わりにしたいと思います、当然教育委員会の課長が不在というふうなことで、統合問題に向けても教育関係に向けても、やはり今、現状を見ますと教育長さんが事務取扱というふうなことで、この春にも課を統合して機構改革をやったわけでありますから、やはり職員も当然優秀な人材が、我々から見ますと課長さんが不在、次長さんはいるようでありますが、やはり適材適所の職員がいないのかなと。ちょっと言葉は悪いですが、やはりもっと、教育長さんが事務取扱までやれば、ほかの教育委員会の職員さんは要らないんじゃないですか。そういう状況も、我々も解釈もしかねない。だから、もっときちっとした役割分担をして、徹底してその職務が務められるよう職員の配置には配慮願いたいと思います。

それを質問して終わりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） ご指摘の職員配置については十分に考えた上で、早くに対応したいと思います。

○議長（一場明夫君） 以上で浦野政衛議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前11時00分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ 菅 谷 光 重 君

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続いて、16番議員、菅谷光重議員。

（16番 菅谷光重君 登壇）

○16番（菅谷光重君） それでは、さきの一般質問通告書に基づき、ただいまより行います。

私たちの町は、ご承知のように平成18年3月27日、旧東村と旧吾妻町が合併をし、東吾妻町が誕生いたしました。それから4年、茂木伸一町長は合併とともに行財政厳しい中、町政に没頭なさってきたというように私は存じます。

茂木町長は当時、議員として合併に携わっており、時に触れ新町最初の10年間の行政運営が重要であるという旨の発言をされている。こうした発言を私は当時、合併協議会の幹事で傍聴し、共鳴をしたわけであります。こうしたこの重要、大切な10年のうちの4年が今早くも過ぎようとしているのであります。その間、平成18年の耐震強度偽装事件、19年の郵政民営化の開始、20年の世界同時不況、そして今年は民主党政権下での八ッ場ダム問題等々、町、町政を取り巻く状況は目まぐるしく変化、まさに私は激動している今日であるというふうに思っております。

こうした中、合併をして本当によかったと言われる町政、そうした町政運営の町長の責務は重責そのものであります。今、町長として合併10年後を見据えた後半の町政ビジョンをどのように考えているか伺いたい。あわせて、今後ともみずから町政に取り組んでいくのか、私はここにこの意思を問うのであります。

以上。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 菅谷議員の質問にお答えをいたします。

初当選をさせていただいてから、間もなく4年が過ぎようとしております。4月には任期満了を迎えよう、このような状況でございます。この間、皆様にはさまざまな形でご支援、ご協力を賜りましたことを心より御礼を申し上げる次第です。

平成18年、平成の大合併の潮流の中で合併をし、新町として東吾妻町が誕生いたしました。議員の質問の中にございましたように、平成18年耐震強度偽装事件が明らかになりました。ちょうど原町小学校の新校舎建設における設計のときと重なっております。これにも時間等々かかり、大分苦勞もいたしました。そして、平成18年12月の議会では平沢にございました40ヘクタールの山林を購入するや否やということで、いろいろと協議が行われておりました。バブル崩壊後の問題等の整理ということになるかと思います。

平成19年、郵政の民営化が始まりました。これは官から民への旗が掲げられたことにかじが切ってとられたという状況だと思います。我が町にとっても、公の施設等の指定管理者

制度等による管理運営が必要とされる、そういったことが提起された年だったかと思います。この町にとっての問題は、国民宿舎榛名吾妻荘の指定管理が来年の2月1日から行われるというところの初めだったのかと考えております。

平成20年、世界同時不況、春から原油の高騰が始まり、原油のガソリン代が上がるたびに町の日帰り温泉施設、そして国民宿舎等の来館数が極端に少なくなってまいりました。そして、9月にリーマンショック、このときに派遣切り、派遣村等の問題が起こり、我が町でも企業におかれましても、操業短縮という問題が起きてまいりました。ただし、ことしに入ってから政府の景気対策により、2月に二次補正として2億1,000万円の経済活性化対策臨時交付金が交付され、その繰り越しによって今現在でも工事が行われているような状況でございます。

そして、平成21年度といたしましては、昨年来の景気対策ということで、6月に2億6,000万円の臨時経済対策交付金等々が交付されることになり、その他、公共投資等経済対策資金等々を含めると、10億円以上に上る経済対策ということを行ってまいりました。今回の補正予算におきましての1億円余りの補正になりますと、100億円を超える予算規模ということになります。このように町長として就任をし、合併後の多くの課題を抱えた町政を担ってはまいりました。

その中で、合併後の10年間の町政のあり方が、合併してよかったか、そうでなかったかを方向づける重要な時期であると常々思って行動をしてまいりました。その10年を前半と後半に区分し、前半は財政基盤の強化と旧町村の行政機構の統廃合であり、後半は前半の成果を踏まえて行政サービスの質的向上を目指すという10年の計の思いを巡らせてまいりました。幸いにも、住民の皆様方のご理解とご協力、そして職員の方々の努力によって、緩やかではありますが、財政基盤は強化されております。また、機構改革によって20課を9課に統廃合し、行政のスリム化をするとともに、効率的な行政運営に取り組んでいるところでございます。

これら前半の取り組みを後半の行政サービスの質的向上にいかにもうまく結びつけることができるかが、合併してよかったと言われることになるのではないかと考えております。

一方、政権交代による八ッ場ダム問題に象徴されるように、世の中の動きにははかりがたいことが起きております。あと数年で完成するはずであった八ッ場ダム建設、国の大規模公共事業であって、だれもができ上がると信じてまいりました。まさに青天の霹靂、政権交代のたった4文字で事業が中止に追い込まれようとしております。民主主義制度の結果とはいえ、政権党がここまで地元を無視したやり方をしてよろしいのでしょうか。このことで危惧しな

ければならないことは、行政にとって大事な信頼性が損なわれてしまうことであります。我が町にとっても、この行政の信頼性をいかに損なわず保持できるかが町政執行のかなめであると思っております。

今後、合併後半に向けて行政サービスの質的向上を目指し、東吾妻町第1次総合計画の町の将来像である「住民が誇りを持って暮らすまち」実現のために、住民の皆様方とともにこの町に貢献できることを願っております。

引き続き、来年以降も強い意思を持って町政を担ってまいりたいと考えております。ご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） 先ほどの答弁、私は町長選2期目の挑戦の決意であるというように、今ここに受けとめました。こうした町長の姿勢を先ほど来得たものの、今12月、この時期大切なことは、これらを来年度の予算編成にいかに生かすか、いかに反映をさせるかというように私は考えている。これらに関しましても、さらにあわせて行政サービス、この質の向上に関しても伺うことにいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 行政サービスの質的な向上ということを後半は考えなければいけないと常々思っておりました。今あるサービスの質的な向上ということでも、かなりの作業が必要でもあります。ただ、我が町にとって質の高いサービスといたしましては、保育所の設置率が高い、スポーツ施設の設置率が高い、公民館の設置率が高い、そういった形で子育ての支援であるとか高齢者対策、そして生涯スポーツ、そういったような形の対策は、箱物としてはなかなかよろしいという結果も出ております。ただし、スポーツ施設の設置率であるとか公民館の設置率、そういったようなものはもうちょっとソフト面で工夫をしないと利用率がかえって悪いという結果にもなります。

そういった総合的なことを考えながら、まずこの町で、そして今、質的に問題があるとする文化政策ということだと思えます。心の豊かさを、心のゆとりを持っていろいろな施策をやっていく、そういったことが今は少し弱い面であろうかと考えております。これは先ほども申したように、官から民へという経済至上主義という中でしばらくの間、翻弄されてきた、そういったものもあろうかと思えます。

先ほど松谷の小学校の整備、保存という質問に対してはお答えをさせていただきました。こういった文化的なもの、そしてまた文化財、我が町の文化財というものはやはりすばらし

いものがある。そういったようなものを町民に広く深く知っていただく必要もやはりあるのと、そういったことによってこの町の文化というものが形成されていく。我が町が誇りとするものでハート形土偶がございます。これを知らない町民がいるでしょうか。そういったものを本来であればどこかに飾っておくというような施策も必要でしょう。

ただ、そういったいろんな面で質的な向上、例えば話がちょっとまとまりませんが、町道、道路の整備率、そういったようなもの、道路延長は非常に長くあります。これも誇れるところだと思います。ただ、整備率がやはりちょっと悪い。そういったような社会資本の整備、そういったものをやはりやっていかなければいけないと考えております。

ことし、現政権により7兆円を超える補正予算を組み立てられようとしています。それは今年度予算になりますが、その中でどれだけの経済活性化対策がまず行われるか、それを見据え、来年度におきましても社会資本の整備、そしてそろそろ文化的な施策に向け、そして現実的な中では子育て支援という保育所等々の整備ということにも目を向けていかなければいけません。そして、財政的にまずまずの確立もできてまいりました。そういった中で、今までやり得なかったこと、経済至上主義によって、そしてなおかつ実質公債費比率によってやり得なかったこと等々も来年度予算には盛り込んでいかなければいけないと思っております。そうした中で、合併50年を見据えた、合併してよかった、そのように感じ取っていただけるような力の強い町にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） ともすると目に映りにくい行政サービス、この質の向上はもちろんのこと、カラーを持った予算編成に私は期待を寄せまして、一般質問を終わりといたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 行政サービス、これはあくまでもさりげない中で住民が不便を感じない、不満がないというようなことが一番なのかなと思っています。ただ、その中でしっかりとカラーを出して、重点施策、それをどのようにしていくか、この町にとっては少子化対策、高齢化対策、そういったものはやはりまだまだ十分ではないと考えております。特に子育ての支援、そういったことにも力を入れてやっていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で菅谷光重議員の質問を終わります。

◇ 大 図 広 海 君

○議長（一場明夫君） 続いて、9番議員、大図広海議員。

（9番 大図広海君 登壇）

○9番（大図広海君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

先ほどは大層と感銘を受ける答弁を受けました。その詳細について微に入り細に入り重箱の隅をようじでつつくように伺っていきますので、よろしくお願いします。

改めて町営住宅の管理状況を見てみますと、借地借家法との整合性を危惧しているところなのですが、特に東吾妻町町営住宅管理条例第17条、18条、19条及び20条の運用実態にいささかの疑念がわいてきます。入居開始時におけるところの書面のあり方などを含め、町長の施政をただすところであります。

次に、財務会計行為の適正化について尋ねます。

財務規則第4章をひもとくと、支出命令と支出の取り扱いが詳細に規定されております。その要旨は、支出負担行為、すなわち支出の原因となる契約行為の正当性という問題を問うております。ほかに予算措置、債権者の特定とした3大要素に大別されるところであります。これらを念頭に昨今の財務会計行為を検討してみると、私の理解を超えるものがある。職員の、補助職員に専決委任しているという場合においても、常に指揮監督する立場にある町長は、これらの3要素をいかにとらえているか、また、いかに指導しているか、疑念が払拭されませんので、その存念を伺います。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 9番、大図議員の一般質問につきまして答弁をいたします。

事前通告により伺っておったものに対する答弁書を読み上げさせていただきます。

まず、東吾妻町町営住宅管理条例と旧借家法及び新借地借家法との整合性と建物・造作買取請求権についてであります。整合性につきましては、町営住宅管理条例第24条が該当すると考えております。すなわち、住宅入居者の模様がえや工作物設置等の承認事項であります。

旧借家法は平成4年7月31日まで適用になり、借地借家法は平成4年8月1日から施行さ

れておりますが、入居契約日がこの旧法と新法により異なります。平成4年7月31日以前の場合は旧法が適用となります。該当する入居者は現在約3分の1の49戸であり、その後の契約に関してはすべて新法となるわけでございます。

公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例のほか、民法、借家法及び借地借家法の適用があります。公営住宅法は、公営住宅の目的にかんがみ、その管理上必要とする特別の規定を直接に設け、あるいは条例に委任しているため、その範囲で同法は民法、借家法及び借地借家法の特別法としてそれらに優先すると感じております。

借地借家法第13条建物買取請求権及び第33条造作買取請求権等ですが、当町においては、これまで町営住宅管理条例に基づき、退去時には本人の同意のもと、原則原状回復または撤去を行うことを条件として承認してまいりました。

また、ご質問の財務規則第4章関係で、借地借家法第13条及び第33条の請求権関連にしましては、請求もございませんし、支出は現在までございませんでした。今後におきましても、よりよい町営住宅の運営に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 公営住宅法は借地借家法に優先するという解釈がありましたが、私の知る限りそのような判例は出ておりません。料金を受け取って建物の賃貸関係にある。それは民間人が借家人であるということからして、この賃貸関係は私法の適用である、こういった判例が出ております。したがって、当然に借地借家法が優先する。以上の前提を踏まえて質問いたしますが、順次いきます。

住宅管理条例第17条、家賃3カ月分の敷金を受け取っておりますが、この入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付するとした記載のみであります。多くの場合、この預かり金に対して金利が発生する。当然そうですね、預かりですから、預かり保証金ですから。この処理について何ら触れていない。触れていない場合には法定金利が適用されるという解釈もまた成り立つ。これをどうやって始末しましょうか、お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 現在の質問につきましては、通告書に記載がされております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 通告書には町営住宅管理条例と借地借家法の整合性について尋ねるとしてありますので、お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 整合性につきましては、先ほどお答えをしたとおりでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それは18条の問題です。18条を中心にと記載してありますので、17条はその直近なので、当然目に入ったかと思います。

しかし、これは重要なことなんです。いいですか。年数が非常に長い。預かり金の場合、家賃の3カ月分ですから、大勢に影響ないと言えばそれまでなんです。ただし、物の考え方がきっちり整理されているかどうかの問題なんです。重箱の隅をつまようじでつつついているんです。でも、私、こういう考え方がきっちり整理できる支出が必要かと。前提で尋ねています。これは重箱をつくる話なんです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 重箱の大きさがどのようなのかというのもちょっと問題だとは思いますが、敷金の問題も確かに、別な管理でやっておりますので、当然ながらそこには利息も発生はいたします。ただし、一般的な形でございますと、そこには利息を計算する必要は、まずまず両者、お互いの契約の中では許されるのではないかというように思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 多くはそうなんです。公営住宅法の敷金から発生するところの利得、これは共有施設のために使えと書いてあります。だから、無利息ということを前提で考えられています。多くの事例、私たちもそういう形でやっています。ただし、契約書の中に無利息にて計算し還付するという記載方法を間違いなく重要事項の説明としてもやります。ここがトラブルのもとだからです。トラブってから問題を解決するんじゃないんです。トラブらないような施策をここに施すということなんです。

そういった中で、そういう話になってきますと、書面の交付ということになりますが、町営住宅の入居申し込みという書面があります。ごくごく同居者等々、簡単に書いたものであります。その中から審査結果があって、申し込みに際して入居決定通知書というものが本人に交付されます。そうすると、これは契約の申し込みに対して許諾の発送ということになりますから、この時点で既に契約が成立したという形になります。いいですか。この中には入居に対する条件、あるいは特約、こういった記載が何もない。何もないということになると、この時点で既に借地借家法が求めるところの特約というものが付されなかった、こう解釈できますが、間違っていないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） わかっておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 管理条例があっても、それは条例上の話です。管理条例をきっちり示して、こういうことが管理条例として、町営住宅の使用、あるいは契約に際してこれが条件なんですよということが入居のときにきちっと契約書の中に明示される、これがまず必要なんです。ということになると、今重箱の隅をつつつこうとしているんですが、もともと重箱はなかった話になっちゃいます。そういうことですね。ただ、この場合、町がつくった重箱はなくても、借地借家法がつくった重箱がここにちゃんと用意されていますので、そこで論議しなくちゃいけない。そうしてきますと、この書面の中にただ1点……、若干前後します。これは順番、もう支離滅裂になっちゃいました。

（発言する者あり）

○9番（大図広海君） いいです、いいです。町営住宅案内という別のプリントがあります。これが恐らくは本人に提示されるんでしょうけれども、契約書と一体になったものではない。ここに問題点があるんです。これは100歩譲りましょう。50歩じゃないですよ。100歩譲るんですよ。この中にいろいろと注意事項あるいは遵守事項があります。特に退去時の模様がえ等のあるときは入居者の負担にて原状回復する。はい、はい、それはそれで結構でしょう。ただし、畳、ふすま、壁、障子等、入居時のようにしておく。原状回復義務はありますが、この原状回復義務はどこまでを指していますか。そして、どこまでが実行されていますか、お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 承知をしておりますが、100歩譲っていただいたところで1,000歩譲っていただいて、この一般質問の中でなく、担当職員にご指導いただいて、それでどうしても問題があるのでしたら、私にお申しつけをいただければよろしいか、そのようにお願いができないものかと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） いや、ところが、その職員が素直に私の言うことを聞きません。聞けば、ずっと以前同じ話をしています。

（「ずっと以前、課長は違うでしょう」と呼ぶ者あり）

○9番（大図広海君） いや、似たようなものです。まあ、いいです。

では、端的に答えを言います。原状の回復義務というのも経年変化に対するところは賃借人の経費にはならない。現状を確認しますと、退去時には畳、ふすま、障子等、すべてこれを張りかえてもらうということで行っているそうです。ここについて、どうも借地借家法がそういうことを許していない。経年変化ということを念頭に置かなくちゃいけない。これは前振りなんです。

その次に、修繕の負担義務。電気、スイッチ、コンセント、コード、給水設備のパッキンの取りかえ、これも長年使っているとこういうこともあると思います。そういったものまでも入居者の負担にして修繕している。果たしてこれは正しい執行でしょうか、お伺いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 正しいか正しくないかについてはわかっておりませんが、ご同意をいただいて、そのようにお願いをし、今のところはトラブルは一件もなかったということで承知しております。

ですので、今後そういったことを本来はどうあるべきなのかも、やはり検討はしなければいけないものかと感じております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） というのは、契約当時、この賃貸借契約はどういうことを特約とするか、現在の借地借家法第33条が強行規定をしている。すみません、強行規定の中から漏れた33条です。この部分についてどうやって特約をするか。そうすれば、造作買取請求権の特約が生きてきます。ただ、やはりそれは契約当初そういう契約であると明示するのが一番トラブルらない方法ではあるかと思うんです。

そういった中で、もう1点が、重箱の話をしましょう。現時点は各住宅に管理人という形で指定されている者がいるやに聞いておりますが、この管理人になるについてどれだけの要件を要求していますでしょうか、伺います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 承知しておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 問題なんですね。やはりそういった住宅の管理、建物管理も含めて、それともう1点がそういった権利関係の問題も含めて即座に対応しなくてはいけない。そうでないと問題がどんどん複雑化になっていく。

そうすると、たまたま暇があるからその人をお願いしたというわけにはいかなくなる。当

然に費用が発生する。すると各団地ということではなく、どこかに統一した管理というものが行われる体制をとらなくちゃいけない。多くの自治体では、それをやはり指定管理みたいな形で行っているようです。ただ、戸数の問題もあろうかと思いますので、それも今後建てかえする、あるいは町営住宅の一つ一つのコストがかさんでくる時代になるかと思います。あわせて検討の余地があるかと思いますが、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 昨日も申し上げましたが、今やはり再開発というか、そういったような形での公営住宅も考えなければいけないのかと考えております。今、大図議員とのこのやりとりの中で、やはり公営住宅の管理アドバイザーなるような人の存在というのにも必要なかなと強く感じました。こういった借地借家法、そして公営住宅法、そういったようなところの契約という行為が、やはりまだちょっと不備であるという、大まかな意味で言えばそういったご指摘かと思います。そういったようなのを外部の方、地元の不動産屋さん等によくお伺いしたり、相談をした中で進めていければと感じた次第であります。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それも1つの方法かと思うんですが、かねがね町長は、どうせ人が余っているんだからというような言い方も言葉の端々に私は受け取っているんです。で、そこなんですね。昇任昇給、これについても抜本的な改正を行う。多々発言があります。その中で、こういう事例を1つ参考にしてもらって、昇任昇給については本人評価、本人の能力評価を当然斟酌しなくちゃいけない。その段階でどういった資格及びそれに類するものが取得できたか、それを点数制によって総合点何点で、その点数表がきっちり公開されて、それに向かってみんな努力してもらう。

この事例でいけば、宅地建物取引主任者、そんなに難しくはないと思います。これが受かった場合には昇任昇給にはどのくらいのプラス点が加算される、出世もある、昇給も見込める、そういった誘導措置のもとに、外部に頼むのではなくて、自分たちがこれがきっちり行えるような人間になっていく。ここが問題かと思うんです。まさに重箱をつくらうとしているんです。お伺いをしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そういった発想は私も考えてはおりまして、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 次に、財務会計ということになりますが、ことし春、インフルエンザの影響で修学旅行のキャンセル料の話が出ました。以後の経過を調査してみますと、少々不可解な金銭の動きがあります。

支出命令で見ますと、6月22日にその旅行社に対してキャンセル料が払われておりました。現場で確認してみますと、役場が持つという話を、ニュアンス的にはそういう話でした、あるいは予算が成立すれば払うからという話でしたということ。それまでの間、立てかえておいてくださいよと、そんなようなニュアンスにとったと。書面には何もありませんということでした。この内容について確認しておきます。ありましたでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） この質問については、事前通告に一言も触れておりません。よって、一般質問としてよろしいのでしょうか。議長にお尋ねするわけにはいかないんですかね。通告がなかったので、お答えはできかねます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 私も制限時間を持っていますので、余分なことを言っている暇がないんです。町長以上に忙しいんです。

いいですか。財務会計処理の適正化ということで伺っています。支出と支出命令です。岩島中学校長、高橋治男あてに21年10月15日に支出されております。金額は25万8,000円、キャンセル料です。先ほど申しましたように、支払いというのは債権者に対して行う。いいですか。岩島中学校長が債権者になり得ますでしょうか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） わかっておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 債権者というのは、このキャンセルによって損害を受けた人。受けた人に対して、要するに違約金を払わなくてはいけないから。これが妥当かどうかはまた論議は置いておきます。払わなくてはいけない、その払い先、どうも資料によると、旅行社から旅館の約款が来るので、これがキャンセルに当たりますよということで払ったというような形跡があります。そうすると、債権者は当該のその晩泊まるべきだった旅館ではないでしょうか。これが債権者だとすれば、いいですか、会計管理者が支払う先はこの京都の旅館であると、これが正しい財務会計行為かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） わかりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 同様に、坂上中学校の案件も同じであります。そうしますと、この財務会計行為、債権者に払う予算があるか否か。支出負担行為が適正であるか否か、この3要素がそろわないと、なかなか公金の処分としては適正ではないと言われる。

お聞きします。修学旅行のキャンセル料が発生した。その部分についての支出負担行為というこのあり方というのは、どこをとらえて負担行為の日としたらよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） わかりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 実は私もよくわからないんです。余りにもずぼらなやり方があるので。

ところで、この支出命令書によりますと、負担行為日が9月24日となっています。でも、現実的に旅行社にお金が払われたのは6月12日ですね。資料が提出されております。おかしいですね。大体、だけれども、旅行社は要するに債権者ではあり得ないわけです。

ところで、この修学旅行の契約当事者、資料によりますと、中学校長と旅行会社がやっております。当然にさっきの町営住宅のように、申し込みとそれに伴う許諾ということで民法上の契約が成立しております。当然に、その契約の中に修学旅行費という金銭が記載されております。これは町立中学校の正課として行う修学旅行です。この財務会計行為について、中学校長に果たして権限があるや否や伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） わかっておりません。

○議長（一場明夫君） お待ちください。ここで休憩をとります。

再開を午後1時とします。

（午後 零時00分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続いて、一般質問を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） その財務会計行為に対する権限、ないことは明白なんですね。町職員ではないから。もう決定だと思います。

ところで、若干続きますが、この正課に対するところの費用、これが父兄負担になっている。これは条例上の措置が必要だと思いますが、そんな感じはありませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 感じとしてはわかるんですが、実際のところはわかっておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） やはりそれは正課として授業を行うところの費用、これは受益者負担として何がしかの負担を保護者に求める。そうすると、自治法上、義務を課するものになるかと。同様に、これは各自治体でいろいろトラブルがあって、当町でも19年からそういった制度がなってきた。いわゆる給食費の徴収条例、これが正しい姿だと思うんですよ。

前からやっていたから、今まで問題が起きなかったからというだけではなくて、きっちりした整理の仕方、それと、現実には積立金で毎月毎月口座を持ち寄り、かなりの数の口座を管理下に置いています。ただ、それが学校事務とまた重なったりして、学校も大変だという意見も来ていますので、この抜本的な改善が必要かと思いますが、その方向性を聞いておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） その辺につきましても、感じることはありますので、これから検討をするようにしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） とところで、児童、すみません、この場合は生徒1人当たり約6万円前後の費用が発生します。本来、この正課に対するところの費用、公費負担でもやぶさかではない、いや、公費負担であるべきだと思うんです。先ほど来、中学校の統合問題がありますが、その統合の暁にはこういうメリットもあるんですよということを同時に提示ができれば、こういった話も進展するかと思われるので、その用意のありや否や伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 統合と絡めることはいかがなものかと思いますが、公費負担云々という、そちらのほうにつきましては、検討する余地は十分にあるんだと、そのように感じます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） いずれ子供の数が1学年当たり100人程度になるというところなので、大勢的には余り問題がない。それで、統合ということが、各論反対になってくる。だから、そういった部分でも、町費としても経費の削減のメリットは十分にあるわけですから、統合のメリットが教育面だけではなくて、保護者の経済的なメリットにもつながってくるということで、話が一步でも前進するかと思いますので、これも政治的な課題として残るところです。

次にいきます。

先ほど来の補正予算においても、職員共済組合の負担率が上がったということで補正が計上されておりました。当初予算で1年間分の負担が計上されてあるわけですから、この9月1日からの負担が増加するという話が2月二十幾日かの時点で、もう既に役場のほうに書面で来ております。当初予算にはちょっと間に合わなかったのかもしれませんが、9月1日までの間に十分補正を行う時間的な余裕はあった。にもかかわらず補正を行っていない。当然に9月1日以降、今日まで、その共済費の支払いが行われている。果たしてこれが予算主義に反しないか、伺っておきます。

（「補正予算のことですよね」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） この関連でありますので。

町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほどの給食費ですが、経費の削減ということが統合のメリットだというようには考えてはおりません。これは別なものです。

まずそれと、先ほどの共済費、予算主義云々というところとちょっと話はそれるかもしれませんが、行政におけるコストの縮減であるとか、そういったような形の中で、これは大図議員の嫌いな慣例という中でやってまいりました。要するに、予算は、例えば来年度の予算ですと、本年度の12月1日にその課に在籍していた者の給与、経費、人件費等をそこに載せる、3月の議会に提出する予算書には載せる、これが予算であります。そして、人事異動がございます。でも、そうすれば6月の定例会のときに多少の人件費の移動というのはありますが、慣例的に12月議会にまとめてそういった人件費の補正というのはするのだということが、暗黙の了解であるかどうかはわかりませんが、そのようにさせていただいております。

そうでなければ、本当に些細なところまで補正予算ということで、いつも皆様方の手をわずらわすばかりでなく、職員の仕事の量も増大をする、そのような考えから、人件費補正は12月ということでお世話になっております。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、残り時間、持ち時間が3分を切っておりますので、ご承知の上、発言をお願いします。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 厳しいですね。

些細なことではないんです。今回は単に人事異動に関する問題ではないんです。共済組合の負担金の料率が変わった。トータル1,132万5,000円増額した。いいですか。1年間分の共済組合費を負担する共済組合負担金の部分について、なぜこういう予算をきっちり、あるいは給与条例主義に従ってという話になります。それは、職員に対してそれだけのものを保障するという意味もあるんです。ですから、安心して働いていただけるために共済費はこれだけ確保しましたよ、当初予算で。9月から料率が上がった場合に速やかに、その執行以前に補正予算でその部分を確保する、それが職員に対するエチケットだと思います。これは考え方が違うのでいたし方ないと思います。

同様に伺っておきます。臨時雇用の話で、これは明確に出ているのが公民館費です。5月から11月まで臨時職員2名を使っております。半年ということなので、新しい募集を始めて、既に辞令が出ておりました。すみません。辞令が直前でした。その直前に1年間雇用でいいということになりました。急遽、今までの人を継続でという形で2名の雇用になりました。これについては辞令が確認してあります。それで、今その2名分の半年分の人件費の補正が出ています。でも、いいですか、予算が成立する以前に、もう辞令が出て労働債権が発生し、一部支払いがある。これは予算主義に反しないんでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 反するかどうかについてのお答えはできませんが、予算に対する議決事項として款と項がございます。そして、目、節につきましては運用という中でさせていただいておるので、よろしいのではないかと、そのように考えておりますので、少なくともこの補正予算が成立するまでの間における予算は、その目にはあるのではないかと、そのようには思いますが、実際のところはその数字についてはわかってはおりませんが、そのような形でさせていただいたので、よろしいのではないかと思います。

○議長（一場明夫君） 残り時間が30秒程度ですので、時間になったらとめますので、承知の

上で発言をお願いします。

9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） それは物事に対する取り組み方の姿勢だと思われますが、いいですか、法に忠実、自分のしてきたことについてきっちり説明する説明責任、これが首長として求められる資質だと思います。その部分についてどう考えているか伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 法に忠実ですね。当たり前のことだと思っております。ただし、この予算というものを、予算主義、これをすべて当てはめたら行政執行はかなり難しくなるのではないかというような推測も持っています。そういったところで、款項については議会の議決を必要とし、目節につきましては執行部の運用という中で法律が決まっておると。そのような中で法律に基づいた執行をするということだと思います。

○議長（一場明夫君） 以上で大図広海議員の質問を終わります。

◇ 角 田 美 好 君

○議長（一場明夫君） 続いて、7 番議員、角田美好議員。

（7 番 角田美好君 登壇）

○7 番（角田美好君） それでは、議長より許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

大きく3つに分けて質問をさせていただきます。

まず最初に、集中改革プランの総括と今後の対応について伺います。

19年3月に作成されたこのプランが、今年度で最終年度となるわけですが、いまだに多くの項目が未実施のままとなっています。その中でも、議会としては議決書まで提出し、早急に対応しなくてはならない問題点を指摘していますが、そのほとんどが具体化されておられません。今後、これらをこの短期間のうちにどのようになされるのかお伺いをいたします。

2点目でありますけれども、総合計画の検証及び予算編成についてお伺いいたします。

町長は、第1次総合計画の冊子の中で、絵にかいたもちにならぬよう事業実施段階での適切な進行管理を行い、この計画が利活用できるよう体制整備を行うと冒頭のあいさつで文章を締めております。しっかりとした進行管理をするための体制整備はできたのかお伺いをい

たします。

ことは、特に国の地域活性化対策のための補正予算などで前倒しのような形で事業が実施されたために、計画自体が大きく変わってきているのだと思います。進行管理が適正になされ、それが基本になり、来年度予算がなされなければならないと思いますけれども、来年度予算編成に当たってどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

また、3月の定例議会では新年度予算が議長裁決によりようやく可決された経緯があります。そのようなことを踏まえ、町の予算編成が始まる前に議会と協議して、予算編成方針及び予算規模などを明確にして予算編成を行うべきと考えるが、そうした考え方はないのか。きのう企画課長から方針説明があったものですから、これはなかったとお聞きしたほうがよろしいのでしょうか。

それと、3点目ですけれども、都市交流事業についてお伺いをいたします。

杉並区との20周年記念事業のために予算措置もあったわけですが、経過については先日の議員全員協議会において副町長より報告がありました。しかし、町民、区民の皆さんを取り込んだ形で大きな記念事業はなかったわけですが、それはできなかったんでしょうか。また、今後の交流についてどのような形で行うのか、しっかりと示してほしいと思います。お考えをお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長より答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 7番、角田議員に対してお答え申し上げます。

集中改革プランについては、平成18年度から21年度の4年計画で今年度が計画年の最後の1年でございます。事務事業の再編・整理、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化、財政運営の適正化など、行財政改革に取り組んでいるところであります。20年度末までの実施状況を取りまとめたものについては、9月に報告をさせていただいたところでございますが、ご指摘いただいていた榛名吾妻荘につきましては、2月の指定管理者制度移行に向けて準備をしているところであります。ほかの項目につきましても、可能な限りの目標に向けて改革、改善を目指しておるところです。

次に、総合計画の進行管理及び予算編成についてでございます。

さきにお示しした22年度の予算編成方針にもありますように、総合計画に掲げた事業を着実に推進するため、実施計画に基づいた予算を編成することが基本であると考えております。

そのためには総合計画の進行管理が大事であることはご指摘のとおりです。22年度予算につきましては、22年度から24年度の3カ年の実施計画に基づいての予算編成を指示したところであり、進行管理の体制整備につきましては、22年度から整備できるよう現在作成しているところでもあります。

また、予算編成方針及び予算規模につきましては、重点施策の事業効果が最大限発揮できるような配分を行うとともに、他の事業については費用対効果を考える中で事業を厳選し、コスト削減を行いながら、財政事情を考えた予算規模とする考えでございます。まずは、町の責任として総合計画に基づいた予算編成と、それに見合う予算規模をお示し、その後、議会のご指摘等があれば、変えるべきところは変えていくという考えでおります。

次に、都市交流事業についてでございます。

平成元年8月6日、杉並区と友好協定を結び、ことしで20年を迎えました。20周年記念事業として、杉並区のキャラクター、なみすけをメーキングしたなみすけリングを作成いたしました。議員全員協議会で報告したとおり、町のPRを兼ねて杉並区民を対象になみすけリング、東吾妻町の農産物や加工品の販売を行いました。

また、20周年記念事業の一環として、来年3月には杉並区民と東吾妻町町民を対象にシイタケこま打ち体験を予定しております。この事業については、吾妻環境森林事務所及び椎茸等生産組合連合会の協力を得て実施したいと思います。現在、杉並交流協会と事業について打ち合わせを行っておるところでございます。来年度は杉並区ウオーキング団体との交流も予定されております。

今後は民民交流を推進していく考えでおりますので、いろいろな提案もお願いができればと思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） ありがとうございました。

それでは、集中改革プランの確認というか、させていただきます。

議会でお示しした部分には吾妻荘だけだったということなんですけれども、まだ3カ月ありますよね。そういった部分から考えますと、あり方検討会も設置されておりますので、諮問されればある程度の線は出せるか、方向性くらいは出せるかなとは考えられるんですけれども、そういった点はいかがでしょうか。

それとまた、この集中改革プランが、要するに今年度末で一段落というか、するわけです

けれども、そのほとんどがまだプランの中でなされていなかったということから考えると、集中改革プランについては総務省の指導で要するにできたわけでありますけれども、今後町の行財政改革を考えたときに、どのような形でまたこのようなプランを立てていくのか、立てていく方向があるのかお伺いいたしますけれども、よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） やはり集中改革プランもいろいろな進行管理も行った上でやってまいりました。その中でまだ実現していないもの、途上のもの、そういったものがまだまだあると。そういったものにつきましては、また新たな集中改革プランというものを策定し、進行管理をした中でやっていく必要はあろうかと思います。これは総務省の求めるもの、そういったものだからやるんだという考えとは別であります。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） そうしますと、今後についてはどういった考えでおるのでしょうか。要するに、執行部の中にも行革推進本部という形であると思うんですけれども、そこで十分練った形で議会のほうにも示してくれるということなんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） まずは、やはり庁内でよくよくの検討を始めることが必要だと思います。結局、それは今回の集中改革プランの検証というものから始まって、今後の問題をどのようにしていくか、いろいろなものを検討するという意味です。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） すると、空白ができちゃうということなんでしょうか。すぐすぐ3カ月後には、切れたからどうこうというんじゃないんだと思うんですけれども、議会を巻き込んだ形のそういったプランの作成はできないのかということをお伺いいたします。

それと、先ほど伺った、要するに議会で、議決書の部分でお伺いした部分で、3カ月あるからどうですかと先ほど伺ったんですけれども、答えがなかったので、お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 3カ月でできるもの、できないものというのはやはりあると思います。それはやはり目標に向かっていくということは、いつでもやっていく必要があると思います。

それと、タイミングというのが、例えば4月1日だったらできるものとかというものもあるのかなとも思います。そういった中で、進行管理をやった中でこれからも、例えば今回やはりプランですから予定を立てなければいけない。だから、どこまでにどれだけするか、そう

いったようなこともしっかりと予定を立てた中で、そしてこのプランにないものさえもいろいろな中で改善していくということは当然だというような姿勢ではやっております。

○議長（一場明夫君） 町長、次のプランの間に空白ができるのではないかという質問があったと思いますが。

町長。

○町長（茂木伸一君） 空白というのは、基本的にはできないと思います。例えば、これは5年のプランだった、例えば平成22年3月31日までだったと、例えばそういうふうにして、その間に新しいプランを立てなければ空白が生まれるかといえ、積み残したものはその後も生き続けて普通にみんなと一緒に取り組んでいけばよろしいのではないか、そのようには考えておりますので、新しいプランができ上がるまでの空白期間というのは、当然積み残しという形で今回のプランは残っているという意識でいただければよろしいかと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） わかりました。町の財政状況がよりよい方向に向かっていく上では、町独自の集中改革プランができるように、ぜひ検討を十分していただいてやっていっていただきたいと思います。

それに続きまして、総合計画の検証と予算の編成についてですが、先ほど適正管理は22年からの、体制整備は22年からするという回答だったと思うんですけども、なぜもう1年の分には、今年度のうちには体制はできなかったんでしょうか。

またそれと、予算編成方針について議会と事前に協議という部分で、先ほどできなかったのかと伺ったんですけども、これからもある程度の予算組みができるまで議会と協議を行う予定は全くないんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 総合計画の進行管理体制ということでは、申しわけございません。できていないという状況であります。

ただ、今回の予算組みの中で、やはり22年度を現実にはつくらなければいけないというものがあります。その辺をつくって、そして進行管理をしていただくというか、総合計画を立てるときにお世話になった方々にもやはりお示しをしてご検討いただくという会を今年度じゅうには行わなければいけないと思います。ちょっと泥縄というような形にはなってしまいますが、そういったことでご了解をいただけたらというように思います。

なおかつ、来年度の予算編成についてでございます。事前に議会の方々とご協議するとい

うより、概算要求というような段階が今あります。そのあたりのところで、それぞれ議員さんにご協議をするというようなつもりはございますので、議会全体のところにお示しするのは、やはり予算も今やり始めても、かなり時間的にもきついものがあります。3月議会のところの議会運営委員会にいつも間に合うか間に合わないかというようなことでドタバタやっております。

そして、なおかつ、ことしは政権交代によって事業仕分け等々が行われる、そういったもの、そして国の予算もことしはまだ決まっていない、概算要求の総額すらもわかっていないという状況ですので、時間的な形でも余計に難しいとも思っておりますし、いろいろなそれぞれの皆様方の、議会の皆さん方のご提案であるとか、そういったようなことがあれば、それぞれの所管課に申し伝えていただければ、そういったようなものについて十分に検討していくつもりでございます。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 予算については、きのう予算方針ということで議会の冒頭、企画課長より、ありきたりというか、余りにももっとも過ぎる予算方針の説明があったわけですが、その説明の中では、要するに今年度予算を上回らないような形でという文言もあったような気がいたします。それにつけても、ことしは国の対策もありまして、予算が膨らんだ部分もあると思うんですけれども、100億円を超えるような結果となってしまいうような形で進んでいるわけですし、特にやはり予算編成については議員としても危惧する部分があるわけですから、ぜひ予算規模、ある程度の規模をやはり示せるような形で議会とぜひ一体となった形で予算編成をすべきだと思うわけですが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 前年度よりも予算額を上げないというものにつきましては、要するに経常経費であるとか、そういったような義務的な経費という中では、当然ながら上げることはしません。ただし、今年度の予算が当初86億円で始まりました。そして、今回の補正では100億円を超える予算となりました。この差額の14億何がしというものに対しまして、町の自主財源というようなものをほとんど使っていないくらい感覚でよろしいかと思います。経済活性化対策という中で、先般の補正の中では1億円ほど自主財源、町の単独財源を入れるように、そんな説明をしたように思います。

そして、そのときの経済活性化対策の予算がざっと10億円ではなかったかと思います。そういったことで、自腹を切らずに予算総額は膨らむということは、外貨ですね、要するに外

貨を私どもの中に入れて、そしてなるべくこの町の中でお金を使っていくということになっておるわけですから、予算の規模そのものの総額は、例えば経済活性化対策ということのできるのであれば、多い少ないということではなく内容なのではないかと思います。

ただ、その中で、例えばの話ですが、光ケーブルの工事が3億8,000万円です。これは実際に町内業者にどれだけその中からお金が落ちるかはわかりません。3億8,000万円のうち、我が町の単独費として持ち出すのはほとんどゼロに近い状況です。ですので、全くそのお金は国からいただいたような、そういったような予算の内容でありますので、来年になる前、先ほども申し上げましたが、今年度の補正予算7兆2,000億円という、それがどれだけこの町に入ってくるか、そうなると100億円の規模はもっとふえるわけです。そういったことも踏まえた中で、予算の内容をどれだけ細かく精査するかということにかかっていると思いますので、一生懸命取り組みたいと思います。

議会の皆さんとはいろいろな中で協議した中で予算を決められればいいんですが、先ほど申し上げたように、やりますと言っちゃって時間がなかったとか、いろいろなことであると、また問題も起きますので、いろいろな方から、皆さん方からそれぞれご意見は十分にそれぞれの所管課長がお伺いいたしますので、予算編成作業中もお声がけをいただければありがたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） はい、わかりました。地域活性化の事業のために予算が膨らんだというのは十分承知をしております。

そういった中で、先ほどの質問の中で前倒しでしたのではないかとということで、検討はなされなかったのかという部分でちょっと伺ったわけなんですけれども、要するに前倒しでしたのか、積み残しであった部分を、国のお金が来たのでしたのかという部分ではどうだったんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 前倒しの部分も当然あります。ただ、やはり今回の経済活性化対策というのは、急に降ってわいたようなお金でありました。そして、なおかつ基本的には当初予算に計上してあるものに使ってはいけないというような縛りもございました。そういった中で、今まで懸案事項として、やりたくてもなかなかそこまで手が出ないねというようなものは中心にさせていただいております。

昨年度の予算か今年度の予算かはわかりませんが、例えば岩島の松谷の小学校校舎

の解体、それから上宿の老朽管の入れかえ及び舗装工事、これは大戸ですね。それらは懸案事項として持っていた。こんなときだから何とか住民の利便性の向上も図り、危険校舎というものの存在をなくすというようなことを考えました。

ただ、前倒しでちょっと予算を使わせていただけたようなのは、原町小学校の要らなくなった校舎の解体、これが約4,000万円ございますが、そういったことで、後で壊すというようなものを前倒しに、今年度の予算の中で壊すというようにはさせていただきました。その他もいろいろそういったように仕分けするんだったら、できるかとは思いますが、そんな感じです。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） とらえ方とすると、来年度予算は懸案の部分もある程度してきて、前倒しの部分もしてきたということになると、かなり縮小すると考えてよろしいんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） はい、確かに縮小方向にはあると思います。例えば、ダム関連での町の事業といたしましては、ことは2億数千万円の規模の天狗の湯が本浴場がございました。来年、ふれあい公園がどのくらいの予算規模になるか、そういったことはまだ細かい数字はありません。ただ、ダム予算もそれなりの縮小傾向にはございますので、それとダム予算の二重計上をやめるとか、そういったようなことも、見かけ上の予算の増大というのもありましたから、それを少なくするというのも別な形で方針を変更しておりますので、予算額そのものは少なくなると、そのように考えています。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 予算規模からすると、とかく中之条と比較されるわけですが、中之条が今年度国のあれをしても72億円とか聞こえておりますけれども、町長が考えるに、ダムを考え、いろいろなものをそろそろ考えて、来年度予算総額はどのくらいが適当と考えるか、その点伺いたいと思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほど中之条の比較がたまたまありました。経済活性化で補正予算として、我が町は、経済活性化だけではないですが、補正として結果14億円の増、そして中之条は7億円の増、倍こちらの町が予算高においては補正としてふえているわけです。これはそれだけ社会資本の整備であるとか、住民の生活にも直結をし、行政サービスの量が2倍だということにも考えています。そして、経済活性化という中で、この町の中に還流するお金

の額が中之条よりはずっと多いという、そういう感覚でもおります。これは、そういったことでありますので、まずまずいいのかなと。

そして、ここ何年かの間の中之条町と我が町の建設事業費を例えば比較してみても、ずっとこの町のほうが多くございます。これは建設事業というものがコンクリートから人へという中では悪とある程度されておるかもしれませんが、そういった中で、この経済の中でお金が還流したということだけは評価をすべきと思っております。職員がいろいろな補助金を見つけて、そんな中で事業を実施した結果。

それと、あとは来年度の予算総額幾らぐらいかというんですが、皆目検討がつきません。

それと、ダムの予算の二重計上はしないようにできないか、一生懸命検討をしているということで、後ろから、しないように何とかできないかという指示は出しておったんですが、検討しているという段階ではあります。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 全く枠が決まらない中での予算組みになるということで理解してよろしいのでしょうか。先ほどの菅谷議員の質問の中でも、合併10年の前半で4年がおよそ経過するわけですがけれども、財政基盤の強化ができてきて、財政はまずまずとなったという答弁があったわけですがけれども、でも、なかなか公債費比率等を見たり、将来負担比率を見たりすると、本当にまずまずとなったのかなという疑問を感じるわけなんですけれども、そういった中で予算規模が決まらない。疑問に思うんですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 実質公債費比率ということで考えますと、22年度には実質公債費比率は18%を切れるというようには申し上げています。現実には、今現在の単年度のところでは十分によくなっているという数字を今、ちょっとバックデータで探したんですが、とりあえずありませんでした。

合併をしてから昨年度まで、ずっと公債費比率は落ちております。ただ、それが3年の平均ということですから、いまだもって18.5という数字になっておるわけです。平成20年度は18.1という数字にはなっています。あと一步なんです。そして、来年が、だから21年度になるとその数字が18%以下になって、3年の平均ですから18は超えてしまうということで、22年度には間違いなく18%以下になるというもくろみをしております。そして、何度も申し上げていますが、この3年間における累積の借入金、これは3年間で4億円が減って

います。新しい借金と返済の差が4億円結局あったということで、4億円の効果がある。そして、貯蓄のほうに回したのが5億6,000万円だったのでしょうか、そういったことで3年間ほとんど毎年3億円ずつの財政基盤の強化が行われていると。

こういった予算の組み方であれば、今まで3回の予算の組み方であれば、十分に財政力は向上していく、そのようなつもりでおりますので、これは事業によって補助金がどれだけ来るかということによってその事業も選ぶことができます。必要な事業を挙げた中で、最終的な町の費用負担がどれだけできるかということに基づいた形での総額になりますので、まず総額を先に決めておくという種類のものではないと考えています。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） とかく町長は毎年財調がたまった、財調がたまったと言うわけなんですけれども、借金額から考えますと、将来負担比率が百七十幾つということで高いわけなんですけれども、一体財調はどのくらいあったらいいと考えますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 財政調整基金の適正規模というのは、はっきりとした数字は示されてはおりません。ただ、基準財政需要額の15%くらいではなかろうかということであります。

基準財政需要額が40億円ちょっとくらいでありますから、6億円から7億円というのが、7億円以上あればまずまずの数字だというようには言われておるようではあります。ただ、先ほど将来負担比率等々がございましたが、合併前の借入金が昭和54年のものまでまだ残っておりまして、合併前の借入金136億円、そして合併後の借入金の残高が24億円というような数字だったように思います。ですから、長い間、もう30年も昔からの借入金というのをいまだもって抱えておるわけですから、そう簡単に借入金総額は減っていかない。繰上償還ができる借入金とできない借入金があります。

これからは繰上償還をまずは目指してやっていく、まずは財調を適正規模までして、その上で繰上償還に向かっていく、そういったようなことが今後の子供たちに将来負担を減らしていくことかというようには考えています。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） わかりました。質問からすると、当面は議会と相談をしないで、予算規模、枠も決まらない、そんな中で決めていくということですので、この辺で総合計画のほうは質問をやめておきます。

次に、都市交流の関係なんですけれども、年度末ごろには事業も組んでいる、また来年の

ことも組んでいるというお話でしたけれども、杉並区と本当に都市交流ができるようないい状態というか、関係は保たれているんでしょうか。特に交付金の請求の部分で、副町長にその任をお任せしてあるというお話を聞きましたのですが、その後の経過が全く伝わってこないわけなんですけれども、そういった部分では全く問題は生じていないんでしょうか、伺いをいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そうですね。特別な問題は生じておりません。ただ、20周年とかというような短期的なイベントでなく、息の長い民間同士の交流ということをお互いに合い言葉にして検討をさせていただいています。そんな中で、ユニファーいわびつの評判のほうも随分と評判がよくなって大分取り返し、そういった風評被害的なものも取り返しつつございますので、まずもっていい関係がある。

そして、そんな中で議員が懸案とされておる交付金でございますが、今、お互いに協議が進んで、まず今ある資産を幾らに計上するか、その作業に入ったところだと聞いております。来年4月までに請求書をつくるべく、問題なく事務レベルで動いているという状況であります。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） うちも旧吾妻町のときの経過は知らないのですが、議員間の話の中で、道路問題がかかわっているのではないかと、そういった疑念もあって、なかなか交付金の請求もうまくいっていないのではないかと、そんな思いがあったものですから、伺ったんですけれども、順調にいくということでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） はい。道路もあと2年くらいの中でかなりよくなっていくというように予定をされております。交付金につきましては、良好な関係で仲よく資産を評価しようと、そういうような状況かと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） わかりました。

今、産業課で地産地消ということで、学校給食に対する地産地消の部分で今検討しているという話を伺っておりますけれども、最終的には杉並区の給食にも供給したいというような考えがあるとも聞いておりますので、そこまでぜひ事業が持っていけるような段階にぜひしてほしいと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） つい先日、杉並区に給食の食材を出荷させていただいたところであります。これを継続させて、どのような形でやっていくのかまでは、まだ要するに単発のイベントという形であります。これを継続させていくというのはみんなで一緒に考えていかなければいけない。杉並のほうも、やはりここが交流都市という中で、地元という考えを持って地産地消の一環というようなとらえ方をしてくださっていますので、これからもっと量、それから売上金額、そういったことが上がっていくようにしていきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 当然、杉並区までそういった農産物を供給するとなると、相当の体制を組まないと、なかなか供給する体制ができないと思うんですけども、具体的には町としてどのようなスタンスで、また支援ができるのか伺いたしたいと思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 町の給食に地産地消という形で何とかできないかと一生懸命考えました。ところが、話が大げさになってしまうと、そこでもう頓挫してできなくなります。今回は1回限りということで、これが黒字だ赤字だということになると、ちょっと問題はわからないんですけども、わざわざ大きな体制整備をするという以前に、まずはこちらの食材を選んで、そして量を決めて杉並区に送り込むという算段をしていく、その繰り返しがだんだんに大げさな話になっていくのではないかと思いますけれども、まずは始めることというように考えています。そして、その始めた中でどのような支援をしたらいいのかというのが、問題点が浮き彫りになってくると思いますので、例えばそれは、運賃を例えば町が持つというようなことになるのか、それともどういうことになるのか、その問題点が起きた後なのか、起きる前なのか、そういったような手は打ちたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 供給体制ができないと、なかなか対応もできないんだと思いますけれども、ぜひいい供給体制をつくるなりしてかわりを持って、町でぜひいい方向に持っていていただきたいと思います。

それと、先ほどちょっと聞くのを忘れちゃったんですけども、1番の集中改革プランの中で、町長は、要するに私も2年前に温泉施設のことについて伺っておいたんですけども、そのときに何度も何度もしつこいように私もあれから聞いているんですけども、要するになぜ温泉の3施設を検討する段階に至らないのか、ぜひ伺っておきたいと思いますが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） さて、2年前だったでしょうか、天狗の湯は本来でしたらことしの春にできる予定をしておりました。これが建築確認に丸々1年が必要となってしまったために、今年度にずれ込んだというわけです。ですので、その辺のことがあるのかもしれませんが。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 1年というと、ちょうどタイミング的にももう出て、私、19年9月に一般質問したんですけれども、そのときに早々に立ち上げて、今の議長も同じような質問をして、もう検討委員会を立ち上げて天狗の湯ができるまでには方向性を出すとしていたわけなんですけれども、それだけの理由ではちょっと納得できないんですけれども、もう一度お願いできますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） よくわかりません。仕事が遅かったということで、おわびする以外にないと思います。

○7番（角田美好君） 結構です。いいです。

○議長（一場明夫君） 以上で角田美好議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を午後2時10分とします。

（午後 2時00分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

◎発言の訂正について

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続いて、一般質問を行います。

町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほどの角田議員の質問の中で数字に誤りがありましたので、訂正をさせていただきますと思います。

将来負担比率が174.1%、やはり一番の要因は何といっても起債残高であります。そこに、あとは退職手当負担金、それでかなり上げられてしまったというの也有あります。それで、合併の前の分の残高が139億円で約84%になります。そして、合併の後、18年、19年、20年分で27億円の借入をしたということになります。これが16%であります。最も古い起債が昭和54年度、公有林整備事業債、償還期間が30年ということで、まだ昭和の時代の借金も残っているという状況です。

そして、実質公債費比率は平成20年度におきましては18.5%でございますが、平成18年度が19.1%、平成19年が18.4、平成20年が18.1となっておりまして、現在の公債費負担適正化計画では平成21年度、これは平成22年に公表されるわけですが、18%を下回る見込みとしておりまして、合併以降は改善傾向にあります。

そして、財政推計ということを議員の皆様方にお配りしてあると思いますが、そのあたりを見ると細かい数字までわかって、財政基盤が強化されているというのは、その中から読み取っていただけたらと思っております。

以上です。ありがとうございました。

◇ 加 部 浩 君

○議長（一場明夫君） 引き続き、一般質問を行います。

15番議員、加部浩議員。

（15番 加部 浩君 登壇）

○15番（加部 浩君） 時間をいただきましたので、問責決議への対応について、東ケーブルテレビ協力金について、百条委員会及び懲戒審査結果についてに、通告にのっとりまして一問一答方式で町長にお尋ねいたします。

まず、問責決議への対応についてですが、町長は6月定例会において可決された問責決議に対して、事実上全く責任をとっていないと判断されますが、これからもこの責任を、無視して責任をとるつもりはないのかお尋ねいたします。

以後については議席からの質問といたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 加部議員の質問にお答えをさせていただきます。

問責決議の対応についてでございますが、第6回臨時会のあいさつでも申し上げましたが、議決された趣旨を真摯に受けとめ、行政執行に努めてまいりたいということでございます。

今後につきましても、一生懸命町政執行に努めてまいります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 今お答えいただきましたけれども、でしたら問責が、私としては全く町長はこれを無視しているというようにしか思えないんですけれども、この問責が出されてから以降、町長はどのようなものに注意を払ってきたか、具体的に二、三の例を挙げてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） いずれにいたしましても、先ほども申し上げました法律を守るのは当たり前だと大岡議員から言われまして、そして要するにコンプライアンスの問題、それから役場として職員とともにこの町の住民に対する町民サービス、それが不安のないような形で行うということ、それが町としての、町長としての一番の仕事だと考えています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 今のお答えについては、町長としての当然のことですね。その当然のことができていないということがこの問責の中にも入っていたと思います。特に、対議会との関係、この辺のところも触れられていたと思います。今、町長がお答えになってもらったことは、私の質問に対しての答弁には8割は当たらないと思いますが、もうちょっと具体的にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 議会に対してということではありますが、議会軽視とかそういったことをしたつもりは全くございません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 議会ばかりではなくて、ほかのこと、私、二、三具体的にお答えをお願いしたいと言ったわけですが、お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長、答弁願います。

町長。

○町長（茂木伸一君） 百条委員会というところの調査により、法律や条例に違反する不適切な行政執行というようなことも指摘はされました。これがすべて当てはまっているとは思ってはいません。これはやはり法律の解釈の点でもあろうし、感情の問題でもあろうしというようなこともあります。ただ、いずれにしても、問責として決議をされたことは重く受けとめ、これからの全般的なことについては、職員ともども気をつけていこうというのがすべてであります。

ですから、そのすべてに対していつも、その前からわざわざ条例違反をしよう、法律に基づかない行動をしようというように考えてやった職員もいませんし、私自身もそうです。でするので、問責は問責、その後、みんなは気をつけた。そういったことで考えていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） きょう、時間が余りにも全体的な時間が迫っておりますので、余り突っ込みませんけれども、私が今この問責に関して質問した結果、即答もできない、少し考えなくちゃならない、それから答えを出さなくちゃならないというような町長の今の考え、まさに問責を全く受けとめていないと、他の議員の皆さん方の多くの皆さんがそう受けとめられたと思うんです。この問責をもうちょっと、少しでも町長が受けとめていたならば、これこれこうだこうだというのがすぐ出てきていいはずなんです。それが出なかったということは、非常に私、残念だと思いますので、もう一度問責の決議、それをよく復習をしまして、残りの数カ月、ぜひ町民のため、町のために頑張っていたきたいと思います。

次に移ります。

東ケーブルテレビ協力金についてなんですが、東ケーブルテレビ協力金については、支所長名義で徴収し、これは地方財政法の割当寄附に当たるとされます。これを返還するということが以前には指摘をされておりますが、いまだにそれができておりません。これは法的に問題がなかったと思っているんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 指摘をされたものに対しましては、東ケーブルテレビ管理運営審議会に諮問をいたしました。ところが、一部の委員から辞退届が提出をされ、現在まで次回の審議会を開催ができない状態になっておるわけでございます。早くに結論を出したい、出していただけたらというようには思っております。この辺のところのケーブルテレビの協力金と

いうものについてでございますが、やはりここでも法令は遵守しなければいけない。そして、なおかつ地域住民との信頼関係を保ちというように考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私は、今、町長、審議会云々じゃなくて、町長はこの件について違法であるかないかということを聞いております。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 可能性があるという認識ではあります。この協力金を決議をしたときでございますが、加部総務委員長も、この中で東ケーブルテレビ管理運営審議会に参加をしていただいていたというように存じ上げております。そういった中で、この経緯につかれては加部議員も十分にご承知のことだというようには思っておりますが。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私も審議会の委員の一人であったことは間違いありません。しかし、そんなことよりも、この協力金について違法であったか、それを聞いています。はっきり答えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） はっきりと違法だというようにはなっておりません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それでは、百条委員会の際に町長が違法であるというような証言をしております。それとの整合性はどうしますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 事務処理の上で適正を欠いていたということではあると思いますが、丸々の違法性ということまでは考えておりません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私は、百条で町長が証人で出てきたときに、違法性について承知していたというような証言をしているんですよ。それとの整合性はどういうんだということを聞いております。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） その百条のときの私の証言というものが、今確認はしておりませんが、わからない状態だということに考えていただけたらと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 町長は先ほどの問責でもそうですけれども、同じ人なんですよ。特に東吾妻町の最高責任者ですよ。もう少し責任を持った答えをお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 申しわけありません。それ、文書を見せていただけますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） ここは議会の中ですから、時間も先ほど言ったとおり迫っております。見せるのは構いませんけれども、これはそういうことでありますので、町長、ぜひともその辺のところを念頭に置いて今後の回答をお願いしたいと思います。

そして、この協力金について返還したほうがいいという指摘もあったんですけれども、これは返還をしないんですか、するんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 百条委員会の中で唯一具体的に返還しなさいと書いてございました。

それで、返還をしたほうがよろしいか、どういう諮問にしたかがちょっと覚えていないんですが、これについては運営審議会のほうで十分にそういったデータというか、そういった理由もお示しした中で審議をしていただいているつもりです。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） この回答はいつごろ出る予定なんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今年度のうちに、返すなら返す、会計処理までができるようにということになりますから、3月末までに結論を出していただく予定であります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それでは、今年度中にはこれを返す返さないのはっきりした回答というんですか、それは示されるということでよろしいですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そのとおりであります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） もうちょっとこれについて入りますけれども、この協力金というのは、町長としてはどういう項目で集めたと認識しておりますか。款項目じゃなくて、あれは節の関係か。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 余りそういったことは認識しておりませんでした。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） この件についても、思い出してください。寄附のようなものでというような発言をしておるんですけれども、間違いないですね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） はい、そのようなイメージはあります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それで、町のこれは特別会計に多分入っていると思うんですけれども、どの項目に入れましたか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） わかっておりません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 困ったですね。その辺の認識もないというようなことでは本当に困るんですけれども、それでは、ぜひそれはまた次のもありますので、これでこの問題はこの程度にしますけれども、これはぜひとも早いうちに結果を出しまして、ひとつ後に引きずることのないような処理、これは私としては返還したほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、その措置をとっていただきたいと思います。

続きまして、次に移ります。

百条委員会及び懲戒審査結果についてということですが、百条委員会の結果を受けて、町長の引責や職員の懲戒が行われたと聞いております。その内容が明確に示されていないのには問題があると思います。引責や懲戒が行われたということは、百条委員会の調査結果が正しかったということでもいいんですか。正しかったと思っておりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 正しかった、正しくなかったということは、私の口から申し上げられませんが、その調査結果に基づいた中で懲戒審査委員会は開いていただき、調査をしていただきました。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それでは、懲戒の内容等が公表されていないんですけれども、その結果が職員人事に適切に反映されていることも疑問が残ります。公平・透明性を常に主張している町長として、すべてを明らかにして行政の健全化を図っていく必要はないですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） すべてを明らかにして報告をさせていただいております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それでは、どのように明らかにして報告をしてもらってありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 既に6月8日に議長あてに書面で回答を申し上げます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それは、この用紙です。それはあります。これでは全く内容等は本当にわかりません。これですべてを出したとは全く言えないと思いますが、いかがですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） これですべてだと考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それでは、これでは審査の内容、そういうものが全くこれではわかりません。ただ、会議録何とか、東吾妻町職員の懲戒処分に関する要綱、こういうものしか書いていないんですよ。それではとてもわかりませんよ、これ。そういうものをはっきり出すことはできませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それは懲戒審査委員会のことでございますので、私では特別な委員会でございますので、それは難しいかと思えます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それでは、最高責任者、町長がそれができないということであれば、どこでどうすればこれはもらえますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） これは普通に考えると、非公開文書ということになるのではないのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 非公開文書であっても、我々議会にも出せないということですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） はい、そういうことになると思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それをあれしていけば、こうだこうだと言うでしょうけれども、それではこれを解明していく……、これはまた時間が過ぎてしまいますので、この懲戒で職員の人事、一部をちょっと申し上げますけれども、この課長1人と数名の課長が訓告処分を受けておるといようなことはこれでわかるんですけれども、現実を見ますと、百条で懲戒を受けている人が課長になっているんですね。それで、全く受けなかった課長が格下げになっているんですよ。その辺のところは、この懲戒の意味、そういうものはどういうふうにとらえているんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 適正な人事というのにいつも努めているつもりであります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） だけれども、だれが考えても適正とは思えないでしょう。懲戒処分を受けているんですよ。その人が課長なんですよ。今まで課長であって、何も受けない人が格下げになっているんですよ。それは1人やそこらじゃないんですよ。そんなことがあっていいんですか。懲戒の意味がないじゃないですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） これは職員の間にも納得しておりますし、適正な人事をいつでもやっている、そのように考えています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 職員が納得して人事を行うんですか。これは笑い事になりますよ。

それは別として、最高責任者、町長、副町長、これが全く懲戒になっていない。その辺のところをどう考えておりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 一応この懲戒の対象には我々もしました。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 町長、副町長を懲戒の対象としたということであれば、どういう懲戒であるか教えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 減俸ということをこの懲戒委員会に先立ちまして、我々は減俸ということをやっております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

- 15番（加部 浩君） 私、ずっと議員でいたわけですがけれども、百条で町長、副町長が減俸になったというのは一度も聞いておりません。どういことですか。
- 議長（一場明夫君） 町長。
- 町長（茂木伸一君） 減俸になったわけではなく、みずから減俸をしたということでありま。
- 議長（一場明夫君） 15番、加部議員。
- 15番（加部 浩君） そういこととも聞いておりません。もう一度そういことがありましたら、聞かせてください。
- 議長（一場明夫君） 町長。
- 町長（茂木伸一君） お答えいたします。平成20年12月議会のところで議事録92ページには何か書いてあるように思いますが。
- 議長（一場明夫君） 15番、加部議員。
- 15番（加部 浩君） まさにこれのことを言っていると思います。はっきり載っております。確かに、町長は百条の責任も含むとは言っております。しかし、副町長の件については何も触れておりません。これはどういことですか。
- 議長（一場明夫君） 町長。
- 町長（茂木伸一君） 本人たちはそういつもりがあったといことで、普通に解釈をしていただけると思っております。
- 議長（一場明夫君） 15番、加部議員。
- 15番（加部 浩君） 町長、あなたはこの町の最高責任者ですよ。ナンバー2のところでそんなこといいんですか。そういふうと思われるとか、そんなこといいんですか。そんなつもりでこの町をつかさどっているんですか。とんでもないことですよ、町長。お答えください。
- 議長（一場明夫君） 町長。
- 町長（茂木伸一君） 同じ日に同じ減俸案を出しているわけですよ。同時に、町長、副町長の減俸案を出しているわけですよ。そのときに減俸に対する質疑があったときに、そのようにこの百条委員会に関する件でいろいろな方にご迷惑をおかけしたという表現で申し上げたつもりですよ。これはその議案に対し、私1人だけのことではないというようにはこれをとらえられませんか。
- 議長（一場明夫君） 15番、加部議員。
- 15番（加部 浩君） だから、先ほど言ったでしょう。町長、あなたはこの町の最高責任

者なんです。そういうふうに分ってくれるだろうから、こうだ、そうだからこうだと言え
ば、みんなそうなると思いますよ。確かに、あれについては町長については質問が出て、私
はこうだということは言っているんですけども、副町長はこうだというのは全然言ってお
りませんよ。もう一度本当に見てくださいよ。はっきり、これはしていますから。だから、
副町長は普通の、みずからの減額ということしかみんな認識をしていないですよ。そうだろ
う、ああだろうなんていうことは、もう通用しませんよ。もっとちゃんとしてもらわなきゃ。
それが通用するのなら条例だの規定なんていうのは要りませんよ。そうじゃないですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 普通に通用すると思っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） あきれたものですね。それでは何だって通っちゃうじゃないですか。
私がこう思う、ああ思うでは。そうでしょう。条例なんか、こんな大事して、わあわあ騒ぐ
必要ないですよ。町長が思うとおりにやればいいじゃないですか。条例なんかみんななくし
ちゃって。

これは多分この一般質問から外れてきていると思いますから、戻します。

時間がありませんので、ぼちぼちおしまいにしたいと思いますけれども、私の質問、議員
の皆さん方、聞いている課長さん方、どうとらえたかは私は知りません。私は本当にあきれ
たと。そんな気持ちでこの3年数カ月、この町をつかさどってきたということは、本当に私、
残念に思います。公平性や透明性が全くない。そういうことじゃないですか。

いろいろ言わせてもらいましたが、終わりにしますけれども、私は百条委員会の結
末はまだついていないと。特に副町長、これに対する責任、これを強く望みます。今聞いて
のとおり、問責決議、百条委員会、いろいろ私ども一生懸命ない頭を絞ってやってきました
けれども、茂木町長は全く反省をしないで、相変わらず強引な行政執行を続けている実態が
今はっきりしたと思います。私は、これでは町長としての資質ということを使う前に、町長、
きつい言葉を最後に言いますが、一人の人間としておかしい、とても信じられないと
私は町長に伝えまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○15番（加部 浩君） コメントがあればいいですけども、なければ結構です。

○議長（一場明夫君） 町長、どうしましょう。

○町長（茂木伸一君） ありません。

○議長（一場明夫君） 以上で加部浩議員の質問を終わります。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（一場明夫君） 続いて、3番議員、金澤敏議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

○3番（金澤 敏君） では、一般質問の通告書の通告に従って、私の町政一般質問を行わせていただきます。

協働のまちづくりについて。

そのことで私は何度か、そのようなことに取り組んでいる町村が集まり、意見交換する場に参加してきました。その中で語られるのは、協働のまちづくりをただはやりの施策の行政と住民は対等のパートナー、この東吾妻町の第1次総合計画の中でも訴えてありますが、そしてまちづくりを進めることが重要だなどとお題目のように唱えているのではなく、自治体は自律、そして自立、その可能性でとまることなく、現実的に変える取り組みを主体的に展開しなくてはならないこと、実際的には行政の主導での目的意識的取り組み、とりわけ職員の意欲と能力を発揮する取り組みが決定的に重要になることや、その先に見えてくるのは、住民が主体となつての地域づくりがあり、そこに行政（職員）が目的意識的に支援する仕組みを工夫することで、すべての地域でさまざまな特色ある取り組みができるようになる。その事業展開を通じて行政（職員）に対する信頼に基づいた住民主体の地域づくりが可能となるのではないかとの意見を多く聞きました。

例えば、ある町は、みんなでつくるまちづくり条例を制定し、各地域ごとのまちづくりのテーマを明確化してもらい、例えば触れ合い、文化、福祉、美しい景観等ですが、そのテーマを協議会の認定に諮って、認定後3年の期間で100万円の補助金を受けて行っていく。これまでに憩いの森づくり、地区の伝統行事の保存・継承事業の発展や公園や河川の環境整備活動などの活動がなされているとのことでした。これらの事業の展開でも、最も重要なのは、全職員が自治会単位で開催されるまちづくり座談会に担当職員として割り振られ、この制度は自治会担当職員制度、これによりパートナーとして地域づくりや話し合いに参加し、上から目線ではなく、住民のための公僕との認識に立った立場で条例の活用や促進に相談やアドバイスをするなどということです。それぞれの役割と目的を果たすことにより、協働のまちづ

くりの大きな進展が見られるとのことでした。

また、別の町の例ですが、各行政区が力を合わせて自主・自立の地域づくりを進めてもらうために、地区別計画、この内容は10年間で各地区1,000万円の自主予算、総額2億円を使い、計画を進めるというものです。この計画を進めるうちに、住民の中にこれまですべて行政頼りの考え方から、自分の地域をよくするためにはみずから汗をかかなくてはだめだという自主・自立の考え方に変わってきたとのことでした。区長や議員が悪いのではなく、自分たちが考えず、汗をかかないのが悪かったんだと理解が進み、自分さえよければとの考えも町全体がよくならなくてはならないと徐々にでも変わってきたという報告がありました。

さて、我が町は協働のまちづくりとしていかなる施策に取り組んでいるのか、まずは町長に答えていただきたいと思います。私としては、町長が常々協働のまちづくりというときに、原材料支給での集落内の道路舗装や水路改修、補修の例を出しますが、確かにそのことも重要ですが、それだけではなく、前段で述べたような地域住民の自主・自立を促進し、住民に寄り添う行政、職員として本来の理念や取り組む姿勢、具体的な方向性など、あればお聞かせいただきたいと思います。

さて、我が町も第1次総合計画の基本構想、基本計画で住民と行政の協働の項があります。現状と課題や基本方針の文書を読んでも、余り具体的なイメージがわいてきません。そこで、その項目の下に施策の展開として6項目ほど挙げられております。1、まちづくり条例の制定、2、住民参加の行財政審議会の設置、3、住民参加の行財政白書の作成、4、ワークショップ手法の導入、5、政策評価システムの構築、6、優良団体への表彰等あります。この6項目1つずつ今の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。

昨年12月定例会の一般質問で町長は、私の発言で質問に対する方向を示す発言があれば、担当課は確実に進めるとの発言がありました。しかし、最近はどうでしょうか。

私の9月議会での緊急生活小口資金の質問に対し、早急に調査・研究を行うと前向きな答弁がありました。私が少し時間を置いて担当課長に進捗状況を聞きに伺いましたら、具体的な指示が来ていないので動けないとのことでした。もう一つの質問の核兵器廃絶平和のまち宣言も、12月定例会に提出するべく検討を始めるような答弁でしたが、担当課に尋ねても、よくわからないとのことでした。これでは明らかに昨年の答弁と食い違うのではないのでしょうか。

昨年の12月の質問でも、町道整備の全面的見直しについても約束しましたが、具体的にど

うなっているのかもわかりません。担当課は見直しているとのことでしたが、本当に全面的見直しを行っているのか、この点も再度お伺いしたいと思います。

本当に疑問なのです。町長と課長との間のルール、もしくは大きな意味での町長発言の指揮に関するシステムの変更が行われたのか、この辺が気になります。変わったなら変えるべき理由があるはずですから、説明を求めたいと思います。変わっていないというなら、なぜいろいろな物事が進まないのか、その辺のこともお答え願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 1点目は、協働のまちづくりが原材料支給のみで終わっている。計画どおり進んでいないのはなぜかとのことご質問でございますが、各種協議会、検討会等への住民参加を積極的に行っており、住民の意見を反映した行政を目指しているつもりであります。

また、協働という中で、いろいろなとらえ方もございます。例えば、地域が、老人会がいろいろな町の施設を管理運営してくださっているというようなこと、それとか田んぼ、畑等における中山間地域の直接支払い制度、そういったものも直接支払いの交付金をもとにして、さまざまなまちづくりが行われているように思います。例えば、有害鳥獣の対策であるとか、そういったこと、そしてこれはやはり国の制度であります、農地、水、環境保全という、そういったような形での交付金制度もございます。そういった中で、区であるとか、学校であるとか、農業者であるとかが連携した中で、直接支払交付金制度によって、それを元手にまたさまざまなまちづくりを行う、そういったこともございます。

そして、そのほかの部類につきましては、地域活性化補助金というものを新設いたし、さまざまな文化的なもの、地域活力をつけていくような、そういった活動に対しても補助を行っていき、元気な地域になっていただこう、そして町とともに元気なまちづくりをしていこうというように考えておる次第ではございます。

これからの協働のまちづくりの方向性ということにつきましては、昨年、12月議会において金澤議員の質問にお答えしたとおり、4月の機構改革により財政と政策を企画課に一元化したところであります。ここでNPO法人、ボランティアの協力、そしてワークショップの手法なども取り入れ、町民と行政が共通する目的達成に向け、政策立案等総合調整を図りながら、それぞれの課題に取り組んでいきたいと考えております。

協働というようなものをもうちょっと町そのもので多く取り入れているのが建設課でござ

います。先ほど議員がご指摘をいただいた原材料支給による道路整備、維持管理、そして集落内道路の除雪、道路愛護による道路環境美化、そして、なおかつ建設業者がみずから進んで道路環境の美化作業等にも努めていただいております。それから、いろいろなさまざまな団体による、例えばまちづくり連絡会等、それから花の会等による花の植栽管理などがござ

います。

原材料支給制度は、コンクリート舗装の工事、道路側溝の敷設、採石の補充などがあります。この事業は、地元の皆様に出役をいただいて、経済的にも安価な道路事業が実施をされております。また、幹線道路の除雪は町の除雪機械であるグレーダー及びダンプにより順路を決めて実施しておりますが、町道延長は600キロメートルを超え、物理的にも幹線道路以外の除雪はできない状況にあります。集落内道路については、行政区の協力をいただき、申請に基づいて地元で除雪を実施していただいております。

道路愛護運動は、全国道路愛護週間にあわせ、春秋の2回、行政区を中心に実施をしております。内容は、空き缶などのごみ拾いや路肩の除草、支障木の除去などを実施していただいております。また、地域への貢献として、建設業者による環境美化も実施され、道路周辺の除草やごみ拾いなども月または年単位で計画され、実施されております。

さらに、原町駅周辺や日赤裏の福祉ふれあいロードなどでは、駅南まちづくり連絡会や花の会、そして吾妻高校の皆様方にご協力をいただいて、花の植栽や除草、水やりなどの管理を実施し、地域の環境美化に取り組んでおります。

これらの事業は、地域の関係者のご理解やご協力をいただきながら、町からの支出の削減のみならず、地域やふるさとをみずからの手で守ることで、郷土への思いやりや一体感の醸成などにも寄与しているものと考えられます。今後も町と地域が、住民の方々が協調して、よりよい東吾妻町となるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目2の町政一般質問に対する町長の回答が各課にしっかり届いているかとの質問でございます。

まず、町道整備の見直しにつきましては、昨年の12月定例会後、平成21年度当初予算編成からは陳情、要望などすべてとは言えませんが、地域の実情等も考慮しながら、緊急性、重要性を考慮し、限られた予算の中でも有効に使えるような対応ができるよう、原課においても慎重に検討し、予算編成を行いました。平成21年3月定例会におきましても、1週間の限られた時間の中で、ふだんやりたいが、できない事業も地域活性化・生活対策臨時交付金で補正予算として7事業を組み込み、さらに21年度に入り、6月補正でも同様の検討を行い、

地域活性化・経済危機対策交付金で補正として6事業を取り込み、これらの事業を有効に実施するため、用地取得等も含めて21年度事業で若干繰り越しも見込まれますが、ほぼ順調に事業を進めております。また、緊急雇用対策事業を活用し、道路補修等に人員を配置することで住民よりの直接的、緊急的な補修要望等にもスピーディーに対応していけるよう体制を整え、住民の日常生活に支障を来さないよう取り組んでおります。

なお、平成22年度予算編成に当たりましては、既に地域ごとに緊急性、重要性を精査し、どこにどのような予算とするか慎重に検討し、要求するよう指示をしております。

続きまして、緊急生活小口資金の調査・研究についてでございます。

雇用情勢等の悪化により、緊急的に資金を必要とする人が増加していることは十分に承知をしております。県社会福祉協議会では、町社会福祉協議会が窓口になり、緊急小口資金の貸し出しを行っております。10万円を限度に無利子で償還期間は据え置き期間を含め十月であります。この問題に関しましては、国及び県の政策とのかかわりが強いと考えられますので、他町村の動向等を注視していきたいと考えております。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後3時20分とします。

（午後 3時07分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 3時20分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続いて、一般質問を行います。

3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 何か私がいつも一般質問すると、どうもまともに答えてもらえない、ずれた答えをもらっているということがあります。

なぜならば、私は検討会を開いている、老人会が地区の施設を管理してくれるとか、そういうことを聞いているわけではないわけですよ。前段で話したように、行政と住民が本当

に真剣にまちづくりをしていく、それが協働なんだと。それにはどういうことが必要なのか。私がいろいろそういう取り組んでいる町村との交流する場で出て聞いてきたのは、職員がどう、行政という表現と職員がぴったりでいいんですけれども、そこがどう住民の中に入っていって、住民が出すアイデア等を受けとめて、それでまちづくりに取り組んでいくのだと。そうじゃなければ協働のまちづくりなんていうことはできないというようなことを言われているわけですね。だから、道路愛護とか、そういうことはもう当然協働のまちづくりなんという言葉が出る前からやっていることであって、それが協働のまちづくりですとか言われちゃうと、ちょっと腰砕けになっちゃうわけですね。

どうも私の質問には全然ピント外れな答えだったもので、一つ一つちょっと聞きますけれども、では、第1次総合計画の中にある施策の展開、このまちづくり条例の制定に向けた取り組みというのは、制定についてはどんな状況なのかお知らせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほど答弁の中で、これからの協働のまちづくりの方向性ということにつきましては、昨年12月議会において金澤議員の質問にお答えしたとおり、4月の機構改革により財政と政策を企画課に一元化をしたところであります。ここでNPO法人、ボランティアの協力やワークショップの手法なども取り入れ、町民と行政が共通する目的達成に向け、政策立案等総合調整を図りながら、それぞれの課題に取り組んでいきたいと、これからのものについては、そのようにお答えをしております。

○議長（一場明夫君） まちづくり条例の制定状況を聞いているようですが。
町長。

○町長（茂木伸一君） まちづくり条例については通告をされておられませんので、検討しておりません。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） もう本当に一つ一つ書いて出さなければ町政一般質問はできないということで判断してよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 一般質問はやはり事前通告制ということをとっておりますので、その趣旨にのっとった形でご質問いただければ、事前にいろいろな形で、そして通告書、質問の要旨ではあります、確かに。ただ、その要旨から外れているという、それよりも項目が多いというようなことについてはいかながなものなんでしょうか。

（「わかっているでしょう」と呼ぶ者あり）

○町長（茂木伸一君） わかってはおりませんが、私は通告制度というのはそういうものだと思います。

○議長（一場明夫君） 町長に申し上げますが、趣旨の範囲の中に入っている部分については、できるだけわかる範囲で答えるように努めていただきたいと思います。

町長。

○町長（茂木伸一君） はい、わかる限り精いっぱい答えたいと思います。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 私も早く終わりにしようとは思っていたんですけども、一般質問通告要旨の中に、町のトップとしてこれからの「協働のまちづくり」に向けた取り組みについて具体的な方向性をお聞かせくださいと書いてあるつもりなんです。だから、これはまちづくり条例の制定とは具体的な1つのそういう手だてではないんですかね。それは書いてないから答えませんと言われては、もうこの私の一般質問全体が何も組み立てられなくなっちゃうんですけども。

○議長（一場明夫君） 金澤議員、検討していないので答えられないという趣旨だったと思いますが。通告になかったので。

町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほど私がいただいた一般質問の通告書の中には、この住民と行政の協働という、そういった中での6項目ですか、それを先ほど金澤議員がおっしゃいました。そこまで通告をしていただければよろしかったか、私なりに一生懸命調査をしておいた、そのように考えられます。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） では、仕方がないですね。ほんの少し想像力を働かせていただければ、きっと私の質問の趣旨がわかっていただけたと思うんですけども、なかなか皆さん……、そうですね、想像力が足りませんなんて言っても仕方がないので、この問題はもう終わりにします。

2番目の質問の中で、私が聞いたかったのは、町長が議員から一般質問を受けて、これこれこういうことに関しては検討しますよとか、調査いたしますよと言った答えに対して、担当課がなかなか動いていないんじゃないかと、そういうことを質問したんですけども、この点に関しても、いや、それはそんなことはありませんよという一言が出れば、それで済む

ことなのに、ちょっとずれた答えをいただいたので、その辺をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） ルール、わざわざつくったわけではございませんが、私がやはりこういったところで答える、そうすればそれが動く、それは今ここでも言っています。その当時も言いました。そういったようなことで動いていると思います。

ただ、今回は金澤議員におかれましては、担当課に確認をしていただいたようでございます。やはり議員がご提案していただいたり、いろいろな疑問が生じた場合等々は、やはり担当課のところに再確認をしていただければありがたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 1つ、そうですね。緊急生活小口資金の問題にしても、それは確かに担当課に聞きに行ったら、県の制度が新しくなりましたよと、これこれこうですという資料もいただいております。

ただ、私は前回の質問のときに町長から伺った答えは、ああ、その制度はいいですから、この町としても研究・調査いたしましょうと、そういうことだったわけです。県の制度があったからいいや、これでという、そういう問題ではないんじゃないですかね。その辺のことは、担当課とはどのような話し合いをしたのかお伺いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 担当課とは直接的な協議はしておりません。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） はい、わかりました。

では、もう一つ、核兵器廃絶平和のまち宣言を12月議会で提出するべく検討を始めるとおっしゃったことに関して、今12月定例会ですが、まだ時間があります。出す用意はあるでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先日、総務課長から報告がございまして、金澤議員と、今回の12月では難しいということではありますが、ご納得をいただいたということは伺っています。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 確かに、前回の9月の質疑応答の中で、議員発議でいかがでしょうかというような発言がありましたので、その方向で私は動いていました、確かに。ただ、流れ

として、やはり町のほうから提案して議会が議決するというほうがきれいなやり方だということをおるところから聞きましたので、では、私のあれは取り下げて、町のほうで出せないかということをお願いしましたが、ちょっと精神的にも時間的にも余裕がないので、申しわけないということで、確かに納得はしました。

ただ、その前に聞いたのは、町長は出す気があるんですかねと聞きに行ったときに、どうもわかりませんというような答えだった。そこをお聞きしたかったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 前の答弁のときでもお答えしましたが、核兵器廃絶平和のまち宣言という看板がもう既にあるわけです。やって当たり前なのではないか、そのように考えておりますが。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 若干余裕がある。

○議長（一場明夫君） 再度答弁を求めますか。

○3番（金澤 敏君） はい、そうですね。

○議長（一場明夫君） では、もう一度お願いします。

町長。

○町長（茂木伸一君） 時間がないということでしたので、改めて指示はいたしますが、金澤議員ももうちょっと早く確認をしていただければ……。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） これで最後にしますが、看板があるからいいじゃないかというような今のようなちょっと答弁に聞こえたので、そういう問題ではないでしょうと最後に一言言わせて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 全く違うとらえ方をさせていただきましたので、訂正はさせていただきます。看板は既にできている。そして、前にこの町の宣言もしていたわけです。ですから、看板がもう先行してある。だから、後で追っかけてつくるのも当たり前ではないですかというように申し上げたわけです。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○3番（金澤 敏君） 終わります。

○議長（一場明夫君） 以上で金澤敏議員の質問を終わります。

◇ 竹 淵 博 行 君

○議長（一場明夫君） 続いて、2番議員、竹淵博行議員。

（2番 竹淵博行君 登壇）

○2番（竹淵博行君） それでは、さきの通告書に従い、一般質問をいたします。

まず初めに、平沢地内に取得した土地の利用計画についてお尋ねいたします。

町長は、平成18年に平沢地内に取得した大字原町字岩櫃山4394－1外5筆、約40ヘクタール、800万円の土地について利用計画を示すと議会に答弁していたものが、3年以上もたつのにいまだに示されていない。結果として、議会で取得目的も利用計画もないものを取得することは許されないと指摘されたとおりになっていると思われまます。結果として、固定資産税も入らず、今後管理費用もかかると考えると、購入すべきではなかったと考えられます。今後どうしていくつもりなのか、お考えをお聞きいたします。

次に、吾妻荘における経営・管理の問題点についてお尋ねいたします。

吾妻荘に関しては、昨年度まで支配人として現在の事業課長が経営に当たっていましたが、公平性を欠いたり、不適正と思われる行為もあり、百条委員会でも指摘され、最終的に今年度に入って処分されたものと判断されます。しかし、指摘された以降も不適正と思われる行為が続いてきたようであり、現在の支配人の権限を侵害している可能性も否定できない。これらについて第三者も入れて厳正に事実関係を調査した上で、不適正な事実が確認された場合、適正な経営と人事管理が行われるような是正措置を講じるべきだと思うが、町長のお考えをお聞きいたします。

あとは議席に戻りまして質問させていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 1点目、平沢地内に取得した土地の利用計画についてでございますが、当時、この土地につきましては、佐田建設株式会社が所有をしていた土地でございまして、その後、転売が何度か繰り返され、このままでは所有者の実態もわからなくなってしまう、

産業廃棄物処理場等の対象になることなどを危惧し、平成18年12月定例会において議決を経て取得させていただきました。利用計画については、現在具体的になっておりませんが、今後森林の持つ多目的機能を生かし、有効利用を図りたいと考えております。

2点目の吾妻荘における経営・管理の問題点についてでございます。

ことし4月の機構改革による人事異動で、私が最適任者と判断し、事業課長を命じ、3施設を統括、管理、運営しております。事業課長が議員ご指摘のような不適正な行為をしていることはないと承知しております。吾妻荘につきましては、適正な人事管理が行われており、調査等の必要はないと考えております。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 18年12月の定例会におきまして、さまざまなやりとりがあった。そういう中で、当然ながら議会の議決を得て、その土地を購入した。それに関して私が買わないほうがよかったんじゃないかと言っているわけではございません。

町長は、この土地を取得して森林の持つ多目的機能を生かし、有効活用を図りたい、また将来的には森林と人との共生というような観点から、教育観察林や森林レクリエーションの場などとして利用していきたい、あるいは人々の心のいやしであると。山をみんなで見直していただく、そういう提唱をこの山から発信できたらとか、何が何でもまずこの土地を手元に置いて、皆さんとともに一生懸命この山の利用を考えて、当町に住んでいる方々にとって一番いい方法はどうなのかと。さらに、こんなことも答弁しております。わざわざとってくっつけたような利用目的を前面に出して、そしてご議決いただくというふうなことで姑息な手段は私としたら使いたくない。町長がこの山に対する入れ込みは相当なものと察しができるわけであります。

私とすれば、当時の議会録を見て、町長がこんなふうはこの自然を思っで買うのであれば、ある意味大変いい理念を持って買われるんだなというふうにも思ったわけでございます。

しかし、先ほど答弁にもございましたけれども、3年以上たつのに、まだ私たち議会としても相談も受けていない。それはまだいいでしょう。町部局として、それでも1回や2回は相談があったんだと思いますが、それもないようでございます。町長はこの山を提唱として発信できたらと言うぐらいでありますから、ご存じのように、この町には町有林が800ヘクタールを優に超える面積がある。あの山が何も手をつけてないということは、それらも手をつけていないということでよろしいでしょうか、お聞きいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 全く違います。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） どのように違うんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 800ヘクタールを、まず合併のときに旧東、旧吾妻が持ったものが結果的に資産として持ち寄りになりました。それで800ヘクタールを超えるというところになったかと思います。そこに40ヘクタールが追加という形になって、今は850ヘクタールを超える面積の山があろうと思っています。正確な数字かどうかはわかりません。ほぼ似た数字になっています。そして、それぞれの町や村が持っていた山は、基本的には管理をしながらやってきたものであります。

800ヘクタールのものにつきましては、施業計画のもと管理が行われておりまして、巡視人という方をそれぞれの地区にお願いをしてありまして、毎年この山はそろそろ除伐だ、そろそろ間伐だ、いろいろな計画を持ちながら、しっかりとした管理をしております。ところが、この40ヘクタールのものについては、そもそもが採草地でありました。ですので、基本的には木は立てない、高い木は立ててはいけないという土地でありました。それが採草地としての機能が不要となったため、徐々に木を植える方もいらっしゃったようですし、今は雑木山、自然の雑木の山、そして尾根には松が生えている状況であります。ですので、全く種類の違った山という観点でとらえていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） ちょっと私の聞き方が悪かったですかね。町長のほうもそうであれば、そのように答えていただきたいと思います。

要は、私はこの40ヘクタールの山のことに基本的には聞いておりますので、これに対して町長がおっしゃったこの理念のもとにおいての、こういうようなことはなされていないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 理念とまでは申しませんが、そういったような夢を持って目標として今も進んでおります。昨年の杉並区との交流20周年事業の一環として、この平沢地内の土地に植樹をするしない、いろいろな形で検討いたしました。山、そして来年度から始まる小学生の宿泊というような、そういった事業がございます。そういった中で、杉並の小学生が来て、この山に対して多少の手を入れる、そういったようなことも可能性としてあります。

そういったさまざまなものを総合的に考えた中で、この山をどのようにしていくか、まだまだこれから考えるというところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） そうですね、一生懸命考えていただいて、少なくとも我々議会には相談がなかったということの中で、当然ほとんど手をつけていないんですから、これからいろんなことを考えていただかなければいけないというふうに私も思いますし、当然ながら、この山の有効活用を町民の方々から募集するだとか、いろんな方法があるんだと思いますので、どうぞ前向きな形で当然取り組んでいってほしいと思います。

次にまいります。

通告書のほうに不公正を欠いたりと重々しい言葉で、私とすれば、このような質問はしたくないというふうに思っていたわけですが、数カ月前に、実は私のデスクにこれらの資料が届きました。これらの資料を発端として、それから私なりに調査をさせていただきました。そういった中でご報告なり申し上げるので、町長の答弁につきましては、知らないものは知らないで結構でございます。わからないものはわからないで結構でございます。

報告させていただきますが、まず、生ビール2杯、ソフトドリンク3本サービス、これ、報告ですけれども、どなたかの家族です。名前を言ってもよろしいんですけれども、要するに責任者の人の家族です。これがカラオケボックスで、カラオケボックスを使用したそうです。1,500円。カラオケボックス料金が1,500円。しかし、生ビール2杯、ソフトドリンク3本サービスであったそうです。これは本当に一部です。

それと、大分お刺身が好きなそうで、お金を払っているとはいえ、私からすれば頻繁に持ち帰っておる。それとか、スナックの飲み放題の価格というものが、例えばBコースで2,100円、これは規程で決まっている。しかし、1,000円にしたり、1,500円にしたり。内容はわかりません、そこまでは。しかし、こういう過剰なサービスをしているというような書類があるということです。それは今時点は初めて聞くことでしょうか、私のことを信用するかしないかは、それは町長次第だと思いますけれども、少なくともサービス業ですから、私も会社を二十数年やっていて、お得意様につきましては当然ながらサービスをする。条例に載っていないようなことも、多少ならいいでしょう。だけれども、過剰なサービス、そして情報によりますと、大体がもう決まっている方、これはいかがなものかなと思います。

それと、これはちょっと町長にお伺いしたいんですが、無料宿泊券というものは存在する

んでしょうか、お聞きいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） はい、存在いたします。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） ありがとうございます。

この無料宿泊券というものが存在する、それ自体はいいでしょう。しかし、私が調査したところ、限られている人しかこの無料宿泊券というものがほとんど発行されていない。これ、100%ではないでしょう。しかし、そのようであります。

それと、今度はグラウンドゴルフ関係にまいります。このグラウンドゴルフ、グラウンドゴルフ場が認定コースとなり、売上の基盤とも説明を受けたことも過去にあったと思います。なぜか最近、お客がコニファーに移動しているようでありますが、吾妻荘の管理者である町長としては、コニファーの社長とはいえ、吾妻荘の経営を最優先で対応すべきである。これはどういうことかといいますと、せっかくあれだけお金をかけて、そしてお客さんにもそれなりに接待をし、それはいいんです、接待はいいんです。ですが、何でコニファーのほうにお客が移っておるのか。それはお客の勝手だという部分はあるんでしょう。しかし、そうじゃないんです。意図があるんです。そういうようなこともあるんです。しかし、この辺の実態は町長、ご存じでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） ある部分はわかっております。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） ありがとうございます。

いつまでかわかりませんが、吾妻荘に営業の方がおいでになったと思います。ホテルにこのようなお客さんから苦情が来たそうです。来年から町が吾妻荘を手放し、民間になる。プランがすべて変わる。宿泊利用がしづらくなる。営業がシビアになる。違う場所を選んだほうがいい。今後、吾妻荘はグラウンドゴルフを営業しない。このようなことを、名前は言いませんが、営業されていた方が言って営業していたと。これは、ここに書いてあるだけじゃなくて、私なりに調査してちゃんと答えられる方もおいでになります。結局、今いないということは、どういうことでやめられたのか私はわかりませんが、わかっておりますけれども、あえて言いませんが、そういう事実があるということです。ここでは答弁は求めません。

そして、通告書にもありましたけれども、国民宿舎協会支配人会議というものがあるそう

であります。4月、7月、12月、3回あったわけですね。4月から新しい支配人が就任された。4月には出席されたそうです。7月、12月、今の支配人が対応すべきところ、今の事業課の課長さんが私のほうで対応するからいいと。なぜそこまでして自分が出席しなければいけないのか。本来であれば、支配人がきちっと責任を持って出席すべきところだと私は思うんですが、それも多分町長は知らないですから、答弁は結構です。

それと、部屋の私的占有であります。これも私はよくわかりませんが、毎月数千円払って部屋を占有していたそうであります。私は、現在の事業課長にお尋ねしたことはございませんので、これが公務で使われていたのか、私的に使われていたのか、私はわかりません。しかし、通常と考えれば、あり得ないことじゃないのかなと私は思うわけであります。これも多分町長はご存じないでしょうから、答えていただかなくて結構です。

さて、最近になりますが、11月30日でしたかね、たしか臨時会がありまして、私もそこにいましたけれども、Fun Space、契約がありました。その日であったか、ちょっと確かでないんですが、要するに、議長室にごあいさつに来た日だと思います。富沢課長がどなたかに対して、吾妻荘で今現在働いている、正式に言うと株式会社コスモスの社員ですよ。それをFun Spaceに紹介したいから、食堂に集めておけという指示をしたということであります。私とすれば、何のためにこのようなことを考えたのか不可解でなりません。

いいですか。吾妻荘の社員ではなく、株式会社コスモスの社員なんです。それと、仕事をとられた会社なんですよ。何でその会社の人をこれから2月から指定管理で運営する会社の役員の方に紹介しなくちゃいけないのか。これはコスモスの社員を引き抜こうというふうに使われても仕方ない。あっせん行為と思われても仕方ない行為ではないかなと私は思うわけであります。やはり、ここのコスモスの多分社長さんは、仕事をとれなかった。これは当然フェアに入札したわけですから、それは仕方ない。しかし、私が調べたところ、この会社は人材派遣なんです。2月からそこでもう自分の社員は要らないということになれば、違うところの会社に派遣しなきゃいけない。人材がお金なんですよ。資産なんですよ、この会社は。

では、例えばですよ、私はわかりません。Fun Spaceの会社から課長さんに対して、ぜひ紹介してくれと言ったんですかね。もっと大変ですよ、こんなことになったら。私はそれはわかりません。しかし、このようなことは、私が今話したことは100分の1程度ですよ。ですから、通告書にも書かせていただきましたけれども、厳正に事実関係を調査すべきだというふうに思いますけれども、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今、最後の問題ということで、コスモスさんの仕事をFun Spaceがとったんだというふうに表現をされておりましたが、私はそのように考えておりません。町がやる仕事をFun Spaceがかわってやるということでもありますので、そして、その中で株式会社コスモスさんは人材の派遣をしてくださっているということです。それがFun Spaceにもう一度また人材の派遣をする、しない、そういったようなことで考えていただければよろしいのではないかと。

それは、確かに同じ土俵の上で競り合った、指定管理という意味では競り合ったということではございましょうが、今現在の人材派遣の仕事に対してということではなく、事業課長がその当時も説明をしていたと思いますが、新しく指定管理を受けた会社は今、町でお願いしている会社と打ち合わせをした中で、協議をした中で仕事を続けるだったら続ける、続けないだったら続けない、そういったようなことまでも、何かの協議書にあったよね、指定管理の、出す……、ちょっと場所についてはわかりませんが、そういったようなことでお願いをしてありますので、それは大きな問題ではないというように感じますので、いろいろなことはお伺いはいたしましたが、調査というところまでには私の考えでは至っておりません。

○議長（一場明夫君） ちょっとお待ちください。

質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後4時15分とします。

（午後 4時03分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 4時15分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） 先ほど町長から答弁いただきました。町長は私の質問に対して、特に

問題ないということであったと思いますが、よろしいですか。職員は仮にもやはりコスモスの社員なんですよ。それで、課長がコスモスの代表取締役である町田さんに了解もなく、了解させたのならいいですよ。例えば、例えばですが、コスモスの社長さんが不況の折、ほかにうちの社員が行くところがないので、ぜひFun Spaceさんに一人でも多くお任せしたいという話が前提としてあるのならいいですよ。全くないじゃないですか。ないと聞いていますよ、私は。どこか、その辺の何でもできるという何か文書があるんですか。わかりませんが、私は、少なくとも、もし了解を得たというのであれば、その後に了解を得たのではないかなということは聞いております。だけれども、何でもこういうことをするのかというのが本当によくわからないんですよ。町長は、私が先ほど説明したことについて特に問題ないということですから、本当に問題ないと思いますんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） はい。先ほどの竹渕議員のご説明の中では問題はなかったのではないかと感じました。ただ、それがただいまの説明の中で、コスモスの責任者に対して了解を得ていなかったとなると、そこには多少のそごが生まれているのかなと思います。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） コスモスの社長さんは、聞いていないというふうに私に言っております。そういうことを踏まえて、町長みずから調査をするつもりがあるかどうか最後にお聞きいたしますが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 後で事業課長によくその辺の状況を聞き取りするつもりではおります。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） では、町長のほうは富沢課長のほうによく聞いてください。

私のほうはこれらの文書がございますので、議員の懇談会などにこの書類を提出し、そして議員さんの各意見というものを参考にしてみたいということをつけ加えまして、一般質問を終了させていただきます。

○議長（一場明夫君） 答弁、必要ですか。

（「一言申し上げたいと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） その書類についての出どころであるとかがよく私には承知しておりませんが、いろいろな中で最近は守秘義務であるとか個人情報の保護であるとか、そう

いったようなことは非常に強く求められておりますので、その辺の扱いにつきましては注意の上というか、慎重にお願いができたらと考えますが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で竹淵博行議員の質問を終わります。

◇ 中 井 一 寿 君

○議長（一場明夫君） 続いて、10番議員、中井一寿議員。

（10番 中井一寿君 登壇）

○10番（中井一寿君） それでは、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

2点ほどでございます。1、学童保育及び幼保一元化事業について、2、幼稚園、保育所等出先機関の職員体制についてでございます。

それでは、一般質問させていただきます。

今回、私は学童保育事業を初め、幼保一元化や幼稚園などの職員体制について、それらを所管してきた責任者である教育長を中心に質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、学童保育事業について伺いたいと思います。

現在、学童保育事業は、当町においては東地区で公設公営方式により実施されている学童保育事業と、平成19年度から太田地区において公設民営方式で実施されている放課後児童対策委託事業の二通りが2カ所において実施されています。きょうの質問では、総称して学童保育事業という表現を使わせていただきますが、公設民営方式の事業が実施されたときから議会で再三指摘されていましたが、いまだに利用料金の格差はもとより、条例が未整備のままとなっています。利用料金については、近いうちに調整するとなっていたのに、いまだに調整されないままになっていますが、これでは公平性に欠けるとともに、法的にも問題があると思われます。

さらに、公設公営と公設民営の二通りの方式のままで置くことも問題があると思われます。

また、平成20年度から原町、岩島、坂上の各地区でも実施することを明言していたのに、全く放置されたまま先送りにされています。

なぜ条例整備や利用料金の格差、さらに運営方式の統一が3年近くも放置されたままになっているのかお聞かせください。その上で、これらを所管してきた教育長として、今後どう

対応していくのかをまず明確にしていきたいと思います。

また、幼児教育と保育事業に関連して、町長は幼保一元化を図るために認定こども園を設置する考えを示しているようですが、これも放置されたまま、いまだに進んでいないのが実態と思われます。そんな中、今年度から一部幼稚園で預かり保育が試行されており、利用している保護者から今後の継続が期待されているとも聞いております。預かり保育も文部科学省が推進している事業であり、幼保一元化も時代のニーズに合った事業であると思われます。しかし、今後、町や教育委員会としてどう取り組むのか、具体的な方針が示されていないことから、幼児を持つ子育て世代の保護者からは、不安や不満の声も多く聞かれます。ついては、教育長としてこれらに今後どう取り組み、いつまでに実施していくつもりなのかを具体的に示していただきたいと思います。

次に、幼稚園などの職員体制について伺いたいと思います。

他の施設も該当があると思いますが、今回は当町の幼稚園などの職員体制を中心に伺いたいと思います。現在、幼稚園では臨時的雇用でありながら学級の担任をさせている実態があると聞いています。これが本当であれば、事実上、正職員と同じに非常に重い責任を負わせながら勤務していることが想定されます。教育委員会が責任を持って幼稚園教育を実施しなければならないことを考えると、トラブルなどの際に、当然その責任問題が発生することが懸念されます。

また、臨時的雇用の者に対し時間外に勤務をさせておきながら手当を支給しない事例もあったり、タイムカードによる適正な勤務管理がなされていないずさんな管理体制となっておりとも聞いています。本当にこんな実態で幼稚園教育が行われているとしたら、大きな問題だと思いますので、実態がどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

責任を持って園児を預かり、教育していくためには、せめて学級を担任し、正職員と同等の業務を分担する職員は正職員とするなど、本来必要な人材は早速来年度から正規職員にするべきではないでしょうか。また、臨時職員についても適正な待遇が必要と思われますが、教育長としてどう対応していくつもりなのか、具体的に示していただきたいと思います。

また、保育所を初め他の施設においても、こうしたケースがあればどう対応していくのか、町長としての考えも具体的にお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 教育長から順次答弁をお願いします。

（教育長 小林靖能君 登壇）

○教育長（小林靖能君） お尋ねの学童保育及び幼保一元化事業等についてですが、学童保育については議員ご存じのように進んでおりません。2007年の原町、岩島、坂上地区の小学校1年生から3年生の保護者を対象にしたアンケート調査によると、学童保育を希望する保護者らが少なかった現状があります。今後、保護者の意向などを伺いながら検討していきたいと考えております。

幼保の一元化についてですが、子供の成長を促すこととともに、保護者の就労への要望にこたえる形の1つとして、今年度、岩島幼稚園、坂上幼稚園で預かり保育を試行し始めましたが、平成22年度中には預かり保育の実施について検討していきたいと考えています。あわせて、預かり料についても相応の受益者負担をお願いすることで考えております。3歳児から5歳児の子供たちで幼稚園に入園する子供たちを午前中は幼稚園のカリキュラムで保育し、午後は保護者の要望に応じて預かり保育で対応する方向で考えています。

続いて、幼稚園の職員体制についてですが、管内の5つの幼稚園の学級担任は3名中2名が臨時職員です。臨時職員ですが、各園の教育目標を見据えて子供たちの保育に取り組んでくれています。3歳児では在園児が12名を超えますと支援員を配当しています。障害のある子供が在園する歳児別学級にも支援員を配当し、保育に当たっております。学級担任の臨時職員も全職員と子供のよい点、気がかりなことなどを話し合い、共通認識で対応していただいています。

○議長（一場明夫君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 中井議員の質問にお答えいたします。

保育所等の同種の施設についてはどうするのかということでございます。

保育所でもやはり臨時職員頼みというところが多くあります。しかしながら、臨時職員だからといって責任が薄いであるとか、一生懸命やらないというようなことは全くございません。全く正規職員と同じように一生懸命子供たちの保育に対して働いてくださっております。ただ、そこで問題なのが特養いわびつ荘等々、似たようなことで正規職員と臨時職員の待遇の違い、その辺が問題だと思っておりますので、それは何とか解消ができるように考えていかなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 10番、中井議員。

○10番（中井一寿君） それでは、教育長にお伺いしますけれども、学童保育の利用料金の格差の是正がまだにできないのはどういうことが弊害になっているのかお聞きしたいと思います。

現在、公設公営の東地区では小学生が月額6,000円、公設民営の太田地区では小学生が月額7,000円から1万円となっておりますけれども、ばらつきがあるが、すぐに公平にすることが望ましいと思いますけれども、お考えを伺いたと思います。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 今後、町等々と相談していきながら検討していきたいと考えております。

○議長（一場明夫君） 10番、中井議員。

○10番（中井一寿君） この格差においては、非常に金額的にシビアな面があると思いますので、保護者の負担は同一価格でなければおかしいんじゃないかと、そんな声も聞いております。ぜひとも検討していただいて、格差の是正をなくしていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いをしておきます。

前の教育長が原町、岩島、坂上と、この3地区でも学童保育をやるんだと言ったまま、丸投げになって、そのまま責任もなく放置してあるわけですがけれども、この点において教育長の、これからいつごろから実施ができるのか、ご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 原町、岩島、坂上地区でも今後保護者の意向、前回と同学年の、やはり1年生から3年生あたりの保護者の意向をお聞きしながら、学童保育をする場所等も勘案していきながら検討していきたいと考えます。

○議長（一場明夫君） 10番、中井議員。

○10番（中井一寿君） 公設公営、公設民営と両方式も条例整備ができていないが、なぜいまだに制定しないのか、条例が制定していないためにできないのか、町が責任を持って実施する以上は、設置管理条例や利用料条例は最低必要であります。早期制定が必要と思われますが、いかがでしょうか。条例を制定して一日でも早くこの問題を解決していただきたいと思いますけれども、教育長の考えを伺いたと思います。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） その点につきましても、町当局と十分に話し合っていながら考え

ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 10番、中井議員。

○10番（中井一寿君） 幼稚園の預かり保育、初めて聞きました。いつごろから実行しているものなのか、今後も継続するのか伺いたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 岩島幼稚園では5月から、坂上幼稚園では11月26日だったかと思っていますけれども、実施し始めておまして、来年度以降も続けていきたいというふうに教育委員会では考えております。

○議長（一場明夫君） 10番、中井議員。

○10番（中井一寿君） 非常に、初めての試みであると思いますけれども、これが将来順調にいけば、22年度からは料金を取って運営していくと伺っておりますけれども、幾らぐらいの料金設定を考えているかお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 申しわけございませんけれども、検討中でございます。

○議長（一場明夫君） 10番、中井議員。

○10番（中井一寿君） それでは、最後に町長、幼稚園等の臨時職員のひどい待遇の実態と管理不備、すぐに改善することが必要だと思われそうですが、町長の答弁を聞きましたところ、正職員にも負けないぐらいの立派な臨時職員がいるということで安心しているわけでございますけれども、責任はやはり正職員を新年度からでも採用する考えがあるか、最後にお聞かせ願いたいと思いますけれども、町長、よろしく。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 新年度の幼稚園、保育所関係の正職員の予定はございません。非常に多くの人たちが臨時職員として働いております。これを一気にということは、到底今の財政状況では不可能であります。ただ、先ほども申し上げたように、待遇というものをやはりみんな同じ場所で働いている人間は同じような待遇にしたい、そのように日々考えてはおりますので、お願いをいたしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 10番、中井議員。

○10番（中井一寿君） 今まで町民の方々から、幼稚園等の対応が非常に悪いというようなことを聞いております。これからは臨時職でも現場の教育を徹底させていただいて、町民が行ったときにスムーズに対応ができるようご指導をお願いしていただきまして、私の一般質

問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） ありがとうございました。

かねがね、今、中井議員さんがおっしゃったようなことは、園長会等々でお願い、指導しているつもりですけれども、今後も心がけて指導していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

以上で中井一寿議員の質問を終わります。

◇ 上 田 智 君

○議長（一場明夫君） 続いて、11番議員、上田智議員。

（11番 上田 智君 登壇）

○11番（上田 智君） いよいよ年の瀬も押し詰まり、私の質問でどんじりとなりました。

3点ほど町長にお伺いをいたしますが、現今、経済状況は大変厳しくて、さらに悪化する経済情勢に至っている師走を迎え、当町においても経済活性化対策等する国の補正にあわせ、緊急経済対策での各事業を実施してきたところでございます。そして、予算にあっては、大変大きな額の100億円強というような状況になって、この町の行く末が危惧されるところであります。

そこで、私は、町長が立候補に後援会報によって住民に公約とも受け取れる内容にも若干触れながら、多少厳しい質問になろうかと思いますが、町の総合計画に基づき、総務省指示による平成19年3月に策定した当町が優先課題として実施すべき集中改革プラン等を中心に姿勢を伺いたしたいと思います。

随時質問をしますので、まず1点目の質問でございますが、合併後の町政執行についてでございます。

合併後の大切な時期の町政を責任者として担当してまいりました現町長においては、諸計画等においても独善的な行政執行を続けてきたことによって、当初の発言では絵にかいたもちとならないよう利活用していくんだというような言葉がありましたが、大変計画性に欠け、まさに絵にかいたもちとなってしまっているような状況であると思います。議会はもとより、

町職員の信頼も得られることがなくて、結果として町民の期待を大きく裏切ったと言わざるを得ない状況と思われます。到底この町政に当たっては、私個人としましては合格点を与えることは不可能だというふうに認識をしております。

そんな中、町長としては今日までの町の執行をどのように自己評価をしているのか、まずお伺いをしたいと思います。

それでは、席に戻りまして、随時質問をさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 答弁させていただきます。

合併後の町政執行についてのご質問でございますが、町の方向性につきましては、第1次東吾妻町総合計画にも示されているように、「人のためのまち」をまちづくりの基本理念として町政執行を行っており、着実に成果が目に見える状況になってきているものと思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 今、評価をしていただきましたが、行政執行責任者になる前に、後援会組織を利用したの改革発想での公約とも受け取れる文書を発行しております。町民の審判を受け、期待感を持たせた行為については、後援会発行とはいえ、大変重いものであると私は思います。その説明責任をどう果たしていくのか。

また、みずからの任期中に手がけた諸計画、特に優先課題とすべき集中改革プラン、子育て支援策とする次世代育成支援行動計画などは早々に事務作業に取り組むと答弁しているにもかかわらず、いまだ関係各課との企画立案に向けた調整や指示がなされていないなど、執行手順のあいまいさが非常に目立っております。それに増して、答弁などもその都度異なっており、集中改革プランについてはほとんど達成できないで放置している状態。さらに、中学校統合や工場誘致などにおいても、すべてが中途半端で、答弁などもその都度異なっており、どれが本当なのか疑問のみを抱かせてきた行為については、無責任だというふうに思うし、甚だ残念に思っております。

このような行為を繰り返し実施してきました責任者としては、どのように町民に対しての説明責任を果たしていくのか伺いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 一生懸命やっておるということは、皆さんご承知いただけているものと考えております。

◎会議時間の延長

○議長（一場明夫君） ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。本日の会議は会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は会議時間を延長することに決定しました。

○議長（一場明夫君） 続いて、一般質問を続けます。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 一生懸命やっているんだということを理解してもらいたいというようなお話がありました。私としては、この問題については余り深く追及はしたくはありませんが、このような町政執行を招いた理由としては、内部のパートナーとの信頼欠如、協調性を持たない自己認識・意識、それらの欠如であって、その結果、リーダーの指示、人事等、すべてが適切ではなく、組織機構改革を実施したのにもかかわらず職務職階制に移行する気配も見えず、指導性に欠ける上、副町長にあっても全く機能されていない、またはさせてもらえなかったのかわかりませんが、そういう現状であると思います。そして、ただ頭でっかちの硬直した組織になっている以上は、特定職員や特定部署のみが負担を強いられている現体制を早急に改善することが急務となろうかと思います。

職域に適した人材をそこに充当させることによって、執行体制を新たに整えていくことが必要かなというふうに私は思いますが、その点は町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） いつも適正な人事管理に努めてまいります。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 確かに、町長が言うように適正な人事に努めているというのは、人的なことであって、ある程度職種的な技能を持った人たちが非常に埋もれている現行です。そういったものを有効利用して、特に優秀な職員ですから、そういったものを配置することによって機能が充実をしていくというのが当たり前の話であって、それらを参考にして人事を進めていくのが私はベターだと思います。

続いて、職員の給与の適正化の具体策について質問をさせていただきます。

6月定例会で職員給与の削減議案を再議に付した際に、町長は、ラスパイレス指数は95が目標だと。そのために、給与は基本給を削減するんだということで、来年の1月から実施するようにしたいと議会に考え方を示されました。しかしながら、それをどう実行する、職員給与適正化のための具体策が示されていないということもありまして、その約束を具体化してどう目標をクリアするのか、まず伺いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 2点目の職員の給与適正化の具体策についての質問でございますが、ラスパイレス指数は一般的に各地方公共団体の平均給与額を職員の学歴、経験年数別構成などが国と同一であると仮定して算出をし、その数値を国の平均給与額を100として算出した指数であります。地方公務員の給与の決定に当たっては、生計費、国及び他の地方公共団体の給与、民間事業従事者の給与、その他の事情の要素を考慮して地方自治体で定められております。職員の給与適正化の具体策として、国及び他の地方公共団体における同種の職員の給与を参考とし、その職務の性格や内容を踏まえつつ、適正な給与制度の運用を行う予定でございます。これによって近い将来、ラスパイレス95を目指しております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 今の答弁ですとありふれた答弁で、ただ、私が言うのは、来年1月から、さきの議会等で町長が示されたとおり、モデル賃金表を使って昇給昇格基準の、また人事評価等をくみしてやっていきたいんだという方向を示したわけですね。それに対して、どうやっていくのか。また、私が思うのには、この本給を95にするとおっしゃるわけですが、現行の改正というのが条例案が示さない、それからどうやって条例案が示されない以上の下の部分で1月から実施ができるのかどうか、まずお答えを願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 町の職員であられた上田議員のほうが私よりも給与の体系等について

はお詳しいような気もいたしますが、職務職階制のモデルというものを引いた中で、基本給にいくわけですから、そのやり方については、要するに適正な給与制度の運用ということで労使の間で協議をした中で進めておるわけでございます。これにつきましては、条例は既に先日の給与表は条例として先日お認めをいただきましたので、その給与表を使って職務職階制に基づいてやっていく。その中でラスパイレス95を目指すということでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） それでは、今までの人事院勧告が示している給料表をもとにしてやっていくんだということよろしいんですね。

その中で、是正をしていくのに、町長と職員組合との労使交渉というのがあろうかと思いますが、これについては給料等の上げ下げの話し合いももちろん話し合われると思いますが、そういうふうに変更できる制度が、先ほど運用というような話をされたようですが、それ以外に何かあるんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 特別にはございません。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 続いて、適正化を実施していくのにはどう具体的に削減し、どれだけ削減できるかということで、明記なくては根本的な改正はできないと私は思っております。まして、数年前から町長が実行するとして議会等においてもさまざまな論議、助言を呈してきたものにもかかわらず、今までの間、実施できなかったことを考えると、今回の答弁は全く無に等しくなるのではないかというふうに思います。また、6月議会の再議の際の答弁は言い逃れだということしか言いようがありません。

そんなことで、大変この件については無責任過ぎると言っても過言ではないというふうに思います、どういうふうなことを町長は思っているのかお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今、上田議員がおっしゃっていたことは、私にとっては当たっております。と考えております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 当たっていないということじゃなくて、あなたがそういうのを約束して、皆さんに話をしているんですよ。それをやはり言い逃れと言うしかないんですよ。やはり思っていることを素直に吐き出すのが、町政の責任者たる役目だと思いますし、でき

るものはできる、できないものはできない、こういうものをはっきりするのが責任者としての務めだと私は思います。

そんな中で、次にいきますが、今の95にしていくんだという、また人事院勧告の給料表等を重視したもので昇給昇格基準を照らし合わせて1月からやっていくんだというようなことを言っているさなかでございますけれども、私としては、人勧が示す給料表を適用する中で、何もラス95に私はこだわる必要はないと思います。95というのは、町長が求めた数字でありますので、それにこだわらずに、やはり職員の方にも財政難の厳しい折、皆さんにも給与の減額等を求めているわけでございますので、全体的な改正を試みることは私は必要だと思います。

そのために職員の生活保障、こういったものを考えると、全体的な問題としては現給保障、それから期末手当での役職加算、それから通勤手当、住宅手当、そういうもろもろの改正などを行ってやっていくのがベターではないかなというふうに私は思います。あくまでも給料表を95までの水準に持っていくということになると、それこそ10年、15年先になっていくような感じで推移されるような状況だと思います。

それに対して、職員も一定の理解を示していただくように努力をしてもらい、またそういったことをすることによって町民から、役場の職員は給料が高いというようなイメージを納得していただけるようなものがつくれるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 議員がご指摘の役職加算、それから通勤手当、そういった手当等々については、幾ら削減してもラスパイレース指数には乗りません。反映されません。そうしますと、この役場の職員は給料が高いんだという評価になります。全国で一斉に公表をされるから、皆さんがそういったような認識になるかと思います。やはりほかの自治体と比べられるように、ラスパイレースを正当な数値として比べられるようにするには、基本給以外にはないと思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 正常なラスにしていくんだというような話でしたが、それでしたら一辺倒で言いますが、再議にかけた現給保障の70%減額しましょうと、それで職員の皆さん、我慢してくださいよというのが議会の総意だったというふうに私は思います。そういったこともできない状態だから、私は言っているんです。できているのなら、こんなことを言う必

要はありません。今後、間もなく1月になりますが、それに向けてどういうふうに対応していくのかわかりませんが、はっきりとした数値等を出していただいて、この給料については終わらせていただきます。

続いての3点目なんですが、町の財政についてお伺いをいたします。財政健全化についてでございます。

町財政について常日ごろ、町長は青信号というようなことを町民に発しております。経済情勢は当然依然として不透明な上、大変な時期でございます。そんな中、来年度の税収はさらに低下を招いてきているような状況が見受けられます。そんなことがありまして、町の財政力における将来負担比率や実質公債費比率、先ほども数字等が出たようですが、厳しい財政状況と言わざるを得ないと思われまふ。青信号とする明快な根拠は何なのか、町長が徴収するとしている都市計画税などの自主財源の確保、さらには財政健全化の具体的な方針をお伺いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） わざわざ青信号と豪語しているわけではございません。ただ、財政健全化法に基づく規格の中に当てはめると、青信号だということで、これは新聞各紙も青信号、黄信号、赤信号というような表現で使っておりますので、それに当てはめると青信号だという話になります。

財政健全化指標につきましては、既に9月議会において報告をさせていただきましたとおり、実質公債費比率が18.5%、将来負担比率が174.1%となっております。財政健全化法に基づく財政悪化の判断基準については、市町村の場合、実質公債費比率について早期健全化基準が25%以上35%未満、財政再生基準が35%以上、将来負担比率につきましては350%以上が早期健全化基準とされております。この財政悪化の判断基準を信号機の色で例えますと、早期健全化基準を黄色信号、財政再生基準を赤信号といたしまして、当町ではいずれの指標も該当する水準ではございませんので、青信号と申し上げておるわけです。

議員ご指摘のとおり、現下の国内経済は雇用情勢の一層の悪化やデフレによる需要低迷、急激な円高など、非常に厳しい経済情勢に直面をしております。町といたしましても、今後税収減などが危惧されるところでございますが、徹底した行政の効率化や簡素化、無駄の排除に努めまして、将来にわたって安定した持続可能な財政基盤の構築に努めます。そして、平成22年度予算を編成する所存でございます。

次に、自主財源確保の1つとして、都市計画税について、平成15年ごろより検討や議論を

積み重ねてまいりました。ご承知のように、都市計画税は目的税であり、都市整備による都市計画区域内の土地、家屋の利便性及び価値の向上によるところの受益関係に着目した税であります。しかし、駅北土地区画整理事業の93%の事業が終了している今日、都市計画税の導入は非常に困難な状況になっております。その主な要因としては、この駅北土地区画整理事業により町の基幹税である固定資産税は増収となり、既に受益者負担となっております。これ以上の負担をかける都市計画税について、納税義務者の理解を得るのは非常に難しく、これまで幾度となく議論をいたし、課税客体調査までを実施してきた経緯はございますが、納税義務者への説明にまで至っていない原因であると考えております。

また、駅北土地区画整理事業の効果で幾つかの企業の参入により、吾妻地区の経済の中心的役割を担うまでに発展してまいりました。しかし、昨年からの世界同時不況と土地価格等の下落により、賃貸契約の見直しの動きの中で現行の契約更新では町から撤退せざるを得ない企業もあらわれようとしております。何とか店舗の閉鎖を食いとめることが地域振興につながると考えております。

このように、都市計画税の導入は魅力ある、活力あるまちづくりのマイナス要因となりかねないため、非常に困難な状況にあると考えております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） とにかく青信号というような話を数値的にはしているようでございますけれども、私としては、今後まだまだ黄色的なものが輝いているのではないかというふうに思っております。そんな中で、やはり町民の方にお知らせするのは、数字が青だから青なんだよなんていう、そういう物の言い方でなく、やはりまだまだ当町は危険水域の中にあるんだ、引き続き努力をして青信号を目指してやっていきたいんだという、そういうような話をすべき問題だというふうに思いますが、その点をまたお聞かせ願えればというふうに思います。

また、都市計画税の関係については、既にこの目的税とするもので、わざわざ都市計画区域を設け、従前の町長から初め、今になってこれをいただいでいくんだという方針は変わらなかったわけです。そんな中で、当然公共下水が入ったり、いろいろして土地の価格は上がるでしょう。固定資産税も上がるでしょう。これは町民は納得して都市計画区域内に皆さんが居住しているということに私はなと思います。そんな中でこの計画税について、非常に固定資産税が上がるから、目的税をとるのはいかがなものかというような否定をする、要するに執行部そのものが何か腰砕けになってボツにしているような感じも受け取れます。特に、

2年次にわたって客体調査だとか、そういったものをしてきて大金を注ぎ込んでやっているわけですよ。そういったものの成果があらわれないというのは、私とすれば、たとえ1,000円でも100円でも計画税というのは、これは別に目的ですから、設定すれば取れるわけですから、そういう住民が、余り負担がかからないような金額を設定すればいいわけで、困難だということは、これは撤回をしていただくようなことになろうかと思います。

特に、都市計画区域内にあっては、どこまでを範囲として計画税を課する区域に規定をしているのか、また今、現に都市計画の関係でも公共下水などが川戸地区だとかそういったものは変更になってきております。そういったものに対しても網羅して含まれるのかどうか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 財政健全化指標につきましての青信号等々の表現でございますが、これは全国的でもやはり青信号ということで、私どもだけが黄色信号なんだよと、この数字をもって黄色信号なんだということは、やはりできないんだと思います。

ただし、私自身は町の職員に対しては厳しい財政事情、まだまだ財政力は弱いんですという表現はしております。ただ、町民に向けた中では財政基盤の確立はある程度つくられております。そんな中で、みんなで心豊かにいろいろなことを考えていきましょうという、そういった夢を見ましょうという発信はしております。現に、財政調整基金、それから累積債務の減少、そういったようなことも現実には行われまして、実質公債費比率の問題もそろそろクリア、起債に対する県の許可が要らなくなるというような状況も目前まで来ております。そういった中では、やはり心を貧乏にしたら、この町を元気にしていくことはできないと考えます。やはりある程度の財政基盤を持った中で、みんなでこの町を元気にする方法を考えましょうというのが私の気持ちであります。

そんな中で、これはとらえ方という問題でございますので、だから完全な青信号だから、幾らでもお金は使っていいんだというところは、現実には交付税を受けない不交付団体というところが本来の青信号というような表現で、行け行けどんどんができるのかなというようには思っております。やはりあくまでも交付税頼みの町ではございますので、基本のところではいつも頭の中に財政力の向上というのがやはりあります。

さて、次の都市計画税、確かに、例えば100円でも200円でもという発想もあるように思います。そして、だから私も非常に困難な状況にあると考えておるわけですし、これは公共下水道の区域というのをどこまでにするであるとか、そういったようなことも、この4月

から公共下水道を川戸地区は廃止とさせていただいたわけです。そういったような状況の変化というのもありましたので、やはり延び延びになっていたということもあって、困難な状況というの生まれているんだと思います。そして、今後この都市計画そのものがどこまで本当に計画を達成できるようになり得るのか、そういったようなものも考えた中では、なかなか難しい状況であろうと判断をしております。

今、上田議員のご提案のように、0.3%を制限にということで税率はなっておりますので、その辺のところはどのように考えるか、それはそれで検討させていただくつもりでいます。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） この計画税については、私も取られたくないというのは心情でございます。しかしながら、こういう目的税等、いかに町独自で財源をふやせるのかというようなことになれば、こういう目的税等が有効な措置だというふうに私は考えております。ぜひ青信号だからといって、これは引き続き気を引き締めてやっていただくのがベターだというふうに思います。

それでは、最後の質問になりますが、公有財産等の所在市町村交付金の関係でございます。これについては、皆さんもご存じ、また町長もご存じだと思いますが、既に板橋区、榛名にある施設ですが、板橋区においては既に交付金をいただいているような状況として伺っております。しかしながら、杉並区に対する経緯等については、いまだ不透明。先ほどの説明で4月ごろまでには実施に向け検討させてもらいたいんだというようなことがあります。当然、今年次、またその前の年でも同様な経緯だと思いますが、当然受けるべきものであると私は思います。一方から既に、一方からというのは板橋ですね、のほうから既にいただいております。杉並区からはいただいていない、こういったものは非常に問題であります。

ぜひ今年度中に解決して、年度内に交付金が受けられる、また今年度ばかりでなくて、その前の年のお金もいただけるような、責任を持った、要するに交渉を粘り強くやっていただいて、少しでも財源を潤すような体制を整えていく必要があると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

また、今年度の交付金については、4月まで検討したいというんですが、年度内にはそういったものはいただけるようなふうになるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 公有資産等所在市町村交付金でございますが、今現在、お互い事務レベルという中で調査をしている状況であります。その結果をまとめて、来年度予算には反

映ができると思ってはおります。

○議長（一場明夫君） 今年度中にもらえる見込みを聞いているようですが。

町長。

○町長（茂木伸一君） ただいま協議中、だから来年度予算の中に入れられるかどうかということで、先ほども答弁もさせていただきましたが、今年度内に交付金が入金になるということとは基本的にはないように考えております。

いずれにいたしましても、お互いに誠意を持って協議をしているという段階でございますので、そして4月までには請求書、そして来年度に入金というのが、このままスムーズにいった場合のルールということになるかと思います。

○議長（一場明夫君） ちょっとお待ちください。残り時間が3分程度ですので、まとめの方向でお願いします。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 総体的に、3点ほど質問させていただきましたが、やはり残された数カ月の期間というふうになっております。その間、精力的に集中改革プラン等の検討も十分担当各課に指示を出して、なるべく早急に実施できるような形をとっていただければ幸いです。

また、私のために時間延長していただいた皆さんに感謝を申し上げて、なかなか不本意な答弁ではございましたが、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 最後、町長の答弁はよろしいですか。

○11番（上田 智君） 結構です。

○議長（一場明夫君） 以上で上田智議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 閉会の前に町長のあいさつをお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 平成21年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8日に開会されました今期定例会におきましては、東吾妻町情報公開条例及び東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例など4件、平成21年度東吾妻町一般会計補正予算を初め、補正予算関係9件、その他、大石辺地に係る総合整備計画の変更についてなど5件の議決をお願いしたところでございます。

しかしながら、平成21年度東吾妻町一般会計補正予算が否決され、非常に残念な結果になっております。これにより、新型インフルエンザワクチン接種事業の1,000万円の予算が執行できなくなり、原材料支給工事の500万円、道路改良の600万円、ダム関連の3,900万円、それから中学校体育館耐震補強事業の3,000万円、学校の新町小学校ことばの教室、坂上幼稚園の預かり保育施設の整備に対する160万円、学校の健康管理対策事業、新型インフルエ

ンザ対策の消毒液等55万7,000円の予算の執行ができなく、安心して安全なまちづくりを推進する上で影響が出てまいると考えております。

会期中に開催されました第4回町民駅伝競争大会では、14チームが参加し、議員各位を初め、沿道住民の方々の声援もあり、盛り上がった大会となりました。ありがとうございました。

さて、ことしの世相を一字であらわす漢字が「新」に決まりました。要因としては、民主党の新政権の誕生や、シアトルマリナーズのイチロー選手が達成した9年連続200本安打の新記録、新型インフルエンザが猛威を振るったことが挙げられました。ことしはまた管内におきまして5件7名の死亡事故が発生しております。これから年末年始にかけて公的な行事なども多く、飲酒の機会も多くなろうかと思いますが、飲酒運転の根絶のため、特段のご協力をお願い申し上げます。

ことしも半月余りで2010年を迎えます。新春が議員各位にとりましても、町民の皆さんにとりましても、健康で希望に満ちたよい年にご家族おそろいで迎えられますよう心よりご祈念を申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 閉会に際し、ごあいさつを申し上げます。

平成21年第4回定例会は、12月8日から本日まで10日間にわたり開催され、平成21年度補正予算9件、条例改正等9件の執行部提案に加え、委員会提出の意見書提出3件、決議1件、請願・陳情の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には12人が立ち、ここに終了することができました。10日間にわたる会期中格別なるご精励を賜りました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からお礼を申し上げます。

会議中の発言には町政を執行するに当たり参考になるものがあったかと思います。新しい年度の予算編成に当たり、それらが十分生かされてくるものと心から期待いたします。

ことしも残り少なくなりました。これからは寒気も増してまいります。お互い事故や健康に留意され、輝かしい新年に期待を託しながら、ご家族ともどもよい年を迎えられることをご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上をもちまして、平成21年第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 5時30分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 橋 爪 英 夫

署名議員 佐 藤 利 一

署名議員 加 部 浩